

資料 1

独立行政法人農林水産消費安全技術センターの
令和元年度に係る業務の実績に関する評価書（案）

農林水産省

様式 3－1－1 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和元年度評価の概要

1. 評価対象に関する事項				
法人名		独立行政法人農林水産消費安全技術センター		
評価対象事業年度	年度評価		令和元年度	
	主務省令期間		平成27年度～令和元年度	
2. 評価の実施者に関する事項				
主務大臣		農林水産大臣		
	法人所管部局	消費・安全局	担当課、責任者	総務課長 沖 和尚
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	広報評価課長 前田 剛志
3. 評価の実施に関する事項				
独立行政法人農林水産消費安全技術センター(以下「FAMIC」という。)から提出のあった自己評価書を基礎として、所管部局である消費・安全局が中心となって評価を行い、評価点検部局である大臣官房広報評価課で評価の点検を行った。評価の実施に当たっては、理事長・監事・担当部門のヒアリング及び有識者からの意見聴取を実施した。				
4. その他評価に関する重要事項				
—				

様式3-1-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和元年度評価 総合評価

1. 全体の評価					
評価 (S、A、B、C、D)	B：全体としておおむね事業計画における所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 主務省令期間における過年度の総合評価の状況			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		B	B	B	B
評価に至った理由	項目別評価20項目のうち、業務部門（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）：Aが2項目、Bが5項目、管理部門（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）：Bが11項目、評価の対象外が2項目となっており、また法人全体の信用を失墜させる事象もなかったため、農林水産省の評価基準に基づきBとした。具体的な評価基準は別添1のとおり。				

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	行政執行法人として、肥料及び土壌改良資材関係業務、農薬関係業務、飼料及び飼料添加物関係業務、食品表示の監視に関する業務、日本農林規格等に関する業務、食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務、その他の業務の実施にあたり、理事長のリーダーシップの下、業務の進捗や予算執行の把握に努め、創意工夫等により効率的かつ効果的に業務運営を図り的確に業務を遂行することができたことから、計画のとおり順調な組織運営を行っているとして評価した。
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。 なお、これまでの農林水産省独立行政法人評価有識者会議農林水産消費安全技術センター部会における指摘を踏まえ、その実績に至った経緯、法人の経営努力、特殊事情等の特筆すべき事項を明らかにして評価した。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	職員の人事に関する計画について、管理職の女性職員登用目標達成のための取組をより一層進めること。
その他改善事項	－
主務大臣による監督命令を検討すべき事項	－

4. その他事項	
監事等からの意見	－
その他特記事項	

様式 3-1-3 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和元年度評価 項目別評定総括表

年度目標（事業計画）	年度評価					項目別調書No.	備考
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度		
Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
肥料及び土壌改良資材関係業務	B	B	B	B	B	第1-1-(1)	
農薬関係業務	B	B	A	A	B	第1-1-(2)	
飼料及び飼料添加物関係業務	B	B	B	A	B	第1-1-(3)	
食品表示の監視に関する業務	B	A	B	A	A	第1-2-(1)	
日本農林規格等に関する業務	B	B	B	B	A	第1-2-(2)	
食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務	B	B	A	B	B	第1-3	
その他の業務	B	B	B	B	B	第1-4	

年度目標（事業計画）	年度評価					項目別調書No.	備考
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度		
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項							
業務運営の改善	B	B	A	A	B	第2-1	
業務運営コストの縮減	B	B	B	B	B	第2-2	
人件費の削減等	B	B	B	B	B	第2-3	
調達等合理化の取組	B	B	B	C	B	第2-4	
Ⅲ．財務内容の改善に関する事項							
保有資産の見直し等	B	B	B	B	B	第3-1	
自己収入の確保	C	B	B	B	B	第3-2	
予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	B	B	B	B	B	第3-3	
短期借入金の限度額	－	－	－	－	－	第3-4	
Ⅳ．その他の事項							
職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）	B	B	B	C	B	第4-1	
内部統制の充実・強化	B	B	B	B	B	第4-2	
情報セキュリティ対策の推進	B	B	A	B	B	第4-3	
施設及び設備に関する計画	B	B	－	－	－	第4-4	
積立金の処分に関する事項	B	B	B	B	B	第4-5	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-1-(1)	肥料及び土壌改良資材関係業務		
業務に関連する政策・施策	食料の安定供給の確保 1 食の安全と消費者の信頼の確保	当該事業実施に係る根拠	独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成11年法律第183号。以下「センター法」という。）第10条第1項第7号並びに第2項第3号及び第7号 肥料取締法（昭和25年法律第127号） 地力増進法（昭和59年法律第34号）
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省元-① 行政事業レビューシート事業番号：0002

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	元年度		2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	元年度
① 農林水産省からの緊急要請業務	実施率	100%（報告件数/要請件数）	100% (1/1)	100% (1/1)	100% (2/2)	実績なし	実績なし	予算額（千円）	506,275	490,402	636,174	630,591	607,967
②ア 登録関係業務（登録審査）	20業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数/調査指示件数）	100% (1,268/1,268)	100% (1,248/1,248)	100% (992/992)	100% (758/758)	100% (703/703)	決算額（千円）	512,469	562,692	591,413	565,652	590,739
②イ 登録関係業務（生産工程変更相談）	処理率	100%（処理件数/生産工程変更相談件数）	－	－	－	－	100% (2,122/2,122)	経常費用（千円）	646,988	693,390	638,543	595,268	610,854
③ 肥料の立入検査等業務	36業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数/立入検査件数）	100% (521/521)	100% (308/308)	100% (306/306)	100% (295/295)	100% (264/264)	経常利益（千円）	1,788	21,500	11,019	10,638	17,292
④ 土壌改良資材の立入検査業務	VA菌根菌以外：30業務日以内 VA菌根菌：65業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数/立入検査件数）	100% (31/31)	100% (30/30)	100% (30/30)	100% (30/30)	100% (30/30)	行政コスト(千円)	－	－	－	－	1,087,021
⑤ 牛海綿状脳症の発生防止関係業務（大臣確認指示）	処理率	100%（報告件数/大臣確認指示件数）	100% (21/21)	100% (14/14)	100% (5/5)	100% (6/6)	100% (3/3)	行政サービス実施コスト（千円）	722,441	759,821	670,188	624,690	－
⑤ 牛海綿状脳症の発生防止関係業務（理事長確認申請受付）	処理率	100%（処理件数/理事長確認申請受付件数）	100% (32/32)	100% (29/29)	100% (47/47)	100% (50/50)	100% (44/44)	従事人員数	64	68	63	57	57
⑥ア その他肥料の安全確保等に関する業務（汚泥肥料中の重金属手引書）	周知率	100%（周知件数/汚泥肥料新規登録業者数）	100% (23/23)	100% (21/21)	100% (22/22)	100% (22/22)	100% (23/23)						
⑥ア その他肥料の安全確保等に関する業務（品質管理の普及）	実施率	100%（取組状況確認件数/汚泥肥料登録業者の立入検査数）	100% (320/320)	100% (195/195)	100% (202/202)	100% (182/182)	100% (171/171)						
⑥イ その他肥料の安全確保等に関する業務（仮登録調査）	実施率	100%（報告件数/調査指示件数）	－	－	100% (1/1)	実績なし	実績なし						

⑥イ その他肥料の安全確保等に関する業務（肥料肥効試験）	実施率	100%（報告件数/調査指示件数）	実績なし	100%（1/1）	100%（1/1）	100%（1/1）	実績なし
⑥イ その他肥料の安全確保等に関する業務（公定規格改正申出対応）	実施率	100%（対応件数/申出受理件数）	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし	100%（2/2）
⑥イ その他肥料の安全確保等に関する業務（公定規格改正調査）	実施率	100%（実施件数/要請件数）	—	—	100%（2/2）	100%（1/1）	実績なし
⑥ウ その他肥料の安全確保等に関する業務（汚泥肥料中の放射性セシウム測定）	実施率	100%（測定件数/該当汚泥肥料採取件数）	100%（81/81）	100%（58/58）	100%（55/55）	100%（48/48）	100%（40/40）
⑥エ その他肥料の安全確保等に関する業務（クロピラリド測定）	実施率	100%（測定件数/該当汚泥肥料等採取件数）	—	—	100%（53/53）	100%（31/31）	100%（23/23）
⑥エ その他肥料の安全確保等に関する業務（取組周知）	実施率	100%（周知件数/該当立入検査件数）	—	—	100%（100/100）	100%（52/52）	100%（31/31）
⑥エ その他肥料の安全確保等に関する業務（原因調査）	実施率	100%（測定件数/要請件数）	—	—	実績なし	実績なし	実績なし
⑥オ その他肥料の安全確保等に関する業務（要請による肥料制度見直し調査）	実施率	100%（報告件数/要請件数）	—	—	—	—	100%（4/4）
⑦ 調査研究業務	調査研究業務の実施状況	—	11件	11件	11件	12件	12件

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
	1 農業生産資材における安全の確保等に関する業務 (1) 肥料及び土壌改良資材関係業務 肥料関係業務について、肥料取締法に基づき、肥料の品質等を保全し、その公正な取引と安全な施用を確保し、農業生産力の維持増進に寄与するとともに、国民の健康の保護に資するため、以下のとおり肥料の検査等業務を行う。 また、土壌改良資材関係業務について、地力増進法（昭和59年法律第34号）に基づき、農業	(1) 肥料及び土壌改良資材関係業務 肥料及び土壌改良資材関係業務の実施に当たっては、農林水産省等関係機関との連携を密に行いつつ、不適正な肥料等の流通を防ぐための検査実施、農林水産省が行う肥料の公定規格の改正に資するデータ提供や試験法の開発・改良等について、創意工夫により効果的かつ的確に取り組むものとする。	<定量的指標> ○ 肥料関係業務の実施 中項目の評定は、小項目別（◇）の評定結果の積み上げにより行うものとする。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：◇ 小項目1（項目）×4点（S）＋ 小項目2（項目）×3点（A）＋ 小項目11（項目）×2点（B）＝32点 B：基準点（28）×9/10 ≤ 各小項目の合計点（32）< 基準点（28）×12/10 <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施する。 <業務の評価> 指標を含め事業計画の所期の目標を全て達成したことに加え、登録関係業務や肥料の立入検査等業務の効率化に向けた取組、調査研究業務における肥料等試験法の国際基準に合わせた対応などにおいて、FAMICが有する知見や技術を活かして創意工夫に努め、主体的な取組を行ったことにより効率的かつ効果的に成果を挙げ、肥料の品質等の保全と適正な流通、施用に貢献した。		評定	B

生産力の増進と農業経営の安定を図るため、以下のとおり土壌改良資材の検査等業務を行う。					具体的には、次のとおり。
①農林水産省からの緊急要請業務 農林水産省から緊急に要請した業務については、最優先で組織的に取り組み、必要な調査、分析又は検査を実施し、その結果を速やかに報告する。	① 農林水産省からの緊急要請業務 農林水産省から緊急に対応すべき業務の要請があった場合には、他の業務に優先して、要請のあった調査、分析又は検査等業務を実施し、その結果を速やかに農林水産省に報告する。	<定量的指標> ◇ 実施率：100% (報告件数/要請件数)	<主要な業務実績> ① 該当する事案はなかった。	<評定と根拠> 評定：－ 根拠：実績がないため評価せず。	① 農林水産省からの緊急要請業務については、実績がないため評価せず。
② 登録関係業務 ア 肥料取締法第7条第1項の規定に基づく肥料の登録申請に係る調査は、農林水産大臣の指示に従い実施し、申請受付から20業務日以内に調査結果を農林水産大臣に報告する。	② 登録関係業務 ア 肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条第1項の規定に基づく肥料の登録等申請に係る調査は、農林水産大臣の指示に従い実施し、申請受付から20業務日以内に調査結果を農林水産大臣に報告するため「肥料登録システム」を活用し、速やかに調査を行う。	<定量的指標> ◇ 標準処理期間内（20業務日以内）の処理率：100% (標準処理期間内報告件数/調査指示件数)	<主要な業務実績> ② ア 登録等申請に係る調査については、農林水産大臣の指示に従い703件実施した。 調査の実施においては、「肥料登録システム」上の業者の氏名及び住所、生産事業場の名称及び住所等の基本データを活用し、全て20業務日以内に農林水産大臣に報告した。 【処理率100%（703/703）】 【特筆事項等について（創意工夫等）】 肥料登録業務に係る経験豊富な職員の減少により、登録業務のスキルの伝承が難しくなる中、担当者とは過去の登録事例や、過去の担当者が独自に作成した審査手順、判断根拠等を参考に審査しているため、担当者によって審査の観点や、業者に提出を求める資料やデータに差が生じたり、経験が浅い担当者では、審査の時間が長くなる傾向にあった。一方で登録申請書の記載内容や添付書類に関する申請者からの問合せへの対応に時間を要していることも課題となっていた。 このため、本部と各地域センターの担当者が連携して、使用実績がある原材料のリスト、判断に迷った事例やよくある相談事例等をまとめたQ&A、基本的な審査手順や判断根拠をまとめた担当者向け手引きを整備した。また、申請書の記載例や必要な添付書類等をまとめた申請者向け手引きを作成した。 これらの取組により、担当者の効率的な人材育成や若手担当者の登録業務のスキルが向上するとともに、担当者間や本部・地域センター間の登録業務の運用の統一化が図られ、登録業務に対する事業者の信頼性向上につながった。また、事業者において申請書の作成方法に対する理解度が向上したことにより、事業書からの問合せが少なくなる等、担当者の負担が軽減された。	<評定と根拠> 評定：A 根拠：標準処理期間内の処理率は100%であることに加え、登録業務担当者のスキルの向上及び登録業務運用の統一化により、肥料の品質及び安全の確保や、登録業務の改善・合理化に貢献したことから、計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。	②ア 登録関係業務については、標準処理期間内の処理率は100%であることに加え、課題となっていた若手担当者の育成強化と本部・各センター間の運用の統一が図られ、法人の創意工夫によって、登録業務に対する事業者からの信頼性向上及び制度理解度促進が図られ、肥料の品質及び安全の確保の行政課題へ対応の面で貢献が大きいことから、計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

イ 登録を受けた肥料について、当該肥料を生産する事業者より、原料や生産工程の変更に係る相談があった場合は、当該変更に伴い登録が維持されるか否かについての技術的助言を行う。	イ 登録を受けた肥料について、当該肥料を生産する事業者より、原料や生産工程の変更に係る相談があった場合は、当該変更に伴い登録が維持されるか否かについての技術的助言を行う。	<定量的指標> ◇ 処理率：100% (処理件数/生産工程変更相談件数)	なお、今回整備・作成した資料については、新たな知識・経験を追記し、定期的にバージョンアップできるよう、毎年第4四半期に資料更新について検討し、必要に応じて修正するなど、定期的に見直すことをルール化した。 イ 原料や生産工程の変更に係る相談については、2,122件実施した。 変更内容に対する相談においては、過去の登録状況、原料の使用実績データを活用して技術的な助言を行った。 【処理率100% (2,122/2,122)】	<評定と根拠> 評定：B 根拠：生産工程等の変更に係る相談の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。	②イ 登録関係業務について、生産工程等の変更に係る相談が2,122件実施され、全て処理されたことから、計画における所期の目標を達成していると評価できる。
③ 肥料の立入検査等業務 肥料取締法第30条の2第1項の規定に基づく立入検査等（生産工程の検証及び違反の改善状況の確認に重点を置いた立入検査等を含む。）は、農林水産大臣の指示に従い実施し、その結果（収去品の分析・鑑定結果を含む。）を立入検査終了後36業務日以内に農林水産大臣に報告する。	③ 肥料の立入検査等業務 肥料取締法第30条の2第1項の規定に基づく立入検査等（製造指示書による生産工程の検証及び違反の改善状況の確認に重点を置いた立入検査等を含む。）は、農林水産大臣の指示に従い、適切に収去品を選定し、製造指示書の確認等による生産工程の検証をするとともに農林水産省が肥料取締法第29条に基づき報告聴取を行った事業者に対しては再発防止策履行状況の確認を含め適正に実施する。また、立入検査等の結果（収去品の分析・鑑定結果を含む。）を立入検査終了後36業務日以内に農林水産大臣に報告するため、収去品の分析・鑑定に当たっては、業務の進行管理を適切に行う。 立入検査結果を速やかに被検査者に通知するとともに、改善を要する事項が認められた場合は技術的助言を行う。 また、立入検査手法の妥当性を検証し、必要に応じて改善を図る。	<定量的指標> ◇ 標準処理期間内（36業務日以内）の処理率：100% (標準処理期間内報告件数/立入検査件数)	<主要な業務実績> ③ 肥料取締法第30条の2第1項の規定に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示に従い、264件を適正に実施した。 その際、平成29年度に見直した肥料立入検査規程に従い、製造指示書による生産工程の検証及び違反の改善状況の確認に重点を置いた立入検査を実施した。肥料取締法違反の疑義情報を受けて実施した立入検査では、他の業務に優先して検査職員の確保を調整し、必要に応じて県職員と連携しつつ、迅速かつ効率的に立入検査を実施した。 立入検査に係る収去品の分析・鑑定に当たっては、基準違反となった場合の影響を考慮し、(7)人畜に有害な成分（ひ素、カドミウム、水銀及び鉛）、(4)その他の有害成分（ニッケル、クロム等）、(4)その他の成分（窒素、りん酸等）の優先順位で試験を行うなどにより業務の進行管理を適切に行い、全ての結果を36業務日以内に農林水産大臣に報告した。特に、疑義情報を受けて実施した立入検査に際して収去した肥料及び原料については、分析・鑑定を迅速に実施した。 (表1-1-(1)-1参照) 【処理率100% (264/264)】 検査結果を速やかに被検査者に通知するとともに、原料の記載不適正、保証成分量不足等の改善を要する事項が認められた46事業場に対して、技術的助言を行った。 また、現行の立入検査手法に関する課題を抽出し、改善の方向性を整理した。 立入検査等で収去した汚泥肥料中の重金属試験において、分析の信頼性を確保するため、平成30年度にISO/IEC 17025:2005について自己適合宣言したところ。令和元年度は引き続きISO/IEC 17025:2017への自己適合宣言に向け、組織体制を整備し、依頼手続き、サンプリング及び結果報告の手順書を修正の上で運用し令和2年3月24日に自己適合宣言した。	<評定と根拠> 評定：A 根拠：標準処理期間内の処理率は100%であることに加え、担当者の立入検査業務のスキルの高位平準化及び立入検査業務の運用の統一化による肥料の品質及び安全の確保や、立入検査業務の改善・合理化に貢献したことから、計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。	③ 肥料の立入検査業務については、農林水産大臣の指示に従い264件実施し、全て標準処理期間内に農林水産大臣に報告したことに加えて、担当者の効率的な人材育成や、立入検査業務のスキルの高位平準化が進むとともに、担当者間や本部・地域センター間の立入検査業務の運用の統一化が図られたことにより、立入検査業務に対する事業者の信頼性向上に繋がったことから、計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

			【特筆事項等について（創意工夫等）】 立入検査業務に係る経験豊富な職員の減少により、立入検査業務のスキルの伝承が難しくなる中、担当者は過去の立入検査事例や、内部規程に基づく基本的な検査手順等に従って検査している。しかしながら、肥料の種類ごとに検査の観点が異なり、指導・助言等の対応も多種多様であるため、立入検査の現場において担当者が判断に迷う事例や同じ違反内容であっても担当者によって事業者への指摘内容が異なる事例があった。また、検査結果の報告書である記録書の記載内容が担当者によって異なり、指摘内容等が実際に検査した者以外に正確に伝わらない事例があった。 このため、本部と各地域センターの担当者が連携して、汚泥肥料生産業者、それ以外の生産業者、輸入業者の立入検査において、帳簿書類の検査や表示の検査など検査項目ごとに代表的な事例について記載した記録書の記載例を整備することにより、立入検査時に確認すべきポイントが明確になった。また、記録書の作成を支援するため、過去の検査における違反事例について指摘内容と記録書の記載例を検査項目ごとにデータベース化した。 これらの取組により、担当者の効率的な人材育成や、立入検査業務のスキルの高位平準化が進むとともに、担当者間や本部・地域センター間の立入検査業務の運用の統一化が図られたことにより、立入検査業務に対する事業者の信頼性向上につながった。		
④ 土壌改良資材の立入検査業務 地力増進法第17条第1項の規定に基づく立入検査は、農林水産大臣の指示に従い実施し、その結果を立入検査終了後30業務日以内（試験の実施に長期間を要するVA菌根菌資材の場合は65業務日以内）に農林水産大臣に報告する。検査等業務の適正な執行に必要不可欠であり、かつ、被検査者が検査の対象である土壌改良資材の譲渡に同意した場合、当該資材を試験のために必要な最小量に限り入手し、試験する。	④ 土壌改良資材の立入検査業務 地力増進法（昭和59年法律第34号）第17条第1項の規定に基づく立入検査は、農林水産大臣の指示に従い、製造現場の状況や記録を実地に確認するなどにより適正に実施するとともに、集中的な集取品の試験等により迅速化を図り、立入検査の結果を立入検査終了後30業務日以内（試験の実施に長期間を要するVA菌根菌資材の場合は65業務日以内）に農林水産大臣に報告するため、業務の進行管理を適切に行う。検査等業務の適正な執行に必要不可欠であり、かつ、	<定量的指標> ◇ 標準処理期間内（VA菌根菌以外は30業務日以内、VA菌根菌は65業務日以内）の処理率：100%（標準処理期間内報告件数/立入検査件数）	<主要な業務実績> ④ 地力増進法第17条第1項の規定に基づく立入検査（30件）は、農林水産大臣の指示に従い、法令遵守状況の確認等を製造現場の状況や記録を実地に確認するなどにより適正に実施した。集取品の試験（25件）については、月ごとに本部で集中的に実施し、検査項目に応じてまとめて分析する等により効率化・迅速化を図った。立入検査を行った30件全てについて業務の進行管理を適切に実施し、全ての検査結果を30業務日以内に農林水産大臣に報告した。また、被検者に対しても立入検査の結果を速やかに通知するとともに、表示に関する改善事項が認められた被検者（7件）に対して技術的助言を行った。 なお、農林水産大臣の指示においてVA菌根菌資材に該当する事案はなかった。 【処理率100%（30/30）】	<評定と根拠> 評定：B 根拠：標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。	④ 土壌改良資材の立入検査業務については、地力増進法第17条第1項の規定に基づく立入検査が30件が実施され、立入検査での集取品25件の検査結果が全て標準処理期間内に農林水産大臣に報告されていること等の実績により、計画における所期の目標を達成していると認められる。

	被検査者が検査の対象である土壌改良資材の譲渡に同意した場合、当該資材を試験のために必要な最小限に限り入手し、試験する。 また、立入検査の結果を速やかに被検査者に通知するとともに、表示に関する改善事項が認められた場合には技術的助言を行う。				
⑤ 牛海綿状脳症の発生防止関係業務 牛海綿状脳症の発生を防止するため、「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について」（平成16年2月26日付け15消安第6398号農林水産省消費・安全局長通知）及び「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」（平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長、水産庁長官通知）に基づき、肥料用肉骨粉等が家畜用飼料へ誤用・流用されることを防止する等の観点から、肥料原料用の肉骨粉等について製造基準適合確認検査を行い、製造基準に適合するものであると認めた製造事業場を公表する。	⑤ 牛海綿状脳症の発生防止関係業務 牛海綿状脳症の発生を防止するため、次の取組を行う。 ア 「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について」（平成16年2月26日付け15消安第6398号農林水産省消費・安全局長通知）に基づき、牛の部位を原料とする肥料について、脊柱等が混合しないこと等に関し、農林水産大臣から確認検査の指示があったものについては、適切に検査及び報告を実施する。その報告をもとに農林水産大臣が製造基準に適合すると認め確認書を交付した場合にあっては、その製造事業場を公表する。	<定量的指標> ◇ 処理率：100%（報告件数/大臣確認指示件数）	<主要な業務実績> ⑤ 牛海綿状脳症の発生を防止するため、次の取組を実施した。 ア 牛の部位を原料とする肥料に脊柱等が混合しないことに関し、農林水産大臣から指示があった製造事業場（3事業場）全てについて製造基準適合確認検査を実施し、適否を付して検査結果を農林水産大臣に報告するとともに、農林水産大臣からの確認書の交付状況をホームページで公表した。 【処理率100%（3/3）】	<評定と根拠> 評定：B 根拠：大臣確認指示に対する報告の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。	⑤ 牛海綿状脳症の発生防止関係業務については、牛の部位を原料とする肥料に脊柱等が混合していないことの確認のため、農林水産大臣が指示した製造事業場3件全てに検査が実施され、また肥料用の肉骨粉等の家畜用への誤用・流用防止等の観点から、確認申請を受けた製造事業場44件に対して製造基準適合確認検査が実施された。前者については農林水産大臣からの確認書の交付状況、後者については製造基準に適合するものであると認めた製造事業場を公表した。上記から計画における所期の目標を達成していると認められる。
	イ 「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」（平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長、水産庁長官通知）に基づき、肥料用の肉骨粉等の家畜飼料への誤用・流用防止等の観点から、肥料原料用の肉骨粉等の製造基準適合確認検査を申請に基づき行い、製造基準に適合するものであると認めた製造事業場を公表する。	<定量的指標> ◇ 処理率：100%（処理件数/理事長確認申請受付件数）	<主要な業務実績> イ 肥料用の肉骨粉等の家畜用飼料への誤用・流用防止等の観点から、確認申請を受付けた肥料原料用の肉骨粉等の製造事業場（44事業場）に対して製造基準適合確認検査を実施し、その結果、製造基準に適合するものであると認めた製造事業場をホームページで公表した。 【処理率100%（44/44）】	<評定と根拠> 評定：B 根拠：理事長確認申請に対する処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。	

⑥ その他肥料の安全確保等に関する業務	ア 安全な肥料の生産を確保するため、農林水産省と連携し、有害成分を含有する可能性の高い汚泥肥料の生産業者が取り組む品質管理に関する「汚泥肥料中の重金属管理手引書」（平成22年8月 農林水産省公表（平成27年3月改正）。以下「手引書」という。）について、新たに登録を受ける汚泥肥料生産業者へ内容を周知する。また、立入検査の際に手引書に沿った取組の状況を確認し、品質管理の普及に努める。	イ 農林水産省と連携し、事業者からの仮登録や公定規格改正の申出に対しては、「肥料取締法に基づく公定規格等の設定・見直しに係る標準手順書」（平成26年3月 農林水産省消費・安全局農産安全管理課及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター肥飼料安全検査部公表。以下「標準手順書」という。）に基づき対応する。また、農林水産省の要請により、汚泥中のりんやバイオマス燃焼灰中の加里といった未利用資源を肥料として利用するための公定規格の設定について、標準手順書に基づき、必要な肥料の品質や植害に関する調査設計、サンプリング、分析を実施する。	＜定量的指標＞ ◇ 汚泥肥料新規登録業者への周知率：100%（周知件数/汚泥肥料新規登録業者数）	＜主要な業務実績＞ ⑥ 農林水産省と連携しつつ、次の取組を行った。 ア 「汚泥肥料中の重金属管理手引書」を普及させるため、新たに汚泥肥料の登録申請を行った業者（23件）に対して、内容の周知を行った。 【周知率100%（23/23）】	＜評定と根拠＞ 評定：B 根拠：汚泥肥料新規登録業者への周知率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。	⑥ア 新たに汚泥肥料の登録申請を行った業者23件への「汚泥肥料中の重金属管理手引書」の周知の実施率、立入検査（171件）時に同手引書に沿った品質管理等の普及・指導の実施率のいずれもが100%であったことから、計画における所期の目標を達成していると認められる。
			＜定量的指標＞ ◇ 立入検査の際の品質管理の普及の実施率：100%（取組状況確認件数/汚泥肥料登録業者の立入検査数）	＜主要な業務実績＞ 汚泥肥料登録業者の立入検査（171件）時に、「汚泥肥料中の重金属管理手引書」に沿った品質管理等の普及・指導を行った。 【実施率100%（171/171）】	＜評定と根拠＞ 評定：B 根拠：立入検査先の汚泥肥料登録業者への品質管理等の普及・指導の実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。	
			＜定量的指標＞ ◇ 仮登録調査実施率：100%（報告件数/調査指示件数）	＜主要な業務実績＞ イ 次の取組を実施した。 （イ）仮登録申請に係る調査（書類等）について、農林水産大臣の指示はなかった。 なお、仮登録申請について相談のあった事業者に対して、手順等の説明を行うとともに、申請又は申出予定情報及び周辺技術情報を整理し、農林水産省へ報告した。	＜評定と根拠＞ 評定：－ 根拠：実績がないため評価せず。	
	(イ) 事業者からの仮登録の申請については、農林水産大臣の指示に従い、仮登録の妥当性に係る調査を実施し農林水産省に報告する。 仮登録肥料の肥効試験については、農林水産大臣の指示に従い試験を実施するとともに、外部の有識者から意見を聴いた上で結果のとりまとめを行い農林水産省へ報告する。		＜定量的指標＞ ◇ 仮登録肥料肥効試験調査実施率：100%（報告件数/調査指示件数）	＜主要な業務実績＞ 仮登録肥料に係る肥効試験について、農林水産大臣の指示はなかった。	＜評定と根拠＞ 評定：－ 根拠：実績がないため評価せず。	⑥イ（イ） 仮登録申請に係る調査（書類等）については、実績がないため評価せず。
			＜定量的指標＞ ◇ 事業者からの公定規格改正申出対応実施率：100%（対応件数/申出受理件数）	＜主要な業務実績＞ （イ）事業者からの公定規格改正の申出について2件対応した。当該申出に係る公定規格の設定に資するため、関連する知見及び試験データを整理し、調査結果をとりまとめ、外部有識者に意見を聞いた上で、農林水産省に報告した。 【実施率100%（2/2）】 なお、公定規格改正について相談のあった事業者に対して、手順等の説明を行うとともに、申請又は申出予定情報及び周辺	＜評定と根拠＞ 評定：B 根拠：公定規格改正の申出（2件）に対する実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。	

	また、仮登録申請の相談事業者に対する手順の説明、周辺技術情報の整理等を行う。 (イ) 事業者からの公定規格改正の申出に対しては、標準手順書に基づき、外部有識者から意見を聞いた上で評価を行い農林水産省へ報告する。また、申出の相談事業者に対する手順の説明、周辺技術情報の整理等を行う。 (ウ) 農林水産省の要請により、汚泥中のりんやバイオマス燃焼灰中の加里といった未利用資源を肥料として利用するための公定規格の設定について、標準手順書に基づき、必要な肥料の品質や植害に関する調査設計、サンプリング、分析を実施する。	<定量的指標> ◇ 農林水産省が行う公定規格改正に伴う調査件数：100%（実施件数/要請件数）	技術情報を整理し、農林水産省へ報告した。 <主要な業務実績> (ウ) 農林水産省から未利用資源を肥料として利用するための公定規格の設定に係る調査の要請はなかった。	<評定と根拠> 評定：－ 根拠：実績がないため評価せず。	ていると認められる。 ⑥イ(ウ) 未利用資源を肥料として利用するための公定規格の設定に係る調査については、実績がないため評価せず。
ウ 東京電力福島第一原子力発電所の事故の対応として、農林水産省と連携しつつ、周辺地域の汚泥肥料生産事業場への立入検査で、肥料として出荷され採取できる汚泥肥料の在庫がある場合は、当該汚泥肥料の放射性セシウムの測定を実施する。	ウ 東京電力福島第一原子力発電所の事故の対応として、周辺地域の汚泥肥料生産事業場への立入検査において、汚泥肥料の放射性セシウム濃度の測定の有無を確認するとともに、肥料として出荷され採取できる汚泥肥料をモニタリング品として採取し、放射性セシウムを測定する。また、原料汚泥について、「汚泥肥料中に含まれる放射性セシウムの取扱いについて」（平成23年6月24日付け23消安第1893号農林水産省消費・安全局長通知）に基づき管理されているかを確認する。	<定量的指標> ◇ 実施率：100%（測定件数/該当汚泥肥料採取件数）	<主要な業務実績> ウ 汚泥肥料の放射性セシウム測定を40件実施し、農林水産省に報告した。また、立入検査において確認した汚泥肥料の放射性セシウム濃度の測定の有無や、通知に基づく原料汚泥の管理状況について、とりまとめて農林水産省に報告した。 【実施率100%（40/40）】	<評定と根拠> 評定：B 根拠：放射性セシウム測定の実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。	⑥ウ 汚泥肥料の放射性セシウム測定が40件実施され、また立入検査において確認した汚泥肥料の放射性セシウム濃度の測定の有無や、通知に基づく原料汚泥の管理状況が農林水産省に報告される等業務が適切に行われたことから、計画における所期の目標を達成していると認められる。
エ 家畜ふん堆肥中のクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害発生への対応として、農林水産省と連携しつつ以下の取組を行う。 (ア) 家畜ふんを原料として使用	エ 家畜ふん堆肥中のクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害発生への対応として、農林水産省と連携しつつ以下の取組を行う。 (ア) 家畜ふんを原料として使用し	<定量的指標> ◇ 立入検査における測定実施率：100%（測定件数/該当汚泥肥料等採取件数）	<主要な業務実績> (ア) 家畜ふんを原料として使用している汚泥肥料等生産事業場への立入検査で23点試料を採取し、クロピラリドの含有量を測定し、結果を農林水産省に報告した。 【実施率100%（23/23）】 農作物の生育障害発生防止に努めるため、家畜ふんを原	<評定と根拠> 評定：B 根拠：クロピラリドを測定するため立入検査で23点採取し、そのクロピラリドの測定実施率は100%であ	⑥エ(ア)(イ) 家畜ふんを原料として使用している汚泥肥料等生産事業場への立入検査の採取試料23件へのクロピラリド含有量の測定及び汚泥肥料等生産事業場31

している汚泥肥料等生産事業場への立入検査で、肥料として出荷された汚泥肥料等の在庫がある場合には、当該汚泥肥料等から試料を採取し、クロピラリドの含有量を測定する。	ている汚泥肥料等生産事業場への立入検査で、肥料として出荷された汚泥肥料等の在庫がある場合には、当該汚泥肥料等から試料を採取し、クロピラリドの含有量を測定する。		料として汚泥肥料等を生産する事業場に集中的かつ優先的に立入検査を実施し、クロピラリドが検出された事業場に対して園芸農家へ出荷の際、「使用に当たって作物の種類や施用量に留意するよう」に伝達するよう注意喚起を行った。	り、計画における所期の目標を達成している。	件への周知が適切に行われたことから、計画における所期の目標を達成していると認められる。
(イ) 家畜ふんを原料として使用している汚泥肥料等生産事業場への立入検査時等において、「牛等の排せつ物に由来する堆肥中のクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害の発生への対応について」（平成28年12月27日付け消費・安全局農産安全管理課長等連名通知）に記載された取組について周知する。 (ウ) 堆肥等に含まれるクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害の発生が確認された場合、農林水産省の要請により、当該堆肥等のクロピラリドの含有量を測定する。	(イ) 家畜ふんを原料として使用している汚泥肥料等の生産事業場への立入検査の際に、「牛等の排せつ物に由来する堆肥中のクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害の発生への対応について」（平成28年12月27日付け消費・安全局農産安全管理課長等連名通知）に記載された取組について周知する。 (ウ) 堆肥等に含まれるクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害の発生が確認された場合、農林水産省の要請により、当該堆肥等のクロピラリドの含有量を測定する。	<定量的指標> ◇ 取組の周知実施率：100%（周知件数/該当立入検査件数）	<主要な業務実績> (イ) 家畜ふんを原料として使用している汚泥肥料等生産事業場31件に立入検査を実施し、全ての事業場に対し取組について周知した。 【周知率100%（31/31）】	<評定と根拠> 評定：B 根拠：クロピラリドに係る取組の周知率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。	⑥エ(ウ) クロピラリドが原因と疑われる生育障害の原因究明のための測定要請については、実績がないため評価せず。
オ 農林水産省が進めている肥料制度の見直しに資するため、農林水産省からの要請により、調査を行う。	オ 農林水産省から肥料制度の見直しに伴う業務の要請があった場合には、要請のあった調査等の業務を実施し、その結果を速やかに農林水産省に報告する。	<定量的指標> ◇ 実施率：100%（実施件数/要請件数）	<主要な業務実績> オ 農林水産省からの要請に応じ、肥料の制度見直しに関して、公定規格の設定等に係る以下の4件の調査等を実施した。 ・指定配合肥料の設定に資するため、化成肥料の生産工程及び原材料の登録情報をとりまとめ、農林水産省に報告した。 ・生産工程の管理に係る生産事業者との意見交換のため、調査に同行し、知見を提供した。 ・生産工程の管理を強化するため、生産工程の重要管理ポイントを過去の立入検査内容から整理しとりまとめ、農林水産省に提案した。 ・めん山羊由来肥料の解禁に係る関係法令の改正に資するため、農林水産省が実施する令和元年度肥料用肉骨粉の管理方法委託事業に検討委員として参加し、知見を提供した。 【実施率100%（4/4）】	<評定と根拠> 評定：B 根拠：技術的支援の要請に対する実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。	

					改正へ大きな貢献が見られたことから、計画における所期の目標を上回る成果が得られていると評価し、当該小項目の評定をAとする。
⑦ 調査研究業務 肥料の検査等に関する調査研究については、以下のア又はイの課題から少なくとも9課題以上実施し、その取組状況、結果等について、外部有識者の評価を受ける。 ア 農林水産省の要請に応じて実施する肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める件（昭和61年2月22日農林水産省告示第284号）、下水汚泥肥料等の主要成分の指定（平成12年1月27日農林水産省告示第96号）、特殊肥料の品質表示基準（平成12年8月31日農林水産省告示第1163号）及び肥料取締法施行規則第11条の2第1項及び第2項の規定に基づき原料及び材料の保証票への記載に関する事項を定める件（昭和59年3月16日農林水産省告示第700号）に関する試験法の開発・改良並びにクライテリア・アプローチの導入・運用に関する課題 イ 肥料等の分析技術の進歩等に伴う分析法の改良など肥料の有効性及び安全性の確保上必要な課題	⑦ 調査研究業務 肥料の検査等に関する調査研究については、以下の課題から少なくとも9課題以上実施する。 また、外部有識者を含めた委員会を年1回開催し、調査研究の取組状況、結果等について評価を受ける。 ア 農林水産省の要請に応じて実施する肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める件（昭和61年2月22日農林水産省告示第284号）、下水汚泥肥料等の主要成分の指定（平成12年1月27日農林水産省告示第96号）、特殊肥料の品質表示基準（平成12年8月31日農林水産省告示第1163号）及び肥料取締法施行規則第11条の2第1項及び第2項の規定に基づき原料及び材料の保証票への記載に関する事項を定める件（昭和59年3月16日農林水産省告示第700号）に関する試験法の開発・改良並びにクライテリア・アプローチの導入・運用に関する課題 イ 肥料等の分析技術の進歩等に伴う分析法の改良など肥料の有効性及び安全性の確保に必要な課題	<定性的指標> ◇ 調査研究業務の実施状況	<主要な業務実績> ⑦ 肥料の検査等に関する調査研究について、「事業計画欄」のアから9課題及びイから3課題の計12課題を実施した。その成果について、外部有識者を含めた委員会（令和2年2月27日開催）において調査研究課題毎に評価を受けた。このうち、フレーム原子吸光法による石灰の測定法の開発については、委員会において高い評価を得た。（別紙「調査研究課題一覧」参照） 調査研究業務で得られた成果は冊子「調査研究報告」に取りまとめ関係諸機関に送付するとともに、公開調査研究発表会（令和元年11月14日）を開催し、成果の普及に努めた。 【特筆事項等について（創意工夫）】 肥料の品質管理で公定法に位置づけられている肥料分析法（農林水産省告示）については公定規格の新設により新たに追加された肥料成分の試験法や、事業者等から要望のある迅速・高性能な最新の分析機器を用いた試験法が未掲載であるとともに、国際的な評価ガイドライン等で示されている分析法に求められるバラツキの幅、データの信頼性等の指標に基づく試験法の能力評価が未実施であった。 このため、公定法を補完する試験法としてFAMICが策定し、公表してきた「肥料等試験法」においては、家畜ふんに由来する堆肥に残留するクロピラリド等3成分同時分析法の開発等、新たに追加された肥料成分に対する試験法を順次開発してきた。また、複数試験室による共同試験の実施に当たり、民間の試験室で所有する分析機器等の情報を事前に把握することにより、迅速・高性能な最新の分析機器を用いた試験法を新たに確立してきた。さらに、肥料成分には水溶性、非水溶性等、複数の形態がある中、成分ごとにまとめて試験を実施することにより能力評価に係る時間の短縮化を図りつつ、国際的な評価基準（AOACガイドライン等）に基づき試験法の能力を評価してきた。	<評定と根拠> 評定：S 根拠：肥料の検査等に関する調査研究では、目標課題数を満たすとともに、外部有識者を含めた委員会から適切に実施されたことと評価を受けたことに加え、FAMICが公表した「肥料等試験法」によって、肥料事業者自らが肥料や肥料原料の品質をより効率的かつ適切に評価できるようになり、肥料事業者の利益となる成果が得られた。さらに、試験法を国際的な評価ガイドライン等に基づいて評価して、国際的に通用する試験法であることを示したことにより、「肥料等試験法」は新たな肥料分野における公定法に位置づけられた。これらの取組により肥料の品質及び安全の確保に貢献したことから、計画における所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認められる。	⑦ 調査研究業務については、肥料安全確保上必要な課題が12課題実施（年度目標値：9課題以上）され、外部有識者を含めた委員会から適切に実施されたと評価を受けたことに加え、FAMICが公表した「肥料等試験法」によって、肥料事業者自らが肥料や肥料原料の品質をより効率的かつ適切に評価できるようになり、肥料事業者の利益となる成果が得られた。さらに、試験法を国際的な評価ガイドライン等に基づいて評価して、国際的に通用する試験法であることを示したことにより、「肥料等試験法」は新たな肥料分野における公定法に位置づけられた。上記の取組により質の高い試験法を肥料事業者へ提供することで、肥料の品質及び安全の確保へ大きな貢献が見られたことから、計画における所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認められる。

			これらの取組により、肥料事業者自らが肥料や肥料原料の品質をより効率的かつ適切に評価できるようになるとともに、「肥料等試験法」が国際的に通用する十分な性能を有した分析法であることを示した結果、農林水産省が新たな肥料分野における公定法に位置付けた。		
--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-1-(2)	農薬関係業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠	センター法第10条第1項第7号及び第2項第4号 農薬取締法（昭和23年法律第82号）
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省元-① 行政事業レビューシート事業番号：0002

2. 主要な経年データ										
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）		
指標等	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度		27年度	28年度
① 農林水産省からの緊急要請業務	実施率	100%（報告件数/要請件数）	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし	予算額（千円）	864,866	868,366
②ア(7) 農薬の登録審査業務（基準値設定必要農薬）	1年4か月以内	100%（標準処理期間内報告件数/報告件数）	100% (67/67)	100% (110/110)	100% (158/158)	100% (156/156)	100% (136/136)	1,020,997	1,028,544	1,139,434
②ア(4) 農薬の登録審査業務（基準値設定不要農薬）	10.5か月以内	100%（標準処理期間内報告件数/報告件数）	100% (1,095/1,095)	100% (1,184/1,184)	100% (970/970)	100% (872/872)	100% (1,218/1,218)	960,888	1,005,371	1,092,458
②イ 農薬の登録審査業務（審査報告書）	登録後6か月以内	100%（標準処理期間内公表件数/公表件数）	100% (6/6)	100% (3/3)	100% (6/6)	100% (5/5)	100% (7/7)	1,089,449	1,108,819	1,108,819
③ 特定試験成績の信頼性の確保に関する業務（GLP調査報告）	30業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数/指示件数）	100% (23/23)	100% (14/14)	100% (17/17)	100% (20/20)	100% (14/14)	16,763	13,666	30,249
④ア 農薬の立入検査業務（立入検査報告）	25業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数/指示件数）	100% (69/69)	100% (69/69)	100% (68/68)	100% (68/68)	100% (69/69)	行政コスト(千円)	－	1,997,300
④イ 農薬の立入検査業務（集取品分析結果報告）	60業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数/集取件数）	100% (24/24)	100% (21/21)	100% (16/16)	100% (18/18)	100% (12/12)	行政サービス実		
⑤ア 農薬の登録審査に附帯する業務(国際調和)	技術的知見の提供	－	OECD GLP作業部会等への出席	OECD GLP作業部会等への出席	OECD GLP作業部会等への出席	OECD GLP作業部会等への出席	OECD GLP作業部会等への出席	施コスト(千円)	1,170,482	1,222,285
⑤イ(7) 農薬の登録審査に附帯する業務（蜜蜂に含まれる農薬の定量）	結果報告	－	分析法及び分析結果を農林水産省へ報告	分析法及び分析結果を農林水産省へ報告	分析法及び分析結果を農林水産省へ報告	分析法及び分析結果を農林水産省へ報告	分析法及び分析結果を農林水産省へ報告	1,160,484	1,202,755	－
⑤イ(4) 農薬の登録審査に附帯する業務（蜜蜂への影響評価法の検討）	技術的知見の提供	－	技術的知見を農林水産省へ提供	技術的知見を農林水産省へ提供	技術的知見を農林水産省へ提供	技術的知見を農林水産省へ提供	技術的知見を農林水産省へ提供	従事人員数	94	98
⑤イ(9) 農薬の登録審査に附帯する業務（使用時安全性評価の導入の検討）	技術的知見の提供	－	技術的知見を農林水産省へ提供	技術的知見を農林水産省へ提供	技術的知見を農林水産省へ提供	技術的知見を農林水産省へ提供	技術的知見を農林水産省へ提供		96	101
⑤イ(5) 農薬の登録審査に附帯する業務（試験要求の見直し）	技術的知見の提供	－	－	－	－	技術的知見を農林水産省へ提供	技術的知見を農林水産省へ提供			102
⑤イ(6) 農薬の登録審査に附帯する業務（農薬の安全性情報収集）	技術的知見の提供	－	－	－	－	技術的知見を農林水産省へ提供	技術的知見を農林水産省へ提供			
⑤ 農作物中の農薬残留調査業務（残留農薬分析）	40業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数/指示件数）	100% (239/239)	100% (466/466)	100% (477/477)	100% (476/476)	100% (480/480)			

⑥ 調査研究業務	調査研究業務の実施状況	—	11件	8件	7件	7件	7件	
----------	-------------	---	-----	----	----	----	----	--

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価			
(2) 農薬関係業務 農薬関係業務について、農薬取締法に基づき、農薬の安全性その他の品質及びその安全かつ適正な使用の確保を図り、もって農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、国民の生活環境の保全に寄与するため、以下のとおり農薬の検査等業務を行う。	(2) 農薬関係業務 農薬関係業務の実施に当たっては、諸外国における農薬登録制度の運用に関する情報の収集・分析等により検査手法を検討する等の創意工夫により改善を図り、効果的かつ効率的に取り組むものとする。 また、新たな実施体制のもと、農林水産省と連携し、再評価の導入による安全性に関する審査の充実に対応する。	<定量的指標> ○ 農薬関係業務 中項目の評定は、小項目別（◇）の評定結果の積み上げにより行うものとする。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：◇ 小項目14（項目）×2点（B）＝28点 B：基準点（28）×9/10 ≤ 各小項目の合計点（28）＜ 基準点（28）×12/10 <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施する。 <業務の評価> 指標を含め事業計画の所期の目標を全て達成したことに加え、FAMICの知見や技術を活かすとともに、新たな農薬取締制度の運用の検討に資するため、農林水産省からの随時の要請に基づき調査・検証・通知案検討等に迅速に対応するなど、行政上の重要政策課題へ貢献した。		評定	B	<評定に至った理由> 15の小項目のうち実績のない1項目を除き、Aが1項目、Bが13項目であり、小項目を積み上げた項目別評定はBであったため。 ※Bの基準点（実績のある小項目数14×2点=28点）×9/10 ≤ 各小項目の合計点（1項目×3点+13項目×2点=29点）＜Aの基準点（28（Bの基準点）×12/10=33.6点）。 具体的には、次のとおり。
① 農林水産省からの緊急要請業務 農林水産省から緊急に要請した業務については、最優先で組織的に取り組み、必要な調査、分析又は検査を実施し、その結果を速やかに報告する。	① 農林水産省からの緊急要請業務 農林水産省から緊急に対応すべき業務の要請があった場合には、他の業務に優先して、要請のあった調査分析又は検査等業務を実施し、その結果を速やかに農林水産省に報告する。	<定量的指標> ◇ 実施率：100%（報告件数/要請件数）	<主要な業務実績> ① 該当する事案はなかった。	<評定と根拠> 評定：— 根拠：実績がないため評価せず。	① 農林水産省からの緊急要請業務については、実績がないため評価せず。		
② 農薬の登録審査業務 ア 農薬取締法第3条第5項及び第7条第3項（これらの規定を同法第34条第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づく農薬の登録申請に係る審査は、農薬原体の組成に係る審査も含め、農林水産大臣の指示に従い、審査の質の維持を図りつつ実施し、その審	② 農薬の登録審査業務 農薬の登録審査については、次の取組を行う。 ア 農薬取締法（昭和23年法律第82号）第3条第5項及び第7条第3項（これらの規定を同法第34条第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づく農薬の登録申請に係る審査については、農薬原体の	<定量的指標> ◇ 標準処理期間内（1年4か月以内）の処理率：100%（標準処理期間内報告件数/報告件数） ただし、審査の過程で追加試験成績等の提出が必要な場合における当該追加試	<主要な業務実績> ② 農薬の登録審査業務について、次の取組を行った。 ア 農薬の登録申請に係る審査業務の進行管理については、毎月2回審査進行管理表を更新し、各審査担当課が審査の進捗状況を把握できるようにするとともに、3か月毎に審査進行状況の定期点検を行った。 (ア) 令和元年度は、前年度からの継続分を含め、農林水産大臣から2,349件の審査指示があった。このうち、基準の設定が必要な農薬の審査指示は552件であった。令	<評定と根拠> 評定：B 根拠：標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。	②ア 農薬の登録審査業務については、基準の設定が必要な農薬及び必要でない農薬のいずれにおいても審査結果が全て標準処理期間内に農林水産大臣に報告されていることから、計画における所期の目標を達成していると認められる。		

査結果を以下の期間内に農林水産大臣に報告する。 (ア) 農薬取締法第4条第1項第6号から第9号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定が必要な農薬の審査は、農林水産大臣の指示後1年4か月以内 (イ) 上記以外の農薬の審査は、農林水産大臣の指示後10.5か月以内	組成に係る審査も含め、最新の科学的知見に基づき、農林水産大臣の指示に従い、審査の質の維持を図りつつ実施し、その審査結果を以下の期間内に農林水産大臣に報告するため、業務の進行管理を適切に行う。 (ア) 農薬取締法第4条第1項第6号から第9号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定が必要な農薬の審査は、農林水産大臣の指示後1年4か月以内 (イ) 上記以外の農薬の審査は、農林水産大臣の指示後10.5か月以内	験成績等が提出されるまでの期間（以下「申請者側期間」という。）及び登録申請された農薬についての体重1kg当たりの1日摂取許容量等が未設定であるために審査ができない期間（リスク評価等期間）は、審査期間に含まないものとする。 <定量的指標> ◇ 標準処理期間内（10.5か月以内）の処理率：100%（標準処理期間内報告件数/報告件数）ただし、申請者側期間は、審査期間に含まないものとする。	和元年度内に農林水産大臣に報告した136件は全て1年4か月以内に報告した。 なお、現在審査中の案件についても、進捗管理は適切に行っている。 （表1-1-(2)-1参照） 【処理率100%（136/136）】 <主要な業務実績> (イ) 基準の設定が不要な農薬の審査指示は1,797件であった。令和元年度内に報告した1,218件は全て10.5か月以内に報告した。 なお、現在審査中の案件についても、進捗管理は適切に行っている。 （表1-1-(2)-1参照） 【処理率100%（1,218/1,218）】	<評定と根拠> 評定：B 根拠：標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。	
イ 新しい成分の農薬の登録に当たって、人の健康や環境への影響の有無を判断した科学的根拠等を明らかにし、審査の透明性を確保することを目的として、農薬の審査結果に係る審査報告書を農林水産省と共同で作成し、登録後6か月以内に公表する。	イ 農薬の審査結果に係る審査報告書を農林水産省と共同で作成し、登録後6か月以内に公表するため、業務の進行管理を適切に行う。	<定量的指標> ◇ 標準処理期間内（6か月以内）の処理率：100%（標準処理期間内公表件数/公表件数）ただし、審査報告書案の内容について農林水産省との調整が終了した新規登録有効成分であって、関係府省等との調整に時間を要しているために審査報告書の公表が遅れているものについては、処理率の算出に含めない。	<主要な業務実績> イ 新しい成分の農薬の登録に当たって、人の健康や環境への影響の程度を評価した科学的根拠等を、消費者、農薬の使用者、農薬使用の指導者等へ示すとともに審査の透明性を確保するため、農林水産省と共同で審査報告書を作成し、7成分全てについて登録後6か月以内に、農林水産省のホームページで公表した。 【処理率100%（7/7）】	<評定と根拠> 評定：B 根拠：標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。	②イ 新しい成分の農薬の登録に当たって、人の健康や環境への影響を評価した科学的根拠を示すとともに、審査報告書を農林水産省と共同で作成し、7成分全てについて定められた期間内に公表していることから計画における所期の目標を達成していると認められる。

③ 特定試験成績の信頼性の確保に関する業務 農薬GLP制度における試験施設の調査は、消費・安全局長の指示に従い実施し、その結果を調査終了後30業務日以内に消費・安全局長に報告する。	③ 特定試験成績の信頼性の確保に関する業務 農薬GLP制度における試験施設の調査は、消費・安全局長の指示に従い実施し、その結果を調査終了後30業務日以内に消費・安全局長に報告する。	<定量的指標> ◇ 標準処理期間内（30業務日以内）の処理率：100%（標準処理期間内報告件数/指示件数）	<主要な業務実績> ③ 特定試験成績の信頼性の確保に関する業務 GLP制度における試験施設の調査は、消費・安全局長の指示に従い、14件実施し、その結果については、全て調査終了後30業務日以内に報告した。 【処理率100%（14/14）】	<評定と根拠> 評定：B 根拠：標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。	③ 特定試験成績の信頼性確保に関する業務については、試験施設の調査が14件実施され、全て標準処理期間内に農林水産大臣に報告されていることから、計画における所期の目標を達成していると認められる。
④ 農薬の立入検査等業務 農薬取締法第30条第1項の規定に基づく立入検査等は、農林水産大臣の指示に従い実施し、その結果を以下の期間内に農林水産大臣に報告する。 ア 農薬取締法の立入検査の結果は、立入検査終了後25業務日以内 イ 集取品の分析結果は、集取後60業務日以内	④ 農薬の立入検査等業務 農薬取締法第30条第1項の規定に基づく立入検査等については、農林水産大臣の指示に従い、適切に集取する農薬等を選定し、製造指示書等による製造工程の確認も含め適正に実施するとともに、その結果を、以下の期間内に農林水産大臣に報告するため、業務の進行管理を適切に行う。 ア 農薬取締法の立入検査の結果は、立入検査終了後25業務日以内 イ 集取品の分析結果は、集取後60業務日以内	<定量的指標> ◇ 標準処理期間内（25業務日以内）の処理率：100%（標準処理期間内報告件数/指示件数）	<主要な業務実績> ④ 農薬取締法第30条第1項に基づく製造場への立入検査については、農林水産大臣の指示に従い69製造場に対して製造指示書等による製造工程の確認も含め適正に実施するとともに期限内に農林水産大臣に報告するため、業務の進行管理を適切に行った。 ア 69製造場に対する立入検査の結果については、全ての検査で立入検査終了後25業務日以内に農林水産大臣に報告した。 【処理率100%（69/69）】	<評定と根拠> 評定：B 根拠：標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。	④ 農薬の立入検査等業務については、立入検査が69製造場に対して実施され、全て標準処理期間内に農林水産大臣に報告されており、また立入検査において集取した農薬12点の検査が全て定められた期間内に報告されたことから、計画における所期の目標を達成していると認められる。
<定量的指標> ◇ 標準処理期間内（60業務日以内）の処理率：100%（標準処理期間内報告件数/集取件数） ただし、標準品の入手や供試生物の育成等に要した期間を処理期間から除外することが妥当と判断される場合には、処理期間に含まないものとする。	<定量的指標> ◇ 標準処理期間内（60業務日以内）の処理率：100%（標準処理期間内報告件数/集取件数） ただし、標準品の入手や供試生物の育成等に要した期間を処理期間から除外することが妥当と判断される場合には、処理期間に含まないものとする。	<定性的指標> ◇ 技術的知見の提供	<主要な業務実績> ⑤ 農薬の登録審査に附帯する業務 ア 農薬行政の国際調和の推進に貢献するため、次の取組を行った。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおり、農薬行政の国際調和に貢献	⑤ア 農薬行政の国際調和に貢献するため、国際的な議論に関して技術的知見の提供を行うとともに、OECD等の国際会

テストガイドラインの策定・改訂やGLP制度の見直し、コーデックス委員会による残留農薬に関する国際規格の設定等の議論に関して、FAMICの技術的知見に基づき支援する。	見に基づき、次の取組を行う。 (ア) OECDによるガイドランス文書やテストガイドラインの策定・改訂、コーデックス委員会による残留農薬に関する国際規格の設定等の議論に関して、技術的知見を提供する。 (イ) OECD GLP作業部会に出席し、GLP制度の見直し等に関する議論に対応する。 (ウ) 国際農薬分析法協議会（CIPAC）に出席し、農薬の分析法等検討の議論に参加する。	(ア) OECDで検討されているガイドランス文書の草案等に関して、技術的な観点からの検討を行い、結果を農林水産省に提出した。 (イ) OECD GLP作業部会については、専門家2名を第34回会合に出席させ、GLPの国際調和に関する議論に参加させた。 (ウ) 国際農薬分析法協議会（CIPAC）については、専門家2名を第63回会合に出席させ、分析法等の検討の議論に参加させた。	するため、国際的な議論に関して技術的知見の提供を行うとともに、OECD等の国際会議にも派遣対応しており、目標の水準を満たしている。	議に派遣させ議論に参加させていることから、目標の水準を満たしていると評価できる。
イ 農林水産省と連携しつつ、農薬の登録審査の質の向上等に資するため、次の取組を行う。 (ア) 農薬の使用に伴いへい死した可能性のある蜜蜂に含まれる農薬の定量	イ 農林水産省と連携しつつ、農薬の登録審査の質の向上等に資するため、次の取組を行う。 (ア) 農薬の使用に伴いへい死した可能性のある蜜蜂に含まれる農薬の定量	<定性的指標> ◇ 結果報告 <主要な業務実績> イ 農林水産省と連携しつつ、次の取組を行った。 (ア) 農林水産省の要請に基づき、農薬の使用に伴いへい死した可能性のある蜜蜂に含まれる農薬の定量については、都道府県から送付された蜜蜂試料24件について農薬の定量分析を行い、分析結果を農林水産省に報告した。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおり、農薬の使用に伴いへい死した可能性のある蜜蜂に含まれる農薬の定量結果を報告しており、目標の水準を満たしている。	⑤イ(ア) 農薬の使用に伴いへい死した可能性のある蜜蜂に含まれる農薬を定量結果の報告がなされたことから、目標の水準を満たしていると評価できる。
(イ) OECDにおける検討状況を踏まえた蜜蜂への影響に関する新たなデータ要求及び評価法の検討	(イ) OECDにおける検討状況を踏まえた蜜蜂への影響に関する新たなデータ要求及び評価法の検討	<定性的指標> ◇ 技術的知見の提供 <主要な業務実績> (イ) 農林水産省の要請に基づき、蜜蜂への影響評価に関する諸外国の状況を把握するため、欧州及び米国で発表された評価書等を収集、解析し、その内容等技術的知見を農林水産省に提供した。また、蜜蜂への影響評価に係るデータ要求及び評価指針を盛り込んだ「農薬の登録申請において提出すべき資料について」の通知改正案の一部を作成し農林水産省に提供した。同通知は令和元年6月に改正が行われた。 また、蜜蜂への影響評価における暴露量の推定及び第1段階評価結果の算出を的確に行えるように計算シートを作成し、農林水産省へ提供した。同計算シートは令和元年9月に農林水産省のホームページに掲載された。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおり、諸外国の状況を踏まえた蜜蜂への影響評価方法の検討のための技術的知見を提供しており、目標の水準を満たしている。	⑤イ(イ) OECDにおける検討状況を踏まえた蜜蜂への影響に関するデータ要求及び評価法の検討に対応するために、諸外国の状況を踏まえた蜜蜂への影響評価方法の検討のための技術的知見を提供していることから、目標の水準を満たしていると評価できる。
(ウ) 農薬の作業員一日許容量（AOEL）及び推定暴露量に基づく使用時安全性評価の導入に向けた検討	(ウ) 農薬の作業員一日許容量（AOEL）及び推定暴露量に基づく使用時安全性評価の導入に向けた検討	<定性的指標> ◇ 技術的知見の提供 <主要な業務実績> (ウ) 農林水産省の要請に基づき、農薬の作業員一日許容量及び推定暴露量に基づく使用時安全性評価に係るデータ要求及び評価指針を盛り込んだ「農薬の登録申請において提出すべき資料について」の通知改正案の一部を作成し、農林水産省に提供した。同通知は令和元年6月に改正が行われた。 また、使用時安全性評価における農薬使用者暴露量の推定を的確に行えるよう推定暴露量計算シートを作成し、農林水産省に提供した。同計算シートは令和元年9月に農林水産省のホームページに掲載された。その他、農林水産省からの要請に基づ	<評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおり、農薬の作業員一日許容量及び推定暴露量に基づく使用時安全性評価の導入に向けた検討のための技術的知見を提供しており、目標の水準を満たしている。	⑤イ(ウ) 農薬の作業員一日許容量（AOEL）及び推定暴露量に基づく使用時安全性評価の導入に向けた検討のために、推定暴露量計算シート等の技術的知見を提供していることから、目標の水準を満たしていると評価できる。

			づき、種子消毒等の使用方法について農薬使用者暴露量を推定するための基礎資料を作成し、農林水産省に提供した。		
(エ) 再評価の開始に向けて、申請者からの事前相談への対応及び我が国の試験要求の見直し等の検討	(エ) 再評価の開始に向けて、申請者からの事前相談への対応及び我が国の試験要求の見直し等のための検討	＜定性的指標＞ ◇ 技術的知見の提供	＜主要な業務実績＞ (エ)① 申請者からの事前相談への対応 農林水産省から検討依頼があった事前相談について情報の管理を行うとともに内容について検討し、結果を農林水産省へ報告するとともに、農林水産省と連携して事業者に対応した。 ② 我が国の試験要求の見直し等のための検討 令和2年4月1日に実施される農薬取締法第2弾施行等に対応するため、農林水産省の要請に基づき、農林水産省と連携しながら次の取組を行った。 ・改正農薬取締法に基づく審査体制の検討 ・農薬原体の製造場の立入検査のあり方の検討 ・再評価申請に係る製剤ドシエ（試験成績を含む全提出資料の様式と構成を定めたもの）案の作成 ・農林水産省が構築する新たな農薬登録情報システム構築の検討 ・テストガイドライン（各試験の実施方法等を定めた通知類）の改正案作成、パブリックコメントの回答案の作成に必要な技術的知見の提供 ・農薬登録申請者、安全性試験等の実施施設、都道府県等からの試験実施に係る質問への回答案作成 ・天敵生物等を有効成分とする生物農薬に関するデータ要求の見直しに係る通知案の検討 等	＜評定と根拠＞ 評定：B 根拠：計画のとおり、事業者から寄せられる事前相談に、農林水産省と連携して対応するとともに、我が国の試験要求の見直し等に係る検討のための技術的知見を提供しており、目標の水準を満たしている。	⑤イ(エ) 再評価の開始に向けて、事業者から寄せられる事前相談に、農林水産省と連携して対応するとともに、我が国の試験要求の見直し等に係る検討のための技術的知見を提供している。特に再評価に向けて多くの取組が求められるなか、農薬取締法第2弾施行に対応した取組に加え、生物農薬に関するデータ要求の見直しといったテストガイドラインの作成に向けた検討を進める等、中期的な課題に対応した取組も行っている。 上記より目標の水準を上回る成果が得られていると認められることから、当該小項目の評定をAとする。
(オ) 農薬の安全性その他の品質に関する科学的知見の収集及び整理	(オ) 農薬の安全性その他の品質に関する科学的知見の収集及び整理	＜定性的指標＞ ◇ 技術的知見の提供	＜主要な業務実績＞ (オ) 農林水産省との連携のもと、農薬の安全性その他の品質に関する科学的知見の収集、整理に係る実施体制を確立し、農薬の人への影響、環境中の動態等に関する科学的知見を収集し、農林水産省に提供した。また、農薬の安全性評価において国際的に関心が高まっている分野においては、海外の状況や我が国への影響の検討に資するべく、農林水産省と共同で重点的に情報収集、分析を行った。	＜評定と根拠＞ 評定：B 根拠：計画のとおり、農薬の安全性その他の品質に関する科学的知見を収集・整理して提供しており、目標の水準を満たしている。	⑤イ(オ) 農薬の安全性その他の品質に関する科学的知見の収集、整理に係る実施体制を確立し、科学的知見を収集・整理して農林水産省に提供したことから、目標の水準を満たしていると評価できる。
⑥ 農産物に係る農薬の使用状況及び残留状況調査業務 農林水産省が推進する農薬の適正使用に係る施策に資するため、「農産物安全対策業務の実施について」（平成15年8月4日付け15消安第424号農林	⑥ 農産物に係る農薬の使用状況及び残留状況調査業務 農林水産省が推進する農薬の適正使用に係る施策に資するため、「農産物安全対策業務の実施について」（平成15年8月4日付け15消安第424号農林	＜定量的指標＞ ◇ 標準処理期間内（40業務日以内）の処理率：100%（標準処理期間内報告件数/	＜主要な業務実績＞ ⑥ 農林水産省が推進する農薬の適正使用に係る施策に資するため、農林水産省の実施計画に基づき、農産物に係る農薬の使用状況の調査点検を実施するとともに、当該農産物に係る農薬の残留状況の調査分析をFAMIC各地域センター等間で試料の集約化等をしつつ適切な精度管理の下で行い、調査点検・分析結果については、480件全て農薬の使用状況調査点検実施日から40	＜評定と根拠＞ 評定：B 根拠：標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。	⑥ 農産物に係る農薬の使用状況の調査点検が実施されたとともに、農薬の残留状況の分析が480件実施され、全て標準処理期間内に農林水産省に報告されていることから、計画における所期の目標を達成

水産省消費・安全局長通知)に基づき、野菜、果実、米穀等の農産物に係る農薬の使用状況及び残留状況についての調査分析等を実施し、農薬の使用状況の調査点検日から40業務日以内に結果を地方農政局等に報告する。	水産省消費・安全局長通知)に基づき、農産物に係る農薬の使用状況の調査点検等を適切に実施するとともに、農産物中の農薬の残留状況の調査分析を適切な精度管理の下での確かつ速やかに実施し、農薬の使用状況調査点検実施日から40業務日以内に結果を地方農政局等に報告するため、業務の進行管理を適切に行う。その際、標準処理期間内に処理を完了させるため必要に応じて分析を行うFAMIC各地域センター等間で試料の集約化等を行う。	指示件数) ただし、分析値が残留農薬基準の50%を超えた場合等に行う再分析に要した期間は、処理期間に含まないものとする。	業務日以内に農林水産省へ報告した。 (表1-1-(2)-2参照) 【処理率100% (480/480)】 また、分析対象農薬拡大に資するため、農薬使用状況調査から対象とするべき農薬を確認し、その結果を農林水産省へ報告するとともに、その農薬の分析手法の確立に取り組んだ。		していると認められる。
⑦ 調査研究業務 農薬の検査等に関する調査研究については、登録審査業務遂行に必要な技術力の向上及び残留農薬の調査に必要な分析技術の効率化を目的として、農薬の人畜・環境への影響に関する課題、農薬等の品質・薬効等に関する課題、残留農薬の分析に関する課題を少なくとも7課題以上実施し、その取組状況、結果等について、外部有識者の評価を受ける。	⑦ 調査研究業務 農薬の検査等に関する調査研究については、登録審査業務遂行に必要な技術力の向上及び残留農薬の調査に必要な分析技術の効率化を目的として、次の課題のいずれかに関わる課題を少なくとも7課題以上選定し、実施する。 (ア) 農薬の人畜・環境への影響に関する課題 (イ) 農薬等の品質・薬効等に関する課題 (ウ) 残留農薬の分析に関する課題 また、調査研究の結果について、外部有識者を含めた委員会を年1回開催し、調査研究の取組状況、結果等について評価を受ける。	<定性的指標> ◇ 調査研究業務の実施状況	<主要な業務実績> ⑦ 農薬の検査等に関する調査研究について7課題を実施した。 その成果について外部有識者を含めた委員会(令和2年2月21日開催)において、調査研究課題毎に評価を受けた。 (別紙「調査研究課題一覧」参照) 調査研究の推進に当たっては、農林水産省との綿密な調整と外部有識者の助言を踏まえて課題を設定した。また、部内関係者から成る推進委員会を複数回開催し、的確な進捗管理を行い効率的に実施した。 また、調査研究業務で得られた成果を冊子「調査研究報告」に取りまとめ関係諸機関に送付するとともに、公開調査研究発表会(令和元年11月14日)を開催し、成果の普及に努めた。	<評定と根拠> 評定:B 根拠:農薬の検査等に関する調査研究については目標課題数を満たすとともに適切に実施されたと評価を受け、計画における所期の目標に達する成果が得られていると認められる。	⑦ 農薬の検査等に関する調査研究については、必要な課題が7課題実施(年度目標値:7課題以上)され、研究成果としても期待された水準を達成している成果であったことから、目標の水準を満たしていると評価できる。

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第 1-1-(3)	飼料及び飼料添加物関係業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠	センター法第10条第1項第7号から第10号まで並びに第2項第5号及び第6号 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。） 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成20年法律第83号。以下「ペットフード安全法」という。）
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省元-① 行政事業レビューシート事業番号：0002

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	元年度		2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	元年度
① 農林水産省からの緊急要請業務	実施率	100%（報告件数/ 要請件数）	100% (2/2)	100% (4/4)	100% (3/3)	100% (6/6)	100% (5/5)	予算額（千円）	778,352	795,959	866,989	887,584	985,776
② 飼料等の立入検査業務（立入検査報告）	25業務日以内	100%（標準処理 期間内報告件数/ 立入検査件数）	100% (566/566)	100% (565/565)	100% (529/529)	100% (443/443)	100% (414/414)	決算額（千円）	709,604	699,979	810,827	864,092	877,934
② 飼料等の立入検査業務（大臣確認検査）	実施率	100%（処理件数/ 申請受付件数）	100% (164/164)	100% (117/117)	100% (150/150)	100% (97/97)	100% (144/144)	経常費用（千円）	870,782	857,203	852,981	913,615	897,357
③ 愛玩動物用飼料の立入検査業務（立入検査報告）	30業務日以内	100%（標準処理 期間内報告件数/ 立入検査件数）	100% (61/61)	100% (60/60)	100% (61/61)	100% (61/61)	100% (66/66)	経常利益（千円）	7,474	39,295	18,349	13,365	28,194
④ア 安全性確保に関する検査等業務（飼料試験結果報告）	15業務日以内	100%（標準処理 期間内報告件数/ 収去件数）	100% (704/704)	100% (719/719)	100% (626/626)	100% (541/541)	100% (451/451)	行政コスト（千円）	－	－	－	－	1,555,037
④イ 安全性確保に関する検査等業務（愛玩動物用飼料試験結果報告）	20業務日以内	100%（標準処理 期間内報告件数/ 集取件数）	100% (34/34)	100% (28/28)	100% (25/25)	100% (23/23)	100% (114/114)	行政サービス実施 コスト（千円）	921,608	885,957	857,427	918,716	－
④ウ(ア) 安全性確保に関する検査等業務（基準・規格等の妥当性調査）	実施率	100%（達成件数/ 要請件数）	100% (11/11)	100% (9/9)	100% (10/10)	100% (5/5)	100% (2/2)	従事人員数	76	74	76	80	79
④ウ(イ) 安全性確保に関する検査等業務（試験法等の開発等）	実施率	100%（達成件数/ 要請件数）	100% (1/1)	100% (1/1)	100% (9/9)	100% (9/9)	100% (7/7)						
④ウ(ウ) 安全性確保に関する検査等業務（飼料等の検査）	実施率	100%（実施件数/ 1,400点）	148% (2,362/1,600)	114% (1,831/1,600)	107% (1,705/1,600)	102% (1,636/1,600)	109% (1,520/1,400)						
④ウ(ケ) 安全性確保に関する検査等業務（愛玩動物用飼料の検査）	実施率	100%（実施件数/ 150点）	－	118% (118/100)	115% (115/100)	113% (113/100)	106% (159/150)						
④ウ(エ) 安全性確保に関する検査等業務（耐性菌発現モニタリング調査）	実施率	100%（実施件数/ 要請件数）	報告書を農林水産省へ1回提出	100% (1/1)	100% (1/1)	100% (1/1)	100% (1/1)						

④ウ(オ) 安全性確保に関する検査等業務（適合性の維持）	ISO/IEC 17025 への適合性の維持	—	—	—	—	—	ISO/IEC 17025への適合性の維持	
⑤ 検定等関係業務（飼料添加物の検定申請）	20業務日以内	100%（標準処理期間内処理件数/申請件数）	100%（182/182）	100%（192/192）	100%（152/152）	100%（126/126）	100%（122/122）	
⑤ 検定等関係業務（登録検定機関調査）	実施率	100%（調査件数/依頼件数）	100%（6/6）	100%（2/2）	100%（1/1）	100%（5/5）	100%（2/2）	
⑥ア 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務（抗菌剤GMPガイドライン及びGMPガイドライン適合確認申請検査）	50業務日以内	100%（期間内に処理した件数/申請件数）	100%（39/39）	100%（55/55）	100%（56/56）	100%（73/73）	100%（91/91）	
⑥イ 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務（センター確認）	実施率	100%（処理件数/申請受付件数）	100%（16/16）	100%（26/26）	100%（47/47）	100%（19/19）	100%（29/29）	
⑥ウ 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務（特定飼料等製造業者及び規格設定飼料製造業者）	特定飼料等製造業者:50業務日以内 規格設定飼料製造業者:40業務日以内	100%（標準処理期間内処理件数/申請受付件数）	実績なし	実績なし	100%（2/2）	100%（1/1）	実績なし	
⑥エ 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務（輸出証明検査）	実施率	100%（実施件数/依頼件数）	100%（25/25）	100%（18/18）	100%（20/20）	100%（22/22）	100%（15/15）	
⑥オ 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務（エコフィード及びVCオイル検査）	実施率	100%（実施件数/依頼件数）	100%（32/32）	100%（2/2）	100%（3/3）	100%（5/5）	100%（1/1）	
⑥カ 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務（飼料製造管理者認定講習会）	年1回以上	—	1回開催	1回開催	1回開催	1回開催	1回開催	
⑥キ 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務（GMPガイドラインの研修）	実施率	100%（開催回数/6回以上）	100%（12/12）	100%（6/6）	100%（6/6）	117%（7/6）	117%（7/6）	
⑦ OIE関係業務	情報の収集・発信、技術協力等の実施及び報告書の提出	—	3回 報告書をOIEへ提出：1回	3回 報告書をOIEへ提出：1回	情報の収集・発信：4回 技術研修：1回 報告書をOIEへ提出：1回	情報の収集・発信：2回 報告書をOIEへ提出：1回	情報の収集・発信：2回 報告書をOIEへ提出：1回	
⑧ 調査研究業務	調査研究業務の実施状況	—	2件	2件	1件	2件	2件	

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
	(3) 飼料及び飼料添加物関係業務 飼料関係業務について、飼料安全法に基づき、飼料の安全性を確保するとともに品質の改善を図り、公共の安全の確保と畜産物等の生産の安定に寄与するため、以下のとおり検査等業務を行う。 また、愛玩動物用飼料の検査等について、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(平成20年法律第83号以下「ペットフード安全法」という。)に基づき、愛玩動物用飼料の安全性の確保を図り、愛玩動物の健康を保護し、動物の愛護に寄与するため、以下のとおり検査等業務を行う。	(3) 飼料及び飼料添加物関係業務 飼料及び飼料添加物関係業務の実施に当たっては、分析技術の進歩等に伴う試験法の点検・改良、GMP適合確認業務の信頼性確保等について、的確な情報収集及び効率的な作業分担等の創意工夫や体系的な教育訓練を通じた職員の能力向上等を図り、合理的かつ効果的に取り組むものとする。	<定量的指標> ○ 飼料及び飼料添加物関係業務 中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：◇ 小項目1(項目)×3点(A)＋小項目21(項目)×2点(B)=45点 B：基準点(44)×9/10 ≤ 各小項目の合計点(45) < 基準点(44)×12/10 <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施する。 <業務の評価> 指標を含め事業計画の所期の目標を全て達成したことに加え、飼料等の立入検査等業務におけるより合理的な飼料の安全確保のスキームの構築などにおいて、FAMICが有する知見や技術を活かして創意工夫に努め、主体的な取組を行ったことにより効果的かつ効率的に成果を挙げ、飼料等の安全確保に貢献した。		評定	B
						<評定に至った理由> 23の小項目のうち実績のない1項目を除き、Aが1項目、Bが21項目であり、小項目を積み上げた項目別評定はBであったため。 ※小項目の点数の計算結果は法人の自己評価と同じ。 具体的には、次のとおり。	
	① 農林水産省からの緊急要請業務 農林水産省から緊急に要請をした業務については、最優先で組織的に取り組み、必要な調査、分析又は検査を実施し、その結果を速やかに報告する。	① 農林水産省からの緊急要請業務 農林水産省から緊急に対応すべき業務の要請があった場合には、他の業務に優先して、要請のあった調査、分析又は検査等業務を実施し、その結果を速やかに農林水産省に報告する。	<定量的指標> ◇ 実施率：100%（報告件数/要請件数）	<主要な業務実績> ① 農林水産省からの緊急要請を受けて次の業務を実施した。 【実施率100%（5/5）】 ア EU向けモニタリング検査において肥育牛の尿からタレラノールが検出されたことから、当該農家で給与又は保管していた飼料（2点）及び当該農家に稲わらを販売した業者で保管していた稲わら（1点）について、飼料の安全確保の観点から、タレラノールの前駆体でもあるゼアラレノンを含むかび毒の分析要請があり、その結果を農林水産省に報告した。 イ 飼料を介してCSF（豚熱）及びASF（アフリカ豚熱）が伝搬することがないよう、動物由来たん白質について加熱処理を義務付けることを検討しており、その検討材料とするため、大臣確認済工場の加熱処理状況について調査の要請があり、調査票による調査結果を報告した。 ウ 食品残さを利用して飼料を製造する事業場に対して、加熱条件の見直しに伴う製造機器の更新等に対する支援事業の要望を調査し、調査結果を報告した。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：農林水産省からの要請に対する報告実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。	① 農林水産省からの緊急要請5件に対応し、そのすべてで結果を適切に報告していることから、計画における所期の目標を達成していると認められる。	

			エ GMアマ（FP967）の分析法に指定されているリアルタイムPCR装置が廃版となることに伴い、農林水産省より現在購入可能な機器において分析可能であるかの確認の要請があり、現在食品部門で保有しているリアルタイムPCR装置との同等性の確認を実施し、その結果を農林水産省に報告した。 オ 米国にて未承認遺伝子組換え小麦MON71300が発見されたため、農林水産省より当該作物のMON71100及びMON71300について検出試験が可能かの確認要請を受け、国立医薬品食品衛生研究所の主催するコラボ試験に参加し、その結果を農林水産省へ報告した。		
② 飼料等の立入検査等業務 飼料安全法第57条の規定に基づく立入検査等として行う次に掲げる検査等は、農林水産大臣の指示に従い実施し、その結果を立入検査終了後25業務日以内に農林水産大臣に報告する。 ア 飼料の安全性の確保を図るため、飼料及び飼料添加物の製造設備、製造方法等の検査を実施する。 イ 牛海綿状脳症の発生の防止に万全を期する観点から「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」（平成17年3月11日付け16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知）に基づき、動物由来たん白質及び動物性油脂の製造事業場及び輸入業者の検査等を実施し、製造基準等への適否を確認し、その結果を公表する。	② 飼料等の立入検査等業務 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。）第57条の規定に基づく立入検査等は、農林水産大臣の指示に従い製造設備及び製造方法等の検査、牛海綿状脳症の発生防止に係る動物由来たん白質及び動物性油脂の製造事業場及び同輸入業者の検査等について、製造現場の状況や記録を実地に確認するなどにより適正に実施するとともに、立入検査等の業務進行管理を適切に行い、立入検査の結果を立入検査終了後25業務日以内に農林水産大臣に報告する。	<定量的指標> ◇標準処理期間内（25業務日以内）の処理率：100％（標準処理期間内報告件数/立入検査件数）	<主要な業務実績> ② 飼料安全法第57条の規定に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、業務の進行管理を適切に行い、立入検査414件について、25業務日以内に全て農林水産大臣に報告した。（表1-1-(3)-1参照） 【処理率100％（414/414）】 ア 有害物質又は病原微生物による飼料の汚染、反すう動物用飼料への肉骨粉等の混入並びに抗菌性物質に関する基準・規格等を逸脱した飼料及び飼料添加物による有害な飼料の流通を未然に防止する観点から、飼料及び飼料添加物の製造設備、製造・品質管理の方法等に関する検査を414件実施した。検査においては飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドライン等への対応状況等についても確認を行い、必要に応じて製造・品質管理の高度化に係る技術的指導を行った。なお、我が国におけるCSFの発生を受けて、昨年度調査を実施した食品残さ等利用飼料製造事業場（54箇所のうち5箇所は廃止又は製造実績なし）については、非加熱の肉を含む原料の取扱いのある事業場や加熱温度が十分でない事業場など飼料を介してのCSF及びASF伝搬リスクが高い事業場から順次、立入検査を実施し製造工程の状況等を確認した。 【特筆事項等について（創意工夫等）】 飼料等の製造事業場では、飼料安全法による立入検査と、GMPガイドラインへの適合確認のための実地調査による二重のリスク管理に対応する必要がある、GMPを取得した製造事業場の負担が増加するとともに、GMPを取得していない事業場に対する扱いとの不公平感が生じている状況にあった。 このため、我が国のBSE発生リスクの低減や、GMP適合確認事業場の増加等を踏まえ、より効果的・効率的な立入検査ス	<評定と根拠> 評定：A 根拠：標準処理期間内の処理率は100％であることに加え、立入検査とGMP制度を組み合わせた、より合理的な飼料の安全確保のスキームの構築のため、農林水産省に対してリスクの程度に応じた立入検査の頻度見直しに資する提案を行い、新たなリスクへの検査対応等を可能としたことから、計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。	② 飼料等の立入検査等業務については、飼料安全法に基づく立入検査が414件実施され、標準処理期間内の処理率は100％であることに加え、立入検査とGMP制度を組み合わせた、より合理的な飼料の安全確保のスキームの構築のため、農林水産省にリスクの程度に応じた立入検査の頻度見直しに資する提案を行った結果、農林水産省の立入検査実施方針の策定に活用され、リスクの程度に応じた効果的な立入検査の実施が可能となった。このことにより、CSF（豚熱）やASF（アフリカ豚熱）などの新たなリスクへの検査対応が可能となったことから、計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

			キームの構築を目指し、各検査対象事業場の業種や使用している原料による、有害物質の混入、BSEの発生、抗菌性飼料添加物の不適切な使用等ハザードのリスクの程度と、GMP適合確認の有無を整理した立入検査の頻度の見直し（案）を作成し、農林水産省に提案した。具体的には各ハザードのリスクの程度を高度・中等度・低度の3段階で整理した上で、立入検査の頻度を判断しやすくなるよう業種別・ハザード別の整理表を作成し、リスクの程度ごとに立入検査の頻度を変える（例：高度は毎年、中等度は3年に1回、程度は適宜）ものである。 この提案を踏まえ、農林水産省は令和2年度立入検査実施方針を策定したことにより、リスクの程度に応じた効果的な立入検査の実施が可能となった。また、立入検査業務の改善・効率化が図られたため、増加するGMP適合確認の実地調査への対応が可能となるとともに、CSF（豚熱）やASF（アフリカ豚熱）などの新たなリスクへの検査対応も可能となり、飼料等の安全確保や、GMPの導入推進等に貢献することが期待される。		
		<定量的指標> ◇ 実施率：100%（処理件数/申請受付件数）	イ 農林水産大臣の確認を要する動物由来たん白質及び動物性油脂を製造する事業場並びに輸入業者の検査を実施し、製造基準等への適否を確認し農林水産大臣に報告するとともに、確認を受けた製造事業場名及び輸入業者名等をホームページで公表した。 【実施率100%（144/144）】	<評定と根拠> 評定：B 根拠：動物由来たん白質及び動物性油脂を製造する事業場並びに輸入業者への検査等に対する実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。	②イ 動物由来たん白質及び動物性油脂を製造する事業場並びに輸入業者への検査144件が全て報告及び公表されたことから、計画における所期の目標を達成していると認められる。
③ 愛玩動物用飼料の立入検査等業務 ペットフード安全法第13条の規定に基づく立入検査等は、農林水産大臣の指示に従い実施し、その結果を立入検査終了後30業務日以内に農林水産大臣に報告する。	③ 愛玩動物用飼料の立入検査等業務 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成20年法律第83号。以下「ペットフード安全法」という。）第13条の規定に基づく立入検査等は、農林水産大臣の指示に従い製造現場の状況や記録を実地に確認するなどにより適正に実施するとともに、立入検査等の業務の進行管理を適切に行い、立入検査の結果を立入検査終了後30業務日以内に農林水産大臣に報告する。	<定量的指標> ◇ 標準処理期間内（30業務日以内）の処理率：100%（標準処理期間内報告件数/立入検査件数）	<主要な業務実績> ③ ペットフード安全法第13条の規定に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、業務の進行管理を適切に行い、立入検査66件について30業務日以内に全て農林水産大臣に報告した。 【処理率100%（66/66）】	<評定と根拠> 評定：B 根拠：標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。	③ 愛玩動物用飼料の立入検査等業務については、立入検査が66件実施され、全て標準処理期間内に農林水産大臣に報告されていることから、計画における所期の目標を達成していると認められる。

④ 安全性確保に関する検査等業務 ア 飼料等の安全確保を図るため、飼料安全法第57条の規定に基づく収去品（第56条の規定によるものを含む。）の試験結果は試験が終了した日から15業務日以内に農林水産大臣に報告する。	④ 安全性確保に関する検査等業務 ア 飼料等の安全確保を図るため、飼料安全法第57条の規定に基づく収去品（第56条の規定によるものを含む。）の試験等を実施し、試験結果は試験が終了した日から15業務日以内に農林水産大臣に報告する。 なお、収去品の試験の結果、基準・規格等に抵触する事例等が認められた場合には、製造・品質管理の方法等の改善について、専門的知見から技術的指導及び情報の提供を行う。	<定量的指標> ◇ 標準処理期間内の処理率：100%（標準処理期間内報告件数/収去件数）	<主要な業務実績> ④ア 飼料安全法第57条の規定に基づく立入検査における収去品451件の試験結果は、試験が終了した日から15業務日以内に全て農林水産大臣に報告した。 （表1-1-(3)-1参照） 【処理率100%（451/451）】 収去品の試験の結果、基準・規格等に抵触する事例等が認められた事例が3件認められたことから、製造・品質管理の方法等の改善について、専門的知見から技術的指導及び情報の提供を行った。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。	④ア 飼料安全法第57条の規定に基づく立入検査における収去品451件の試験結果が全て標準処理期間内に農林水産大臣に報告されていることから、計画における所期の目標を達成していると認められる。
イ 愛玩動物用飼料の安全確保を図るため、ペットフード安全法第13条の規定に基づく集取品（第12条の規定によるものを含む。）の検査結果は検査が終了した日から20業務日以内に農林水産大臣又は地方農政局等の長に報告する。	イ 愛玩動物用飼料の安全確保を図るため、ペットフード安全法第13条の規定に基づく集取品（第12条の規定によるものを含む。）の検査結果は検査が終了した日から20業務日以内に農林水産大臣又は地方農政局等の長に報告する。 なお、集取品の検査の結果、基準・規格等に抵触する事例等が認められた場合には、製造・品質管理の方法等の改善について、専門的知見から技術的指導及び情報の提供を行う。	<定量的指標> ◇ 標準処理期間内の処理率：100%（標準処理期間内報告件数/集取件数）	<主要な業務実績> イ ペットフード安全法第13条の規定に基づく立入検査における集取品（第12条の規定によるものを含む。）114件の試験結果は、試験が終了した日から20業務日以内に全て農林水産大臣又は地方農政局等の長に報告した。 なお、基準・規格等に抵触する事例等はなかった。 【処理率100%（114/114）】	<評定と根拠> 評定：B 根拠：標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。	④イ ペットフード安全法第13条の規定に基づく立入検査における集取品114件の試験結果が全て標準処理期間内に農林水産大臣に報告されていることから、計画における所期の目標を達成していると認められる。
ウ 飼料安全法第3条及びペットフード安全法第5条の基準及び規格の設定に資するため、飼料及び愛玩動物用飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、以下に掲げる検査等を実施する。 (ア) 農林水産省が行う飼料及び飼料添加物の基準・規格の	ウ 飼料安全法第3条及びペットフード安全法第5条の基準及び規格の設定に資するため、飼料及び愛玩動物用飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、以下に掲げる検査等を実施する。 (ア) 飼料及び飼料添加物の基準・規格の検討にあたり、農	<定量的指標> ◇ 基準・規格等の妥当性調査 実施率：100%（達成件数/要請件数）	<主要な業務実績> ウ 飼料安全法第3条及びペットフード安全法第5条の基準及び規格の設定に資するため、以下を実施した。 (ア) 農林水産省より要請のあった飼料等及び愛玩動物用飼料の基準・規格及びその検討資料の妥当性の調査について次のとおり実施した。 ・ムラミダーゼの成分規格設定案について、内容を検証し、結果を農林水産省に報告した。 ・安息香酸の成分規格設定案について、内容を検証し、結	<評定と根拠> 評定：B 根拠：基準・規格等の妥当性調査の実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。	④ウ(ア) 農林水産省より要請のあった飼料等及び愛玩動物用飼料の基準・規格及びその検討資料の妥当性の調査が全て実施され農林水産省に報告されていることから、計画における所期の目標を達成していると認められる。

	検討に当たり、それらの基準・規格及び検討資料の妥当性の調査を農林水産省の要請に応じて実施する。	林水産省の要請に応じてそれらの基準・規格及び検討資料の妥当性調査を実施し、その結果を農林水産省に報告する。		果を農林水産省に報告した。 以上の結果は、農林水産省が開催する農業資材審議会の飼料添加物の基準・規格の設定等の審議又は説明資料とされ、基準・規格の設定に資する目的を達成した。 【妥当性調査 実施率100% (2/2)】 飼料添加物の基準・規格の新規設定に係る検討資料の妥当性調査に当たっては、短期間で報告を求められたため、担当者が調査に専念できるよう業務分担を変更し、集中的かつ短期間に実施した。	
(イ) 飼料分析基準に関する試験法等の開発及び改良並びに愛玩動物用飼料等の検査法の制定に関する試験法等の開発及び改良を農林水産省の要請に応じて実施する。また、その取組状況、結果等について、外部有識者の評価を受ける。	(イ) 飼料分析基準に関する試験法等の開発及び改良並びに愛玩動物用飼料等の検査法の制定に関する試験法等の開発及び改良を農林水産省の要請に応じて実施する。その結果については、外部有識者の評価を受けた上で農林水産省に報告する。	<定量的指標> ◇ 試験法等の開発等 実施率：100% (達成件数/要請件数)	(イ) 農林水産省より要請のあった飼料分析基準に関する試験法等（6課題）及び愛玩動物用飼料等の検査法の制定に関する試験法等（1課題）に係る開発及び改良を実施し、外部有識者（8名）を含めた飼料分析基準検討会（令和2年3月3日開催）において、その成果及び飼料分析基準等への適用可否について評価を受けた上でいずれも了承され、結果を農林水産省に報告した。このうち、フィブロニルの液体クロマトグラフタンデム型質量分析計による定量法の検討については、検討会において高い評価を得た。 （表1-1-(3)-2参照） 【試験法等の開発等 実施率100% (7/7)】	<評定と根拠> 評定：B 根拠：試験法等の開発等の実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。	④ウ(イ) 農林水産省より要請のあった飼料等及び愛玩動物用飼料の基準・規格及びその検討資料の妥当性の調査が全て実施され農林水産省に報告されていることから、計画における所期の目標を達成していると認められる。
(ウ) 飼料等中の飼料添加物、有害物質、病原微生物、肉骨粉等、遺伝子組換え体に係る基準・規格適合検査及び農林水産省が策定する「平成31年度食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モニタリング年次計画」に基づく検査等については、過去の検査結果等を踏まえ、延べ1,400点以上のサンプルについて実施する。 なお、飼料等の検査結果は、前年度分を取りまとめ、ホームページに公表する。 また、愛玩動物用飼料中の添加物、残留農薬、汚染物質等の検査は、過去の検査結果等を踏まえ、延べ150点以上の	(ウ) 飼料等中の飼料添加物、有害物質、病原微生物、肉骨粉等、遺伝子組換え体に係る基準・規格適合検査及び農林水産省が策定する「平成31年度食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モニタリング年次計画」に基づく検査等については、過去の検査結果等を踏まえ、延べ1,400点以上のサンプルについて実施する。 なお、飼料等の検査結果は、前年度分を取りまとめ、ホームページに公表する。 また、愛玩動物用飼料中の添加物、残留農薬、汚染物質等の検査は、過去の検査結果等を踏まえ、延べ150点以上の	<定量的指標> ◇ 実施率：100% (実施件数/1,400点)	<主要な業務実績> (ウ) 飼料中の飼料添加物、農薬、かび毒、有害金属等の有害物質、病原微生物、肉骨粉等、遺伝子組換え体に係る基準・規格適合検査及びサーベイランス・モニタリング計画等に基づく検査等については、過去の検査実績、汚染実態等を踏まえた項目を選定し、延べ1,520点のサンプルについて実施した。（表1-1-(3)-3参照） 【実施率109% (1,520/1,400)】 モニタリング検査結果については、事業年度ごとに取りまとめ、ホームページに公表した。このうち特に広域的に流通する主要な輸入飼料穀物や乾牧草等の有害物質等による汚染状況については、四半期ごとに取りまとめてホームページで公表した。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：飼料のモニタリング検査の実施率は109%であり、計画における所期の目標を達成している。	④ウ(ウ) 飼料のモニタリング検査は1,520件実施され、実施率が109%、愛玩動物用飼料の検査は159件実施され、実施率は106%であることから、計画における所期の目標を達成していると認められる。
		<定量的指標> ◇ 実施率：100% (実施件数/150点)	<主要な業務実績> 愛玩動物用飼料中の添加物、残留農薬、汚染物質等の検査は、過去の検査実績を踏まえた検査項目を選定し、延べ159点のサンプルについて実施した。（表1-1-(3)-4参照） 【実施率106% (159/150)】	<評定と根拠> 評定：B 根拠：愛玩動物用飼料の検査の実施率は106%であり、計画における所期	

	サンプルについて実施する。	サンプルについて実施する。			の目標を達成している。	
	(エ) 家畜用抗菌性物質等の家畜衛生及び公衆衛生上のリスク評価及びリスク管理に資するため、と畜場及び食肉処理場において実施する薬剤耐性菌のモニタリング調査等について、農林水産省からの要請に応じて適切に実施し、その結果を報告する。	(エ) 家畜用抗菌性物質等の家畜衛生及び公衆衛生上のリスク評価及びリスク管理に資するため、と畜場及び食肉処理場において実施する薬剤耐性菌のモニタリング調査等について、農林水産省からの要請に応じて適切に実施し、その結果を報告する。	<定量的指標> ◇ 実施率：100%（報告件数/要請件数）	<主要な業務実績> (エ) 耐性菌発現モニタリング調査については、農林水産省から平成29年度に農林水産省が外部機関に委託・実施した事業で分離した腸球菌の保管を要請され、適切に保管を実施した。また、令和元年度に薬剤感受性試験を委託した事業者へ菌株を移送した。 【実施率100%（1/1）】 薬剤感受性試験で使用する薬剤を動物用薬剤から人用薬剤へ変更するよう仕様を見直したことで、委託先の事業者によるフローズンプレート作成の手続きが簡素化された。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：農林水産省の要請に応じて耐性菌発現モニタリング調査で分離した菌株の保管を実施しており、計画における所期の目標を達成している。	④ウ(エ) 農林水産省の要請に応じて耐性菌発現モニタリング調査で分離した菌株の保管が適切に実施されたことから、計画における所期の目標を達成していると認められる。
	(オ) 農林水産省が行う飼料等の安全確保を推進する上で必要とする検査分析の品質を保証するために取得したISO/IEC 17025認定（とうもろこし中のかび毒の試験及び飼料中の動物由来DNA検出法）について、一般要求事項に適合し認定試験所としての体制を維持する。	(オ) 安全確保の関する分析業務を実施するに当たり取得したISO/IEC 17025認定（とうもろこし中のかび毒の試験及び飼料中の動物由来DNA検出法）について、ISO/IEC 17025に関する各種研修を充実させ、一般要求事項に適合し認定試験所としての体制を維持する。	<定性的指標> ◇ ISO/IEC 17025への適合性の維持	<主要な業務実績> (オ) 本部の飼料部門において取得したISO/IEC 17025:2005認定（とうもろこし中のかび毒定量試験及び飼料中の動物由来DNA検出試験）について一般要求事項への対応を適切に行って試験の信頼性を確保するために、担当職員を対象にISO/IEC 17025の要求事項、内部監査及び不確かさに関する研修を受講（4件、延べ11名）させるとともに、手順書に基づく内部の教育訓練を行って担当職員の力量管理を行った。 また、改訂版であるISO/IEC 17025:2017への移行対応を行って、内部監査を実施して全ての要求事項への適合を確認するとともに、継続的改善を行うためのマネジメントレビューを着実に実施し、認定機関によるサーベイランス及び2017版移行審査で適合していることが評価され、認定試験所としての体制を維持した。 移行に際しては、FAMICの内部統制で作成した管理表を活用したリスク管理、要員力量の一覧表での効率的な管理、不確かさの再評価や試験室環境管理等の技術的要求の変更事項への対応等を行った。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：本部の飼料部門において取得したISO/IEC 17025:2017認定について、一般要求事項に適合し認定試験所としての体制を維持しており、計画における所期の目標を達成している。	④ウ(オ) 農林水産省が行う飼料等の安全確保を推進する上で必要とする検査分析の品質を保証するために取得したISO/IEC17025:2017認定について、一般要求事項に適合し認定試験所としての体制を維持していることから、目標の水準を満たしていると評価できる。
⑤ 検定等関係業務 飼料安全法第5条及び第6条の規定に基づき特定飼料等の安全確保を図るため、特定飼料等のうち飼料添加物の検定及び表示の業務については、申請を受理した日から20業務日以内に終了する。 また、飼料安全法第27条第1	⑤ 検定等関係業務 飼料安全法第5条及び第6条の規定に基づき特定飼料等の安全確保を図るため、特定飼料等のうち飼料添加物の検定及び表示の業務については、進行管理を適切に行い、申請を受理した日から20業務日以内に処理する。 また、飼料安全法第27条第1項	<定量的指標> ◇ 標準処理期間内（20業務日以内）の処理率：100%（標準処理期間内処理件数/申請件数）	<主要な業務実績> ⑤ 飼料添加物の検定及び表示の業務については、飼料安全法施行規則等に基づき適正に実施するとともに、業務の進行管理を適切に行い、申請122件について受理した日から20業務日以内に全て処理を行った。 【処理率100%（122/122）】 なお、飼料に係る申請はなかった。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。	⑤ 飼料添加物について、申請122件について、標準処理期間内に全て検定及び表示に係る処理を実施し、また農林水産省から依頼のあった登録検定機関への調査等についてもすべて実施するとともに、登録検定機関を対象とし	

項の規定に基づく登録検定機関の行う検定業務の適切な実施に資するため、農林水産省の依頼に基づき登録検定機関に対する調査等を実施する。	の規定に基づく登録検定機関の行う検定業務の適切な実施に資するため、次の取組を行う。 ア 農林水産省の依頼に基づき登録検定機関に対する調査等を実施するとともに、必要に応じて技術的指導を行う。 イ 登録検定機関の検定業務に係る技術水準を確認するため、共通試料を用いた分析・鑑定結果について、データ解析等を行うとともに、必要に応じて技術的指導を行う。	<定量的指標> ◇ 依頼数に対する調査実施率：100%（調査件数/依頼件数）	<主要な業務実績> また、検定機関の行う検定業務の適切な実施に資するため、次の業務を実施し、必要な技術的指導を行った。 ア 農林水産省の依頼に基づき登録検定機関2機関（2事業所）に対して調査を実施した。 【実施率100%（2/2）】 イ 登録検定機関5機関（6事業所）を対象として共通試料による共同試験を1回実施し、検定業務に係る技術水準を確認した。また、同試験について適正範囲を超えた値を報告した3機関（3事業所）に対して技術的指導を実施した。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：検定機関に対する調査及び技術水準の確認の実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。	た共同試験を行い、適正範囲を超えた機関に対して技術的指導を実施していることから、計画における所期の目標を達成していると認められる。
⑥ 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する検査等については、飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、以下に掲げる製造・品質管理に関する検査、指導等を実施する。 ア 「抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤の製造管理及び品質管理に関するガイドラインの制定について」（平成19年4月10日付け18消安第13845号農林水産省消費・安全局長通知。以下「抗菌剤GMPガイドライン」という。）及び「飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドラインの制定について」（平成27年6月17日付け27消安第1853号農林水産省消費・安全局長通知。以下「GMPガイドライン」という。）に基づく申請に応じて、飼料及び飼料添加物の製造事業場における製造基準等への適否の確認検査等を実施し、	⑥ 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する検査等については、飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、以下に掲げる製造・品質管理の高度化に関する検査、指導等を実施する。 ア 「抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤の製造管理及び品質管理に関するガイドラインの制定について」（平成19年4月10日付け18消安第13845号農林水産省消費・安全局長通知。以下「抗菌剤GMPガイドライン」という。）及び「飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドラインの制定について」（平成27年6月17日付け27消安第1853号農林水産省消費・安全局長通知。以下「GMPガイドライン」という。）に基づく申請に応じて、飼料等の製造事業場の検査等を実施し、製造基準等への適否の確認の申請に係る検査に	<定量的指標> ◇ 申請処理率：100%（期間内に処理した件数/申請件数）	<主要な業務実績> ⑥ 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する検査等については、飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、以下の取組を実施した。 ア 「抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤の製造管理及び品質管理に関するガイドライン」（以下「抗菌剤GMPガイドライン」という。）及び「飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドラインの制定について」（平成28年4月8日通知改正により当該通知名に変更、以下「GMPガイドライン」という。）に基づく製造基準等への適否の確認の申請に係る検査については、適切な進行管理を行うことにより、申請91件（抗菌剤GMPガイドライン13件、GMPガイドライン78件）について受理した日から50業務日以内に全て処理を行うとともに、確認済み製造事業場についてホームページで公表した。 【処理率100%（91/91）】 GMPガイドライン適合確認業務の信頼性を確保するため、検査要員の育成にあたり、担当職員を対象にISO22000内部監査員養成研修を受講（15名）させた。現地検査にあたっては、申請数の多い地域センターに対し、現地調査要員として本部及び他の地域センターから検査職員延べ9名を派遣した。また、派遣した検査職員の中に経験の浅い職員も加えて効果的なOJTを進めた。新規事業場の検査結果に基づく適否の審査判定は本部にてweb会議形式による判定にかかる目合わせを実施し、水準の統一を図った。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。	⑥ア 抗菌剤GMPガイドライン及びGMPガイドラインに基づく製造基準等への適否の確認の申請に係る検査91件について、全て標準処理期間内に処理していることから、計画における所期の目標を達成していると認められる。

	申請を受理した日からそれぞれ50業務日以内に検査を終了するとともに、その結果を公表する。	については、業務の進行管理を適切に行い、申請を受理した日からそれぞれ50業務日以内に検査を終了し、製造基準等への適否を確認し、その結果を公表する。				
イ	牛海綿状脳症の発生の防止に万全を期する観点から「ペットフード用及び肥料用肉骨粉等の当面の取扱いについて」（平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長、水産庁長官通知）に基づき、業者からの申請等により、動物由来たん白質及びペットフードの製造事業場の検査等を実施し、製造基準等への適否を確認し、その結果を公表する。	イ 牛海綿状脳症の発生の防止に万全を期する観点から「ペットフード用及び肥料用肉骨粉等の当面の取扱いについて」（平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長、水産庁長官通知）に基づき、業者からの申請等により、動物由来たん白質及びペットフードの製造事業場の検査等を実施し、製造基準等への適否を確認し、その結果を公表する。	＜定量的指標＞ ◇ 実施率：100%（処理件数/申請受付件数）	＜主要な業務実績＞ イ 牛海綿状脳症の発生の防止に万全を期する観点から、動物由来たん白質及びペットフードの製造事業場29箇所からの申請に応じ製造基準等への適否の確認のための検査等を実施し、製造基準に適合すると認められた事業場29箇所をホームページで公表した。 【実施率100%（29/29）】	＜評定と根拠＞ 評定：B 根拠：動物由来たん白質及びペットフードの製造事業場の設備、製造・品質管理の方法等に関する検査等の申請29件に対する処理の実施率が100%であることから、計画における所期の目標を達成していると認められる。	⑥イ 動物由来たん白質及びペットフードの製造事業場の設備、製造・品質管理の方法等に関する検査等の申請29件に対する処理の実施率が100%であることから、計画における所期の目標を達成していると認められる。
ウ	飼料安全法第7条の規定に基づく特定飼料等製造業者（外国特定飼料等製造業者を除く。）及び第29条第1項の規定に基づく規格設定飼料製造業者（外国規格設定飼料製造業者を除く。）の登録等に関する調査については、申請を受理した日からそれぞれ50業務日及び40業務日以内に調査を終了する。	ウ 飼料安全法第7条の規定に基づく特定飼料等製造業者（外国特定飼料等製造業者を除く。）及び第29条第1項の規定に基づく規格設定飼料製造業者（外国規格設定飼料製造業者を除く。）の登録等に関する調査については、業務の進行管理を適切に行い、申請を受理した日から、それぞれ50業務日及び40業務日以内に調査を終了する。	＜定量的指標＞ ◇ 標準処理期間内（50業務日及び40業務日以内）実施率：100%（標準処理期間内処理件数/申請受付件数）	＜主要な業務実績＞ ウ 登録等の申請がなかったため、該当する事案はなかった。	＜評定と根拠＞ 評定：－ 実績がないため評価せず。	⑥ウ 登録等の申請がなく、調査の実績がないため評価せず。
エ	飼料製造業者等の依頼に応じて「EU域内に輸出するペットフード等の製造事業場の登録実施要領の制定について」（平成18年4月19日付け18消安第640号農林水産省消費・安全局長通知）等に基づき輸出する飼料等の検査等を実施し、輸出先国の基準への適合性に	エ 飼料等の輸出に際して、飼料製造業者等の依頼に応じ、「EU域内に輸出するペットフード等の製造事業場の登録実施要領の制定について」（平成18年4月19日付け18消安第640号農林水産省消費・安全局長通知）等に基づき輸出する飼料等の検査等を実施し、輸出	＜定量的指標＞ ◇ 実施率：100%（実施件数/依頼件数）	＜主要な業務実績＞ エ 飼料を海外に輸出する業者からの依頼に基づき、動物検疫所の輸出証明書の発行要件となる肉骨粉等の使用に関する製造基準等への適否の確認のための検査等を15件実施した。 【実施率100%（15/15）】	＜評定と根拠＞ 評定：B 根拠：輸出飼料に関する製造状況の確認の依頼に対する実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。	⑥エ 飼料を海外に輸出する業者からの依頼に基づき、製造基準等への適否の確認のための検査等15件が実施され、依頼に対する実施率は100%であることから、計画における所期の目標を達成していると認められる。

	について確認する。	先国の基準への適合性について確認する。				
オ	食品残さ等利用飼料の安全確保に資するため、「エコフィード認証制度における「食品残さ等利用飼料の安全性確保のためのガイドライン」の遵守状況の確認に関する協力要請について」（平成21年3月6日付け20消安第11555号及び20生畜第1737号農林水産省消費・安全局長、生産局長通知）等に基づき実施し、製造基準等への適否を確認する。 また、回収食用油再生油脂の安全確保に資するため、「食品の製造・加工又は調理の過程で使用された後に排出される動植物性油脂の飼料利用に係る工程管理及び品質管理等に関する調査業務について」（平成27年6月16日付け27消安第1779号農林水産省消費・安全局長通知）等に基づき実施し、製造基準等への適否を確認する。	食品残さ等利用飼料の安全確保に資するため、「エコフィード認証制度における「食品残さ等利用飼料の安全性確保のためのガイドライン」の遵守状況の確認に関する協力要請について」（平成21年3月6日付け20消安第11555号及び20生畜第1737号農林水産省消費・安全局長、生産局長通知）等に基づき実施し、製造基準等への適否を確認する。 また、回収食用油再生油脂の安全確保に資するため、「食品の製造・加工又は調理の過程で使用された後に排出される動植物性油脂の飼料利用に係る工程管理及び品質管理等に関する調査業務について」（平成27年6月16日付け27消安第1779号農林水産省消費・安全局長通知）等に基づき実施し、製造基準等への適否を確認する。	<定量的指標> ◇ 実施率：100%（実施件数/依頼件数）	<主要な業務実績> オ 食品残さ等利用飼料の安全確保のため、申請に基づきエコフィード認証制度に係る製造基準等への適否を確認する検査1件を実施し、申請者に対して結果を通知した。なお、回収食用油再生油脂に係る確認検査の申請はなかった。 【実施率100%（1/1）】	<評定と根拠> 評定：B 根拠：エコフィードに関する製造状況の確認の依頼に対する実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。	⑥オ 食品残さ等利用飼料の安全確保のため、申請に基づきエコフィード認証制度に係る製造基準等への適否を確認する検査は1件が実施され、申請に対する実施率は100%であることから、計画における所期の目標を達成していると認められる。
カ	飼料等製造業者を対象に、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則第32条第3号の規定に基づき、農林水産大臣が定める講習会を定める件」（平成7年3月13日農林水産省告示第392号）で定められている飼料製造管理者認定講習会を、受講希望者数を勘案して、年1回以上開催する。	飼料等製造業者を対象に、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則第32条第3号の規定に基づき、農林水産大臣が定める講習会を定める件」（平成7年3月13日農林水産省告示第392号）で定められている飼料製造管理者認定講習会を、受講希望者数を勘案して、年1回以上開催する。	<定量的指標> ◇ 受講希望者数を勘案して年1回以上の開催	<主要な業務実績> カ 飼料等製造業者を対象として、受講希望者調査を実施し、その結果を基に飼料製造管理者認定講習会を1回（参加者102名）開催した。 【実施率100%（1回/1回）】	<評定と根拠> 評定：B 根拠：飼料製造管理者認定講習会の開催に対する実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。	⑥カ 飼料製造管理者認定講習会は、1回（年度目標値：年1回以上）開催されていることから、計画における所期の目標を達成していると認められる。
キ	飼料等関係事業者を対象に、GMPガイドラインに記載された研修を6回以上開催する。	飼料等関係事業者を対象に、GMPガイドラインに係る研修を6回以上開催する。また、	<定量的指標> ◇ 年6回以上の開催	<主要な業務実績> キ 飼料等関係事業者を対象として、GMPガイドラインに係る研修を7回（参加者667名）開催した。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：GMPガイドライン	⑥キ GMPガイドラインに係る研修が7回（年度目標値：年6回以上）実施され

	飼料等の有害物質に関する情報を輸入業者及び製造業者に対して定期的に発信するとともに、飼料等が原因となつて食品の安全確保に問題が生じるおそれがある等の緊急時には、農林水産省の指示の下、関連業者に情報を速やかに提供する。 ク アからキに掲げる検査、指導、研修等の業務を充実・強化するため、これらの業務に従事する職員にGMP・HACCP等に関する研修を受講させることなどを通じて、職員の能力の維持・向上に努める。		また、メールマガジンにより、飼料等の輸入業者及び製造業者に対し、定期的な情報発信を6回実施した。 【実施率117%（7回/6回）】 ク アからキに掲げる検査、指導、研修等の業務を充実・強化するため、業務に従事する職員に対しGMP・HACCP等に関する研修を8回、延べ17名受講させ、職員の能力の維持・向上に努めた。	に係る研修の開催に対する実施率は117%であり、計画における所期の目標を達成している。	ていることから、計画における所期の目標を達成していると認められる。
⑦ OIE関係業務 動物衛生及びズーノーシス（人獣共通感染症）に関する国際的な基準を策定する国際獣疫事務局（OIE）コラボレーティング・センターとして、技術の標準化・普及等に協力するため、飼料の安全性に関する情報の収集・発信、技術協力等を年1回以上行うとともに、活動に関する報告書をOIEへ年1回提出する。	⑦ OIE関係業務 動物衛生及びズーノーシス（人獣共通感染症）に関する国際的な基準を策定する国際獣疫事務局（OIE）コラボレーティング・センターとして、技術の標準化・普及等に協力するため、飼料の安全性に関する情報の収集・発信、技術協力等について、次の取組を行う。 ア 飼料の安全確保のために開発・改良した分析法の情報やハザードに関する情報を年1回以上、海外に発信し、技術の普及や情報の提供・共有を行う。 イ コラボレーティング・センターとしての活動に関する報告書をOIEへ年1回提出する。 ウ 諸外国等からの要請に応じて、研修生の受入れや職員派遣等を通じた技術支援を行う。	<定性的指標> ◇ 情報の収集・発信、技術協力等の実施及び報告書の提出	<主要な業務実績> ⑦ 国際獣疫事務局のコラボレーティング・センター（OIE-CC）として、技術の標準化・普及等に協力するため、次の取組を行った。 ア 飼料研究報告の要旨（9月）及び平成30年度特定添加物検定結果（3月）について英訳し、ホームページを通して国内外に発信した（計2回）。また、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の英訳を進め、順次ホームページへ掲載した。 イ 2019年の活動に関する報告書を作成し、OIE本部に提出した。また、OIE本部から、今後5年間（2020年-2024年）のOIE-CCとしての活動計画を作成するよう指示があり、期日までに作成し、提出した。 【実施率100%（1回/1回）】 ウ OIE業務として、動物医薬品検査所の研修生（1名）について見学を1回受け入れた。 また、アジア地域における飼料の品質・安全性を向上させるため、アジア太平洋地域12か国の飼料分析機関で構成するラボネットワークを構築し、専用のホームページや、関係者のメーリングリスト等を作成した。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおり、情報の発信・共有等を実施したことから計画における所期の目標を達成している。	⑦ OIEコラボレーティング・センターとして、飼料研究報告の要旨及び特定添加物検定結果の英訳を国内外に発信、活動報告書の提出、アジア太平洋地域12か国の飼料分析機関で構成するラボネットワークを構築し、専用のホームページや、関係者のメーリングリスト等を作成していることから、目標の水準を満たしていると評価できる。
⑧ 調査研究業務	⑧ 調査研究業務	<定性的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	⑧ 飼料及び飼料添加物

飼料及び飼料添加物の検査等に関する調査研究については、飼料等の分析技術の進歩等に伴う分析法の改良などの飼料等安全確保上、必要な課題を少なくとも1課題以上実施し、その取組状況、結果等について、外部有識者の評価を受ける。	飼料及び飼料添加物の検査等に関する調査研究については、飼料等の分析技術の進歩等に伴う分析法の改良などの飼料等安全確保上、必要な課題を少なくとも1課題以上実施する。 また、調査研究の結果について、外部有識者を含めた委員会を年1回開催し、調査研究の取組状況、結果等について評価を受ける。	◇調査研究業務の実施状況	⑧ 飼料及び飼料添加物の検査等に関する調査研究については、2課題を実施した。その成果について、外部有識者を含めた委員会（令和2年3月3日開催）において評価を受けた。 （別紙「調査研究課題一覧」参照） 調査研究業務で得られた成果を冊子「飼料研究報告」に取りまとめ関係諸機関に送付するとともに、公開調査研究発表会（令和元年11月14日）を開催し、成果の普及に努めた。	評定：B 根拠：飼料及び飼料添加物の検査等に関する調査研究については目標課題数を満たすとともに、適切に実施されたと評価を受け、計画における所期の目標に達する成果が得られていると認められる。	の検査等に関する調査研究については、必要な課題が2課題実施（年度目標値：1課題以上）され、研究成果としても期待された水準を達成している成果であったことから、目標の水準を満たしていると評価できる。
--	--	--------------	---	---	---

4. その他参考情報

本業務では、決算額が予算額を10%程度下回っている。これは、他業務で分析機器の更新等が必要となり、他業務への再配分をしたことが主な要因となっている。なお、これらの要因については、飼料関係業務に必要な分析機器の更新、維持に支障がなかったことから、業務目標の達成に影響を及ぼしておらず、法人全体へも特段の影響を与えていない。
--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-2-(1)	食品表示の監視に関する業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠	センター法第10条第1項第3号、第5号及び第6号並びに第2項第1号及び第2号食品表示法（平成25年法律第70号） 日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省元-① 行政事業レビューシート事業番号：0002

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
① 農林水産省からの緊急命令等業務	実施率	100%（報告件数/要請件数）	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし	予算額（千円）	1,113,202	1,067,643	1,267,864	1,258,027	1,402,620
								決算額（千円）	1,143,096	1,173,194	1,353,072	1,338,436	1,408,147
②ア 食品表示法に基づく立入検査等業務（立入検査）	3業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数/立入検査等終了件数）	100% (23/23)	100% (13/13)	100% (29/29)	100% (35/35)	100% (30/30)	経常費用（千円）	1,435,792	1,447,150	1,407,542	1,433,667	1,445,593
								経常利益（千円）	△40	39,250	20,127	17,390	36,950
								行政コスト（千円）	－	－	－	－	2,553,224
②イ 食品表示法に基づく立入検査等業務（行政部局要請検査）	報告処理率	100%（報告件数/調査終了件数）	100% (3/3)	100% (8/8)	100% (5/5)	100% (8/8)	100% (10/10)	行政サービス実施コスト（千円）	1,572,513	1,551,945	1,460,579	1,495,399	－
								従事人員数	143	139	136	136	134
③ア 食品表示の科学的検査業務（高精度確認検査及びスクリーニング検査）	高精度確認検査及びスクリーニング検査実施率	10%（高精度確認検査及びスクリーニング検査件数/科学的検査件数）	2% (143/6,635)	6% (421/6,736)	10% (667/6,747)	10% (665/6,477)	11% (668/6,100)						
③イ 食品表示の科学的検査業務（原産地表示検査）	原産地表示検査件数の増加率	40%（688件：平成23年度から平成25年度までの原産地表示検査平均件数（1,722件）からの増加件数）	21% (増加件数366/1,722)	33% (増加件数564/1,722)	49% (増加件数836/1,722)	44% (増加件数752/1,722)	45% (増加件数782/1,722)						
④ 食品表示110番等対応業務（関係部局への回付）	実施率	100%（回付件数/情報提供）	100% (37/37)	100% (34/34)	100% (33/33)	100% (14/14)	100% (24/24)						
⑤ 調査研究業務	調査研究業務の実施状況	－	18課題	18課題	18課題	18課題	18課題						

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	2 食品表示の監視及び日本農林規格等に関する業務 (1) 食品表示の監視に関する業務 食品表示の監視に関する業務について、食品表示法に基づき、食品の生産及び流通の円滑化並びに消費者の需要に即した食品の生産の振興に寄与するため、以下のとおり食品表示法に基づく食品表示基準に関する検査等業務を行う。	(1) 食品表示の監視に関する業務 食品表示の監視に関する業務の実施に当たっては、加工食品の原料原産地の義務表示の対象拡大に対応するため、新たな品目の産地判別技術の開発に取り組むほか、製造業者に対する検査能力の向上に必要な取組を行う等の創意工夫により改善を図り、効果的かつ効率的に取り組むものとする。	<定量的指標> ○食品表示の監視に関する業務中項目の評定は、小項目別（◇）の評定結果の積み上げにより行うものとする。	<評定と根拠> 評定：A 根拠：◇ 小項目1（項目）×4点（S）＋ 小項目2（項目）×3点（A）＋ 小項目3（項目）×2点（B）＝16点 A：基準点（12）×12/10 ≤ 各小項目の合計点（16） <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施する。 <業務の評価> 指標を含め事業計画の所期の目標を全て達成したことに加え、FAMICの知見や技術を活かすとともに創意工夫による主体的な取組として、原産地表示検査業務における新たな分析手法の開発・導入などに取り組み、食品表示の監視に関する業務をより効率的かつ効果的に実施し、食品の生産の振興及び流通の円滑化に貢献した。		評定 A <評定に至った理由> 7の小項目のうち実績のない1項目を除き、Sが1項目、Aが2項目、Bが3項目であり、小項目を積み上げた評定はAであったため。 ※小項目の点数の計算結果は法人の自己評価と同じ。 具体的には、次のとおり。
	① 農林水産省からの緊急命令等業務 農林水産大臣から独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成11年法律第183号。以下「センター法」という。）第12条の規定に基づき調査、分析又は検査を緊急に実施するよう命令があった場合その他緊急に要請があった場合には、最優先で組織的に取り組み、必要な調査、分析又は検査を実施し、その結果を速やかに報告する。	① 農林水産省からの緊急命令等業務 農林水産大臣から独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成11年法律第183号。以下「センター法」という。）第12条の規定に基づき調査、分析又は検査を緊急に実施するよう命令があった場合その他緊急に対応すべき課題が生じた場合は、他の業務に優先して、調査、分析又は検査を実施し、その結果を速やかに農林水産大臣等に報告する。	<定量的指標> ◇ 実施率：100%（報告件数/要請件数）	<主要な業務実績> ① 該当する事案はなかった。	<評定と根拠> 評定：－ 根拠：実績がないため評価せず。	① 農林水産省からの緊急命令等業務については、実績がないため評価せず。
	② 食品表示法に基づく立入検査等業務 食品表示法に基づく立入検査等については、農林水産大臣の指示及び行政部局の要請に従い実施するため、次の取	② 食品表示法に基づく立入検査等業務 食品表示法（平成25年法律第70号）に基づく立入検査等については、農林水産大臣の指示等に従い適正に実施する	<定量的指標> ◇ 標準処理期間内（3業務日以内）の報告処理率：100%（標準処理期間内報告件数/	<主要な業務実績> ② 食品表示法第9条第1項の規定に基づく立入検査等については、農林水産大臣の指示等に従い次のとおり適正に実施した。 ア 食品表示基準の疑義に関する立入検査等を30件（78事業所・延べ172回）実施し、全ての案件について、3業務日以内に結果を	<評定と根拠> 評定：A 根拠：立入検査等については、農林水産大臣の指示等に従い適正に実施し、標準処理期間内の報告処	②ア 食品表示法に基づく立入検査等が全て標準処理期間内に報告されたことに加え、「食品表示検査の目のつけどころ」を実践編として深化・発展

	組を行う。 ア 食品表示法第9条第1項の規定に基づく農林水産大臣の指示による立入検査等は、適正に実施するとともに、農林水産省が立入検査終了と判断した翌日から3業務日以内に結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告する。	ため、次の取組を行う。 ア 食品表示法第9条第1項の規定に基づく農林水産大臣の指示による立入検査等は、農林水産省が立入検査終了と判断した翌日から3業務日以内に結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告する。	立入検査等終了件数)	取りまとめ、農林水産大臣に報告した。このうち、7件（48事業所・延べ62回）については、加工食品の新たな原料原産地表示への対応状況等を確認するため、農林水産省と連携した立入検査等を実施した。 【処理率100%（30/30）】 立入検査等に対応した科学的検査を44件実施し、疑義解明に貢献した。 【特筆事項等について（創意工夫等）】 職員の立入検査能力の向上のため、現在、食品の製造工程において偽装やミスが起こりやすいポイントとチェック方法を整理した「食品表示検査の目のつけどころ」の作成及び改訂を進めている。平成30年度に「基礎編」14品目を作成したのに続き、令和元年度には更に具体的かつ詳細な確認方法を解説した「実践編」8品目を作成するとともに、「基礎編」に8品目を新たに追加した。これらを用いた研修を実施して立入検査に当たる職員の力量の向上及び組織的な検査技術の継承を図るとともに、立入検査に入る前の検査計画の作成及び実際の立入検査に活用した。	理率は100%となったことに加え、偽装やミスのチェックポイント等を整理した「食品表示検査の目のつけどころ」の実践編の作成及び基礎編の品目拡大により、立入検査員の力量の向上、立入検査への活用が図られたことから、計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。	させ、それを活用することで立入検査員の力量の向上及び効率的かつ系統的な技術継承が図られ、今後の人材育成面での機能向上が期待できることから、計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。
	イ 行政部局の要請による事業所等への調査については、適正に実施し、調査終了後は調査結果を取りまとめ、要請者に対し報告する。	イ 行政部局の要請による事業所等への調査については、適正に実施し、調査終了後は調査結果を取りまとめ、要請者に対し報告する。	＜定量的指標＞ ◇ 報告処理率：100%（報告件数/調査終了件数）	＜主要な業務実績＞ イ 行政部局の要請による事業所等への調査については、次のとおり適正に実施し、結果を取りまとめ、要請者に対し報告した。 ・農林水産省からの依頼に基づく任意調査3件（3事業所・延べ3回） ・都道府県からの要請による協力調査7件（8事業所・延べ16回） 【処理率100%（10/10）】 なお、協力調査時に入手した原料等について、都道府県等からの依頼に基づき、科学的検査を8件実施した。	＜評定と根拠＞ 評定：B 根拠：報告処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。	②イ 行政部局の要請による事業所等への調査については、報告処理率が100%であることから、計画における所期の目標を達成していると認められる。
	③ 食品表示の科学的検査業務 表示監視行政への支援機能を強化するため、科学的検査の質の向上に取り組むとともに、農林水産省関係部局と連携の上、原産地表示や遺伝子組換え表示等の検査対象の重点化に取り組む、食品関連事業者により販売される食品のモニタリング検査及び表示監視関係行政機関からの検査要請に的確に対応した検査を以下のとおり実施する。	③ 食品表示の科学的検査業務 表示監視行政への支援機能を強化するため、科学的検査の質の向上に取り組むとともに、農林水産省関係部局と連携の上、検査対象の重点化に取り組む、食品関連事業者により販売される食品のモニタリング検査及び表示監視関係行政機関からの検査要請に的確に対応した検査を以下のとおり実施する。 検査の結果、疑義が認めら	＜定量的指標＞ ◇ 高精度確認検査及びスクリーニング検査実施率：10%（高精度確認検査及びスクリーニング検査件数/科学的検査件数）	＜主要な業務実績＞ ③ 食品表示の科学的検査業務 食品関連事業者により販売される食品のモニタリング検査及び表示監視関係行政機関等からの検査要請に的確に対応した検査を6,100件実施した。 なお、検査の結果、疑義が認められた151件については、農林水産省関係部局等に速やかに報告した。 ア 科学的検査の質の向上については、スクリーニング検査を668件を実施し、質の高い検査実施率は検査全体の11%となった。 【実施率11%（668/6,100）】 【特筆事項等について（創意工夫等）】 地域センターが発案し、独自に予備試験を行って見通しをつけ	＜評定と根拠＞ 評定：S 根拠：質の高い検査実施率の目標を上回る11%となったことに加え、地域センターの工夫から生まれたブリ・マダイの養殖判別検査の改良法は従来法に比べ、1回の分析時間の半減及び1回の分析検体数の倍増により大幅な効率化を実現するとともに、有機溶媒の1試料使用量を	③ア 食品の科学的検査の質の向上については、質の高い検査として、スクリーニング検査が検査全体の11.0%（年度目標値：10%）に導入されていることに加え、FAMICの持つ知見を活かした創意工夫により養殖判別検査の改良を行い、分析時間の短縮により大幅な効率化を実現、また有機溶剤の使用量を削減することに

検査の結果、疑義が認められた場合には、検査結果を農林水産省関係部局等に速やかに報告する。 ア 科学的検査の質の向上では、高精度確認検査（誤判別の発生率を既存の検査の10分の1未満に抑えることにより検査結果の大幅な確度向上が期待できる高度な検査）及びスクリーニング検査（検査の所要時間の短縮と偽装品の発見率の向上を図ることにより疑わしい検査品を効率的に選別することが可能な検査）に取り組み、これらの質の高い検査を検査全体の10%に導入する。	れた場合には、検査結果を農林水産省関係部局等に速やかに報告する。 ア 科学的検査の質の向上では、高精度確認検査（誤判別の発生率を既存の検査の10分の1未満に抑えることにより検査結果の大幅な確度向上が期待できる高度な検査）及びスクリーニング検査（検査の所要時間の短縮と偽装品の発見率の向上を図ることにより疑わしい検査品を効率的に選別することが可能な検査）に取り組み、これらの質の高い検査を検査全体の10%に導入する。		たブリ・マダイの養殖判別検査の効率化手法について、令和元年度に当該地域センターを中心に本格的な試験を行った結果、現行法に比べ、1回の分析時間が2分の1、1回の処理可能件数が2倍、有機溶剤使用量が1試料当たり16分の1（約800ml→約50ml）と大幅削減になるなど、効率性が大幅に向上し、廃液も少ない分析が実施可能となった。	16分の1にすることで環境負荷を大幅に低減し、食品表示の科学的検査業務の改善に貢献したことから、計画における所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認められる。	より環境負荷の低減も同時に実現させ、食品表示の科学的検査業務の改善・効率化に貢献したことから、計画における所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認められる。
イ 検査対象の重点化では、検査品目に関して、農林水産省関係部局と調整して緊急度及び重要度の高いものに重点化する。また、検査項目に関して、過去の違反が多く消費者の関心が高い原産地表示についての検査件数を、直近の検査件数実績の推移及び原産地に関する表示監視の重要性を踏まえ、平成23年度から平成25年度までの検査件数平均より40%以上増加させる。	イ 検査対象の重点化では検査品目に関して、農林水産省関係部局と調整して緊急度及び重要度の高いものに重点化するとともに、次の検査を行う。 (ア) 原産地表示に関する検査については、直近の検査件数実績の推移及び原産地に関する表示監視の重要性を踏まえ、過去の違反が多く、国産と外国産の価格差が大きい、うなぎ加工品、しじみ・しじみ加工品等の検査を優先的に行うとともに、国産農産物の需給動向に変化が生じた時期や端境期など偽装が生じやすい時期に買い上げるなど、検査対象品及び検査時期の選定を適切かつきめ細かにを行い、2,420件以上の検査を実施する。 また、新たに開発され有効性が確認された判別手法を積極的かつ適切に検査に利用する。 (イ) 消費者の関心が高い遺伝子組換え表示に関する検査については、商品ごとの流通実態を勘案して効果的に検査対象品の選定を行い、豆腐、油揚げ	<定量的指標> ◇ 原産地表示検査件数の増加率：40%以上（688件以上：平成23年度から平成25年度までの原産地表示検査平均件数（1,722件）からの増加件数）	<主要な業務実績> イ 検査対象の重点化については、検査品目に関して、農林水産省関係部局と調整して緊急度及び重要度の高いものに重点化するとともに、次の検査を行った。 (ア) 原産地表示に関する検査については、検査対象品及び検査時期の選定を適切かつきめ細かに行うとともに、2,504件の検査を実施した。 なお、検査に当たっては、オクラ及び切干大根の産地判別手法を新規に検査に導入した。また、白ねぎの産地判別検査において、原子吸光分析による簡便な検査法を積極的に検査に利用し、当該検査法による検査品の絞り込みを行った。これにより従来は全ての検査品に対して行っていた精密な質量分析装置による検査数を従来の4割程度にまで削減し、検査の効率化が図られた。（表1-2-(1)-1参照） 【増加率45%（増加件数782/1,722）】 (イ) 遺伝子組換え原料の混入の有無の確認検査について、商品ごとの流通実態を勘案して効果的に検査対象品の選定を行い、豆腐、油揚げ等の検査を行った。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：原産地表示検査件数の増加率は45%であり、計画における所期の目標を達成している。	③イ 原産地表示検査において、原産地表示検査の増加率が45.4%（年度目標値：平成23年度から平成25年度までの検査件数平均より40%以上増加）であったほか、遺伝子組換え表示の検査が300件、農林水産省による社会的検証を支援するための検査1,218件、表示監視関係行政機関等からの要請による検査202件等が実施されていることにより、計画における所期の目標を達成していると認められる。

	げ等の検査を、300件以上実施する。 なお、検査の結果、必要に応じて製造業者、流通業者等に対する分別生産流通管理の実施状況等の調査を行うとともに、原料として使用された農産物の入手に可能な範囲で取組み、遺伝子組換え体の混入率について検査を行う。 ウ 食品のモニタリング検査では、農林水産省が行う社会的検証への支援を強化するため、検査対象とする生鮮食品及び加工食品の一部について、検査品目の選定及び買い上げを農林水産省と連携して行い、検査結果の報告が正確で分かりやすいものとなるよう報告内容の充実に取り組むとともに、分析疑義が判明した時点で速やかに買上げ及び検査を追加実施して疑義の継続性・広域性等の確認を行う取組等によるモニタリング検査の機動性向上に引き続き取り組む。 エ 表示監視関係行政機関等からの要請による検査では、要請の目的に応じた検査内容となるようにするとともに、科学的検査に関する技術的な相談等の協力要請についても、可能な限り対応する。	検査の結果、遺伝子組換え原料の混入の可能性のあるものについては分別生産流通管理の実施状況等の調査を行うとともに、可能な範囲で原料農産物等を入手し、遺伝子組換え体の混入率等について検査を行った。 これらにより、遺伝子組換え表示に関する検査を合計300件実施した。 なお、分別生産流通管理の実施状況等の調査の結果、不適切な管理が認められた案件はなかった。 ウ 農林水産省が行う社会的検証への支援を強化するため、農林水産省と連携して、生鮮食品1,059件、加工食品159件、合計1,218件検査を実施した。 検査結果の報告が正確で分かりやすいものとなるよう報告内容の充実に取り組んだ。 分析疑義が判明した時点で速やかに買上及び検査を追加実施して疑義の継続性・広域性等の確認を行う取組を81件に対して行うなど、モニタリング検査の機動性向上に取り組んだ。 エ 表示監視関係行政機関等からの要請による検査については、その目的に応じた検査内容となるよう要請者の意向を踏まえて202件実施した。また、科学的検査に関する技術的な相談についても、可能な限り対応した。			
④ 食品表示110番等対応業務 食品表示110番等を通じて寄せられる不適正表示や違法なJASマーク表示に関する情報（以下「疑義情報」という。）については、疑義情報接受後、速やかに農林水産省関係部局へ回付する。また、農林水産省から疑義情報に係る調査及び分析の依頼があった場合は、適切に対応する。	④ 食品表示110番等対応業務 食品表示110番等を通じて寄せられる不適正表示や違法なJASマーク表示に関する情報（以下「疑義情報」という。）については、手順書に従い速やかに農林水産省関係部局へ回付する。また、農林水産省から疑義情報に係る調査及び分析の依頼があった場合は、適切に対応する。	<定量的指標> ◇ 実施率：100% （回付件数/情報提供）	<主要な業務実績> ④ 食品表示110番等を通じて寄せられた不適正表示や違法なJASマーク表示に関する情報24件について、事務処理手順書に基づき農林水産省関係部局へ迅速かつ的確に回付した。 【実施率100%（24/24）】 また、不適正表示に関する情報については、農林水産省の指示により、食品表示110番に係る立入検査を1件（7事業所、延べ41回）実施した。農林水産省からの依頼による科学的検査は、食品表示110番に係る検査を22件、その他疑義情報に係る検査を11件実施した。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。	④ 食品表示110番等対応業務については、不適正表示や違法なJASマーク表示に関する情報24件について、事務処理手順書に基づき農林水産省関係部局へ回付されていることから、計画における所期の目標を達成していると認められる。
⑤ 調査研究業務 食品表示の監視に関する調査研究については、食品表示監視業務へ活用するため、分析技術、判別技術の開発・改	⑤ 調査研究業務 食品表示の監視に関する調査研究については、食品表示監視業務へ活用するため、分析技術、判別技術の開発・改	<定性的指標> ◇ 調査研究業務の実施状況	<主要な業務実績> ⑤ 調査研究業務 食品表示の監視に関する調査研究について、18課題を実施した。その成果について、外部有識者を含めた委員会（令和2年2月28日開催）において調査研究課題毎に評価を受けた。	<評定と根拠> 評定：A 根拠：食品表示の監視に関する調査研究については目標課題数を満たすこ	⑤ 食品表示に監視に関する調査研究について、必要な課題が18課題実施（年度目標値：18課題以上）されたことに加え、研究成果としても、今後、科

良に関する課題を少なくとも18課題以上実施し、その取組状況、結果等について、外部有識者の評価を受ける。	良に関する課題を少なくとも18課題以上実施する。 また、調査研究を適切に実施しているかを評価するため、外部有識者を含めた委員会を年1回以上開催し、調査研究の取組状況、結果等について評価を受ける。	(別紙「調査研究課題一覧」参照) 【実施率100% (18/18)】 調査研究業務の進行に当たっては、調査研究担当課と科学的検査の企画・調整担当課による内部検討会を複数回開催し、調査研究対象品目の生産・流通実態等を踏まえた実施計画の作成、見直しを行い効率的に実施した。 【特筆事項について(創意工夫等)】 調査研究課題毎の評価において、実施した18課題の全てがB以上の評価を受け、そのうち8課題がA評価(期待される水準を上回って達成している)以上とされた。これは、調査研究課題の選定、実施に当たり、行政ニーズを常に意識し行政執行法人として必要な調査研究を実施したことに加え、これまで食品の産地判別には用いられていない手法を導入し良好な結果を得るなど、多くの課題で計画以上の成果が得られたことによるものである。 特にS評価を受けた「画像解析によるシジミの種判別法及びアサリの地域系群判別法(スクリーニング)の検討」は、産地判別に画像解析を用いる難易度が高い課題であるにもかかわらず、検査現場で使用可能なプログラムを作成し、この技術が他の品目の判別にも適用できる可能性を示すなど、原産地判別検査の効率化に貢献する重要な成果であった。 また、A評価を受けた課題のうち「アスパラガスの水溶性成分一斉分析による原産地判別法(スクリーニング)の検討」では、産地判別の新たな指標として植物体中の水溶性成分に着目し、これをFAMICが保有する既存装置(GC/MS)を用いて分析する手法を検討した結果、良好なスクリーニング能力を有する判別モデルが構築可能であるという成果が得られた。	とに加え、外部有識者を含めた委員会において全ての課題がB以上の評価を受け、そのうち8課題でA以上の評価を受けた。これらは、今後、科学的手法による新たな品目の判別技術として食品表示監視業務に活用されることが期待される重要な成果であることから、計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。	学的手法による新たな品目の判別技術として食品表示監視業務に活用が期待され、外部有識者を含めた委員会において8課題でA以上の評価を受けていることから、目標の水準を上回る成果が得られていると認められる。
--	---	---	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-2-(2)	日本農林規格等に関する業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠	センター法第10条第1項第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号並びに第2項第1号JAS法
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省元-① 行政事業レビューシート事業番号：0002

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
① 農林水産省からの緊急命令等業務	実施率	100%（報告件数/要請件数）	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし	予算額（千円）	834,962	831,608	979,071	1,022,041	1,014,170
								決算額（千円）	736,564	781,204	914,870	913,576	1,004,663
② JASの制定等に係る業務（JASの確認等に関する原案作成）	実施率	100%（報告件数/計画件数）	100% (6/6)	100% (18/18)	100% (9/9)	100% (16/16)	100% (7/7)	経常費用（千円）	919,923	985,602	986,941	990,527	1,040,847
② JASの制定等に係る業務（日本産品の優位性の発揮につながる原案（団体等の提案に係るサポート件数含む。））	原案作成件数	8件	－	－	3件	8件	6件	経常利益（千円）	△22	30,453	15,888	15,149	31,765
③ 国際規格に係る業務（国内委員会の開催）	国内委員会の開催	－	国内委員会を計4回開催	国内委員会を計2回開催	国内委員会を計4回開催	国内委員会を計1回開催	国内委員会を計3回開催	行政コスト（千円）	－	－	－	－	1,874,691
③ 国際規格に係る業務（参画しているプロジェクト数）	－	－	－	－	－	52件	50件（うち発行済は9規格）	行政サービス実施コスト（千円）	1,010,422	1,055,975	1,023,703	1,033,184	－
③ 国際規格に係る業務（国際対応研修回数）	－	－	－	－	－	7回	5回	従事人員数	96	98	101	99	101
④ア 登録認証機関等及び登録試験業者等に対する調査等の業務（登録認証機関の登録調査及び登録更新調査）	45業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数/報告件数）	100% (14/14)	100% (10/10)	100% (50/50)	100% (35/35)	100% (25/25)						
④イ 登録認証機関等及び登録試験業者等に対する調査等の業務（登録試験業者の登録調査及び登録更新調査）	45業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数/報告件数）	－	－	－	実績なし	実績なし						
⑤ア JAS法に基づく立入検査等業務（登録認証機関等）	3業務日又は30業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数/立入検査終了件数）	100% (4/4)	100% (7/7)	100% (5/5)	100% (73/73)	100% (69/69)						
⑤イ JAS法に基づく立入検査等業務（登録外国認証機関等）	45業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数/検査終了件数）	－	－	－	100% (4/4)	100% (12/12)						
⑤ウ JAS法に基づく立入検査等業務（登録認証機関等の技術能力確認調査）	実施率	100%（実施件数/計画件数）	－	－	－	100% (463/463)	100% (446/446)						
⑤エ JAS法に基づく立入検査等業務（行政部局要請検査）	報告処理率	100%（報告件数/調査終了件数）	100% (5/5)	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし						

⑥ 認定制度に基づく認定業務（認証機関又は試験業者の申請に応じて審査）	調査実施率	100%（審査件数申請受理件数。申請中の案件を除く。）	—	—	—	—	実績なし	
⑥ 認定制度に基づく認定業務（国際相互承認に向けた取組）	認定制度に関する体制整備	—	—	—	—	認定体制を整備した	国際相互承認に向けた準備を行った	

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
	(2) 日本農林規格等に関する業務 JAS法に基づき、農林水産業及びその関連産業の健全な発展と一般消費者の利益の保護に寄与するため、以下のとおりJASの制定等、登録認証機関等及び登録試験業者等の調査、JASに係る検査等業務を行う。 また、JASの活用が図られるようJAS制度の普及を行うとともに、規格に関する専門的知識を有する人材の育成を進める。	(2) 日本農林規格等に関する業務 日本農林規格等に関する業務の実施に当たっては、国際的に広く用いられている国際標準化機構が定める枠組みを基本として対応し、新たに国際的に通用する信頼性の高い認定業務に取り組むとともに、日本農林規格（以下「JAS」という。）の制定等、JAS制度の普及、登録認証機関等及び登録試験業者等の調査、JASに係る検査等について創意工夫により改善を図り、効果的かつ効率的に取り組むものとする。	<定量的指標> ○ 農林水産物等の品質の改善等に関する業務 中項目の評定は、小項目別（◇）の評定結果の積み上げにより行うものとする。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：◇ 小項目1（項目）×3点（A）＋ 小項目9（項目）×2点（B）＝21点 B：基準点（20）×9/10 ≤ 各小項目の合計点（21）< 基準点（20）×12/10 <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施する。 <業務の評価> 指標を含め事業計画の所期の目標を概ね達成したことに加え、FAMICの知見や技術を生かした創意工夫による主体的な取組として、各国と有機同等性の承認を行うために必要な調査を実施し、有機認証の同等性を利用した高付加価値の日本産品の輸出拡大に貢献した。 また、年度目標で指示された業務のほか、令和元年11月に成立した農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（以下「輸出促進法」という。）においてFAMICが実施することとなった登録認定機関の登録調査について、法施行（令和2年4月1日）後直ちに開始できるよう農林水産省関係部局との調整の上、事前に調査実施体制を整備し、農林水産省が行う迅速かつ円滑な法施行及び農林水産物等の輸出拡大施策に貢献した。 担当者において相手国の要求に対応する等必要な調査を効率的に実施し、台湾とは合意に到り、他国との協議も順調に進んでいることから有機認証の同等性を利用した日本産品の輸出強化に寄与したこと、また、ISO規格に我が国の意見を反映させるため、国際会議へ出席したことや機能性成分の試験方法JASに関する国際的学術誌への論文掲載等、食品・林産分野の国際標準化に貢献するとともに、ASEAN人材育成プロジェクトでのFAMICの技術的知見を活用した取組によりJASの普及推進に寄与した成果が見られた。 さらに、年度目標で指示された業務のほか、令和元年11月に成立した輸出促進法に基づく登録認定機関制度において、JASやISOに関する専門的知見を活用し、制度の技術的な部分の検討について支援した。また、FAMICが実施することとなった登録認定機関の登録調査について、法施行（令和2年4月1日）後直ちに開始できるよう、事前に審査員のトレーニングや審査手順等の内部規程類等の体制整備を行った。これらにより、登録認定機関の迅速な審査を行い、食品の輸出拡大に直		評定	A
				<評定に至った理由> 14の小項目のうち実績のない4項目を除き、Aが2項目、Bが8項目であり、小項目を積み上げた項目別評定はBであったが（※Bの基準点（実績のある小項目数10×2点＝20点）×9/10<各小項目の合計点（2項目×3点＋8項目×2点＝22点）<Aの基準点（20（Bの基準点）×12/10＝24点）、目標を達成するにあたり、各国と有機同等性の承認を行うために、専任			

			結する輸出施設の認定の迅速化に貢献した（「4. その他参考情報」参照）。 上記はいずれも農林水産省が進める重要な政策課題である日本産品の輸出拡大を進める上で、重要度が高い業務であり、当該業務で所期の計画における目標を上回る成果が得られていると認められることから項目別評定をAとする。 小項目の具体的な評定は次のとおり。		
① 農林水産省からの緊急命令等業務 農林水産大臣からセンター法第12条の規定に基づき調査、分析又は検査を緊急に実施するよう命令があった場合その他緊急に要請があった場合には、最優先で組織的に取り組み、必要な調査、分析又は検査を実施し、その結果を速やかに報告する。	① 農林水産省からの緊急命令等業務 農林水産大臣からセンター法第12条の規定に基づき調査、分析又は検査を緊急に実施するよう命令があった場合その他緊急に対応すべき課題が生じた場合は、他の業務に優先して、調査、分析又は検査を実施し、その結果を速やかに農林水産大臣等に報告する。	<定量的指標> ◇実施率：100%（報告件数/要請件数）	<主要な業務実績> ① 該当する事案はなかった。	<評定と根拠> 評定：－ 根拠：実績がないため評価せず。	① 農林水産省からの緊急命令等業務については、実績がないため評価せず。
② JASの制定等に係る業務 JASの制定等については、農林水産省のほか、様々な関係機関とのネットワークを活用・連携して、規格のニーズ・シーズを探索し、規格化の可能性のあるものは、国際化を見据えて規格原案の作成を行う。その際、国際的に活用する規格にあっては、必要に応じて日英両語で作成する。	② JASの制定等に係る業務 ア JASの制定等については、農林水産省のほか、様々な関係機関とのネットワークを活用・連携して、規格のニーズ・シーズを探索し、規格化の可能性のあるものは、国際化も見据えて原案の作成を行う。	<定量的指標> ◇ JASの確認等に関する原案作成実施率：100%（報告件数/計画件数）	<主要な業務実績> ② JASの制定等に係る業務 ア JASの見直しについては、令和元年度に報告する品目を農林水産省と調整し、7規格に対して原案、JAS調査会で審議のための想定問答等を作成し農林水産省に報告するとともに、製造業者等の団体からの10規格の提案をサポートした。 また、JASの様式改正のため、農林水産省と協議し、22規格及びその関係告示の改正案を作成し農林水産省に報告した。 特に、有機農産物等の見直しでは、ゲノム編集技術への関心の高まりから、令和元年7月末に農林水産省から規格の見直しの依頼があったため、早急に委員の選定等を開始し、2回開催した検討会の結果を踏まえ、令和元年12月に報告した。 さらに、枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の見直しでは、開催した検討会において、早急に品質の実態を確認する必要があることから、市場に流通している商品の検査を短期間で実施するとともに、その後の検討会において、結果の取扱いを検討し、令和元年12月に報告した。なお、検討結果の報告後、問題点の実態を把握するため、海外における製造工場等のヒアリングを実施した。 【処理率100%：規格（7/7）】 我が国の強みのアピールにつながる新たな規格の原案作成について、webを利用した会議を実施することで広範囲に所在する関係者との連絡、調整等を緊密に実施することができる体制を構築し、効	<評定と根拠> 評定：B 根拠：農林水産省との調整による原案作成実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。	②ア JASの原案作成実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成していると認められる。
また、事業者団体等から提案される規格案について、積極的にサポートし、規格化を	また、事業者団体等から提案される規格案について、積極的にサポートし、規格化を推進する。	<定量的指標> ◇ 我が国の強みのアピールにつな		<評定と根拠> 評定：B 根拠：新たな規格の	②イ 我が国の強みのアピールにつながる新たな規格の原案作成に

推進するとともに、JASの確認等を行う。 さらに、国際規格や技術の動向等を含め、JASの制定等及びJAS制度の運用に資するための調査等を積極的かつ効率的に行う。 加えて、JAS制度、新たに制定されたJAS等について、事業者等に対する説明会等を通じ、国内外への普及啓発を推進する。	イ JAS制度とともに、新たに制定されたJAS等について、国内外への普及啓発を推進するため、事業者等に対する説明会等を実施する。 ウ 国際規格や技術の動向等を含め、JASの制定等及びJAS制度の運用に資するための調査等を積極的かつ効率的に行い、新たなJASの原案作成等に活用する。	る新たな規格の原案作成件数（団体等の提案に係るサポート件数を含む）：8件	率的かつ効果的なサポート提供を可能とするとともに、事業者団体等における32件の規格原案の検討について農林水産省と連携し必要な技術的サポートを積極的に行うことにより、次の6件の原案作成に至った。 ・人工光型植物工場における葉菜類の栽培環境管理 ・持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉 ・ノングルテン米粉の製造工程管理 ・木質ベレット ・しょうゆの定義 ・適温醸造しょうゆ また、ニーズ・シーズを踏まえたFAMIC提案の規格として機能性成分の試験方法、有機海藻等について、有識者や関係諸団体の意見を聴取し原案を検討しているところ。有識者の意見に対応し新たな試験等を検討しているため、年度内の農林水産省への提案には至らなかったが、原案作成に向け着実に進捗している。 イ JAS制度の普及及び新規格の提案等の促進のための説明会を本部・地域センターにおいて、延べ4回、74名の関連事業者を対象に実施した。説明会の開催に当たっては、制定したJASに係るプロジェクトメンバーによる具体的な体験等の説明、新規格制定の実例紹介、JAS認証導入・原案作成のための支援事業の説明など、農林水産省と連携し効果的な普及や関係業者の関心が高まる工夫を行った。なお、より効果的な普及となるようパネルディスカッション形式による体験談の紹介を1会場で試行した。 また、海外での普及を進め活用を促すため4規格の英文翻訳を行い、FAMICのホームページで仮訳を公表した。 ウ 農林水産省が有機認証制度の同等性を承認することを検討している国（地域を含む）に関して、制度の変更の有無に関する調査を継続して実施した。次の調査・会議に参加し、農林水産省の協議をサポートした。実施に当たっては、本部及び地域センターで分担して行う等効率的に行った。 ・外国現地調査 2回（本部職員及び地域センター職員） ・訪日調査対応 1回（本部職員及び地域センター職員） ・TV・電話会議対応 10回（本部職員及び地域センター職員） ・訪日会議 2回（本部） 【特筆事項等について（創意工夫等）】 有機の同等性協議に係る調査では、有機認証を受けた日本産品の輸出を拡大するた	原案作成件数の達成率は75%である。民間提案に対して規格策定のサポートを多く実施しているが、規格提案者側の他律的な要因で規格策定が進まない案件が多い中、我が国の強みのアピールにつながるJAS原案を6件作成するとともに、試験方法等に関する規格を提案し原案作成を進めている。さらに有機同等性の円滑かつ速やかな審査の実施により、台湾との有機同等性合意を利用した輸出が実施されたこと及び他国との協議も順調に進んでいることは、農林水産省が実施する農林水産業の輸出強化に大きく貢献するものである。 これらの業務実施状況から目標の水準を満たしていると評価する。	については、規格提案者側の他律的な要因で規格策定が進まない案件が多い中においても、原案作成を6件行い、また、試験方法等に関する規格を提案し、原案作成を進めていた。さらに、昨年3月に制定した「青果市場の低温管理」の規格については、自らが、規格化ニーズを発掘し、強みのアピールにつながるJASとして、事業者が認証されたことは、積極的な役割が果たされた。 そして、有機同等性の協議に関しては、特に台湾との円滑かつ速やかな調査の実施により、合意に至り有機同等性を利用した輸出が実施されたこと、また、他国との協議も順調に進んでいることは、農林水産業の輸出強化に大きく寄与することから、計画における所期の目標を上回る成果が得られていると評価し、当該小項目の評定をAとする。
--	--	---	---	---	--

			め、認証事業者からの要望の高い国と、早急に相互承認の合意ができるよう文書審査（申請国の制度、規格の評価）、現地調査（日本が申請国を訪問しての調査）及び訪日調査（申請国が日本を訪問しての調査）に対応した。申請国への調査を短期間で終了するために、相手国との協議前に予め当該国のホームページから有機認証制度等の情報収集を行った。 有機同等性に関する調査は、全国の業務の進捗状況、職員の能力等を勘案し、専任担当者を配置し、業務の効率化を図っており、特に訪日調査は、円滑な調査が行えるよう全行程に同一職員が同行し、以下の配慮をしつつ調査に対応した。 ・相手側の要求に応じ、調査先等関係者と調整の上、訪日調査計画を策定 ・登録等の手順(英文)等訪日調査の対象となる資料を準備 台湾については、令和元年10月末に相互承認について大筋合意したのを受け、令和2年3月中に緑茶の輸出が開始されており、当該円滑な調査が有機認証の同等性を利用した高付加価値の日本産品の輸出拡大に大きく貢献した。 また、有機同等性に関する審査及び協議は、9か国に対して実施しており、一部の国との畜産物及びその加工食品への有機同等性の範囲拡大のための審査は、双方で終了しており、令和2年度早期に合意の見込みである。 さらに、農林水産省が年度末に各有機同等国に提出する英文の年次報告書作成のため、認証事業者の輸出実績、監査実績等を取りまとめの上、報告書原案（英文）を農林水産省に提出した。		
③ 国際規格に係る業務 国際規格に係る業務について、国際標準化機構（ISO）が制定等する国際規格へ国内意見を反映させるため国際標準化機構（ISO）の食品専門委員会（TC34）、合板分科委員会（TC89/SC3）及び木材専門委員会（TC218）の国内審議団体として、国内の意見集約（関連する専門委員会等からの意見照会等への対応を含む。）、JASと国際規格との連動も見据えた情報の収集・提供等、国際標準作成に関する活動を行う。	③ 国際規格に係る業務 国際規格に係る業務について、国際規格に我が国の意見を反映させるため、国際標準化機構（ISO）の食品専門委員会（TC34（うちWG14、WG21等の作業グループに係る活動））及び傘下の分科委員会（TC34/SC16、TC34/SC17等）、並びに合板分科委員会（TC89/SC3）及び木材専門委員会（TC218）の国内審議団体として次の国際標準作成に関する活動を行う。 ア 必要に応じて外部有識者等からなる委員会を設置し、国内の意見集約（関連する専門委員会等からの意見照会等への対応を含む。）、JASと国際規格との連動も見据えた情報の収集・提供等を行う。	<定性的指標> ◇ 国内委員会の開催	<主要な業務実績> ③ 国際規格に我が国の意見を反映させるため、国際標準化機構（ISO）の食品専門委員会（TC34）、官能分析分科委員会（TC34/SC12）、分子生物指標の分析に係る横断的手法分科委員会（TC34/SC16）、食品安全のためのマネジメントシステム分科委員会（TC34/SC17）、木質パネル専門委員会/合板分科委員会（TC89/SC3）及び木材専門委員会（TC218）の国内審議団体として次のとおり国際標準作成に関する活動を行った。 ア 関係するTC、SCにおける国際規格策定案件に対応するため、外部有識者等からなる国内対策委員会等を設置し、JASと国際規格との連動も見据えた国内の意見集約、情報の収集等を実施した。 国際会議への参加等にあたり、国際規格案や国際会議の対応方針を検討するため、次のとおり国内対策委員会等を開催した。とりわけ、さいたま市において国際会議（総会及びWG）を開催したTC34/SC16及びTC218にあっては、会議の運営方法や参加者への対応方針等もあわせて検討した。 〔TC34/SC16〕 1回開催 〔TC218〕 1回開催 〔TC89/SC3〕 1回開催 TC34/SC16の国際会議への参加国は、議長国のアメリカをはじめ、フランス、ドイツなど8か国で、関係する国際機関とwebによる参加	<評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおり必要に応じて国内委員会を開催するなど目標の水準を満たしていると認められる。	③ア、イ 国際標準化機構の食品専門委員会等の国内審議団体として国内対策委員会等を開催しており、ISOにおける新規の規格策定又は改正が検討されていた食品成分の分析法や遺伝子検出法、木材や合板の試験法等50件のプロジェクトに参画し、そのうち9規格が策定された。50規格中3規格は、日本が国際標準化を目指してISOに提案した食品成分の分析法や遺伝子検出法に関するものであり、これら日本提案の規格策定過程において、日本は議論のとりまとめ

また、JASと国際規格との連動に係る活動については、国際会議に規格を提案するため、研究機関や民間の有識者と連携を強化するとともに、日本産品を輸出する際のニーズの把握等必要な調査を行う。 加えて、国際規格化の対応を円滑に進めるために、国際会議の議論に積極的に貢献する。その際、有識者とともに職員が作戦作りから参加して対応力の向上に努める。	イ 国際会議への規格の提案に必要なとなる研究機関や民間の有識者と上記アの委員会等を通じて連携の強化を図る。また、日本産品を輸出する際のニーズの把握等必要な調査を行う。 ウ 国内意見の反映に努めるため、必要に応じて、国際会議に職員等を派遣する。なお、JASと国際規格との連動に係る活動については、国際化の対応を円滑に進めるため国際会議の議論に積極的に貢献する。その際、有識者とともに	<定性的指標> ◇ ISOの規格策定及び改正への貢献のために参画しているプロジェクト数 <定性的指標> ◇ 国際会議への対応力強化のために実施した研修会等の回数	者を含め29名が参加した。ISO/TC218の国際会議への参加国は、議長国のウクライナをはじめ、フランス、中国など13か国で、関係する国際機関を含め43名が参加した。FAMICは、事務局としてビザ発給の手続き、総会会場や宿泊施設の確保、通信機器の手配など会議を確実に進行できるよう適切に準備するとともに、会議当日も議事進行に支障がないよう対応した。議長をはじめ参加者から高い評価を得たことで、日本に対するイメージアップ及び日本のプレゼンス向上が図られ、今後、日本提案のISO規格案の国際標準化に向けた進展が期待できる。 なお、これ以外の国内対策委員会等については、国際会議が開催されなかった、又は開催されてもそれに先立って提案された国際規格案や議題への対応方針等を国内対策委員会等の委員から意見集約することで対応可能であったことから、開催していない。 また、これらの取組の中でISOにおいて規格の新規策定又は改正が検討されていた規格について、JASと国際規格との連動を見据えて、食品成分の分析法や遺伝子検出法、木材や合板の試験法等50規格のプロジェクトに参画し、そのうち9規格が策定される等、ISOの規格策定及び改正に貢献した。なお、50規格中3規格は、日本が国際標準化を目指してISOに提案した食品成分の分析法や遺伝子検出法に関するものであり、これら日本提案の規格策定過程において、日本は議論のとりまとめ役を務める等、積極的に対応し、1規格（核酸ベース法による食品における動物種の識別及び検出のための分析法）が令和元年度に策定されている。 この規格は、食品中の動物種を定性または定量分析することにより、食品偽装対策に貢献することが期待される。 イ 国際規格の提案に向けて研究機関や民間の有識者との連携を強化し、TC34/WG14会合へ出席した。 ウ 国際規格案件毎の重要度や検討状況等を踏まえ、外部有識者等の専門家及びFAMIC職員を選定の上、次のとおり国際会議（web会合を含む）へ派遣した。 （ ）内はFAMIC職員派遣数。 〔TC34/WG14〕 1回派遣/1回開催（1名） 〔TC34/WG24〕 1回派遣/1回開催（1名） 〔TC34/SC16、TC34/SC16/WG8及びWG9〕 1回派遣/1回開催（7名）	<評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおりJASに関連するISOの規格策定及び改正等への貢献のため、50件のプロジェクトに参画していることから目標の水準を満たしていると認められる。 <評定と根拠> 評定：A 根拠：ISO国際規格提案に向けた取組として、国際会議へ出席し関係各国との友好関係を構築したこと	役を務める等、ISOの規格策定作業に積極的に対応した結果、食品偽装対策に貢献することが期待される1規格が令和元年度に策定された。また現在、日本から提案している2規格の策定に向けても議論のとりまとめ役を務め、積極的に対応していると聞いており、次期においてはさらなる成果が期待されるところである。これらの成果から、目標の水準を満たしていると評価できる。 ③ウ それぞれのTC、SCに関する情報の収集及び国内の意見集約、国際会議への職員等の派遣が実施されるとともに、試験方法JASとして制定された「ほう
--	--	--	--	--	--

	職員が作戦作りから参加して対応力の向上に努める。	〔TC34/SC16〕 1回派遣/1回開催（6名） 〔TC34/SC16/WG8〕 3回派遣/3回開催（延べ2名） 〔TC34/SC16/WG9〕 1回派遣/1回開催（3名） 〔TC34/SC16/WG10〕 4回派遣/4回開催（0名） 〔TC34/SC17、TC34/SC17/WG3及びWG11及びJWG36〕 1回派遣/1回開催（2名） 〔TC34/SC17/WG3〕 2回派遣/2回開催（0名） 〔TC34/SC17/WG10〕 1回派遣/1回開催（0名） 〔TC34/SC17/JWG36〕 1回派遣/1回開催（0名） 〔TC218〕 1回派遣/1回開催（3名） 〔TC165（FAMICで国内審議団体事務局は設置していないが、TC89/SC3及びTC218と関連があるTC）〕 1回派遣/1回開催（1名） TC34/SC17/WG11及びTC89/SC3については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、国際会議への専門家及び職員の派遣を中止した。 また、国際食品規格の策定等を行うコーデックス食品規格委員会関連の国内会議に11回出席し、総会及び各部会等で検討されている食品規格の分析法及び検討状況等の情報を収集、整理するとともに、その結果をFAMIC内データベースに掲載し、関係部署と情報共有した。 JASの国際化に対応する人材育成を図るため、国際会議等に派遣した職員からFAMIC内の関係部署に対して、国際会議における作戦作りを含めた会議の進め方、ASEAN人材育成プロジェクトの参画、有機同等性の審査概要、国際会議の開催概要及びその反省点等に関する研修を5回開催し、FAMIC職員の国際会議に必要な能力の向上に努めた。なお、研修ではweb会議システムを活用することで、地域センター等職員の研修参加を可能とし、人材育成の対象を拡大した。 また、上記研修のほか、国際会議にも必要な知見である国際規格に関する専門的知識の習得のため、経済産業省、農林水産省及び民間機関が主催するISO等標準化に関する研修に参加する等国際規格に関する専門的知識を有する人材の育成及び確保を図った。 【特筆事項等について（創意工夫等）】 JAS化された「生鮮食品等の機能性成分に関する試験方法」をISO国際規格にするため、ISOに新規WGの設置を目指すこととした。 関連するISO/TC34/WG14に有識者とともに出席し友好関係を構築した結果、各国参加者からWG設置に良好な感触が得られたことから、ISO/TC34事務局への新規WG設置の申請を行う予定である。国内では、提案規格検討のため設置された「生鮮食品の機能性成分分析試験法」に関するISO提案作業グループに参画し規格素案を作成する等活動を推進するとともに、早期提案に向け新規設置を目指す国内WGにおいて、プロジェクト	に加え、国際協力の一環であるASEAN人材育成プロジェクトでの講義、生鮮食品等の機能性成分の試験方法JASに関する国際的学術誌への論文掲載等を通じて、ASEAN各国との関係強化、JASの国際的プレゼンス向上にも貢献した。また、今後の国際規格提案に向け、派遣職員による国際化対応力強化研修会を5回開催し積極的な人材の育成に取り組んだ。これらにより計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。	れんそう中のルテインの定量」等の妥当性確認試験の結果を「Journal of AOAC International」に論文投稿し、掲載が認められる等、食品・林産分野の国際標準化に貢献した。また、国際協力の一環として実施しているASEAN人材育成プロジェクトにおいて、シンガポールのワークショップでの試験方法JASの講義等、FAMICの技術的知見を活用した取組によりJASの普及推進に寄与したことから、計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。
--	---------------------------------	--	--	--

			リーダーとして活動する等積極的に対応している。 さらに、試験方法JASとして制定された「ほうれんそう中のルテインの定量」及び「生鮮トマト中のリコペンの定量」の妥当性確認試験の結果を「Journal of AOAC International」に論文投稿し、掲載が認められる等、国際規格化の推進に取り組んだ。また、国際協力の一環として実施しているASEAN人材育成プロジェクトにおいて、シンガポールのワークショップでの試験方法JASの講義、タイ及びベトナムでの寄附講座に講師として現地の大学で試験方法JAS（ほうれんそう中のルテインの定量）の分析実習を行う等、FAMICの技術的知見を活用しJASの普及推進を行った。		
④ 登録認証機関等及び登録試験業者等に対する調査等の業務 ア 登録認証機関等の登録及びその更新の申請に係る調査 登録認証機関及び登録外国認証機関（以下「登録認証機関等」という。）の登録及びその更新の申請に係る調査は、JAS法第14条第2項（JAS法第17条第2項において準用する場合を含む。）に基づく農林水産大臣の指示に従い、ISO/IEC 17011に基づいて的確に行い、その結果を申請書類の受付から45業務日以内に農林水産大臣に報告する。	④ 登録認証機関等及び登録試験業者等に対する調査等の業務 ア 登録認証機関等の登録及びその更新の申請に係る調査については、次の取組を行う。 (ア) 登録認証機関及び登録外国認証機関（以下「登録認証機関等」という。）の登録及びその更新の申請に係る調査は、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）第14条第2項（JAS法第17条第2項において準用する場合を含む。）に基づく農林水産大臣の指示に従い、ISO/IEC 17011に基づいて行い、申請書類の受付から45業務日以内に調査結果を農林水産大臣に報告する。 (イ) 調査の結果、登録認証機関等の登録基準への適合性が確認されない場合は、農林水産省へ報告する。	<定量的指標> ◇ 標準処理期間内の処理率：100%（標準処理期間内報告件数/報告件数） ただし、調査の過程で申請者に対し資料の記載内容の確認、追加提出等を請求した場合に於いて、申請者からそれらの確認、提出等が行われるまでに要した機関は処理期間に含めない。	<主要な業務実績> ④ア JAS法第14条第2項（JAS法第17条第2項において準用する場合を含む。）に基づく登録認証機関及び登録外国認証機関（以下「登録認証機関等」という。）の登録及びその更新の申請に係る調査については、農林水産大臣の指示に従い「ISO/IEC 17011 適合性評価－適合性評価機関の認定を行う機関に対する一般要求事項」に基づき、次の取組を行った。 (ア) 登録認証機関等の登録における調査7件及び登録の更新時における調査18件について、業務の進行管理を適切に行い全て45業務日以内に農林水産大臣へ調査結果を報告した。 【処理率100%（25/25）】 なお、登録認証機関等の業務規程等の変更の届出に関する調査を行い、令和元年度に調査が終了した380件を依頼のあった農林水産省に報告した。 （表1-2-(2)-1参照） (イ) 調査の結果、登録認証機関等の登録基準への適合性が確認されない案件はなかった。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：標準処理期間内（45業務日以内）の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。	④ア 登録認証機関等に対する調査等の業務については、登録における調査7件及び登録の更新時における調査が18件実施され、全て標準処理期間内に農林水産大臣に報告された等の実績が得られていることから、計画における所期の目標を達成していると認められる。
イ 登録試験業者等の登録及びその更新の申請に係る調査 登録試験業者及び登録外国試験業者の登録及びその更新の申請に係る調査は、JAS法第43条第2項（JAS法第45条第2項において準用する場合を含む。）に基づく農林水産大臣の指示に従い、ISO/IEC 17	イ 登録試験業者及び登録外国試験業者（以下「登録試験業者等」という。）の登録及びその更新の申請に係る調査については、次の取組を行う。 (ア) 登録試験業者等の登録及びその更新の申請に係る調査は、JAS法第43条第2項（JAS法第45条第2項において準用する場合を含む。）に基づく農林水産大臣の指示に従	<定量的指標> ◇ 標準処理期間内の処理率：100%（標準処理期間内報告件数/報告件数） ただし、調査の過程で申請者に対し資料の記載内容の確認、追加提出等を請求した場合	<主要な業務実績> イ JAS法第43条第2項（JAS法第45条第2項において準用する場合を含む。）に基づく登録試験業者及び登録外国試験業者の登録及びその更新の申請に係る調査について、該当する事案はなかった。	<評定と根拠> 評定：－ 根拠：実績がないため評価せず。	④イ 登録試験業者等の登録及びその更新の申請に係る調査業務については、実績がないため評価せず。

	011に基づいて行い、その結果を申請書類の受付から45業務日以内に農林水産大臣に報告する。	い、ISO/IEC 17011に基づいて行い、申請書類の受付から45業務日以内に調査結果を農林水産大臣に報告する。 (イ) 調査の結果、登録試験業者等の登録基準への適合性が確認されない場合は、農林水産省へ報告する。	において、申請者からそれらの確認、提出等が行われるまでに要した期間は処理期間に含めない。			
	⑤ JAS法に基づく立入検査等業務 JAS法に基づく立入検査等について、次の取組を行う。 ア 登録認証機関及び認証事業者並びに登録試験業者に対する立入検査 JAS法第66条第1項から第5項までの規定に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示に従い実施するとともに、立入検査が終了した翌日から30業務日以内に結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告する。ただし、JAS法令に違反している疑いがある等の情報に基づく立入検査を行う場合は、その結果を3業務日以内に報告する。	⑤ JAS法に基づく立入検査等業務 JAS法に基づく立入検査等については、次の取組を行う。 ア 登録認証機関及び認証事業者並びに登録試験業者に対する立入検査 JAS法第66条第1項から第5項までの規定に基づく立入検査等については、農林水産大臣の指示に従い、立入検査が終了した翌日から30業務日以内に結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告する。ただし、JAS法令に違反している疑いがある等の情報に基づく立入検査を行う場合は、立入検査が終了した翌日から3業務日以内に結果を報告する。	<定量的指標> ◇標準処理期間内の処理率：100%（標準処理期間内報告件数/立入検査終了件数）	<主要な業務実績> ⑤ JAS法に基づく立入検査等について、次の取組を行った。 ア JAS法第66条第1項から第5項までの規定に基づく立入検査等については、農林水産大臣の指示に従い(ア)及び(イ)のとおり適切に実施した。 (ア) 登録認証機関の認証業務の確認を強化するため、無通告調査を行った4機関を含む73機関に対する立入検査に着手し、68機関（前年度からの継続案件6件を含む。）の立入検査が令和元年度内に終了し、終了した翌日から30業務日以内に結果を取りまとめ、全て標準処理期間内に農林水産大臣に報告した。 なお、当該立入検査は、①事業所調査（登録認証機関の事業所で行う調査）、②製品検査施設調査（製品検査を実施する登録認証機関の製品検査施設で行う調査）、③立会調査（認証業務の現場に立ち会って行う調査）により行い、登録認証機関の登録の区分、認証事業者数等に応じて必要な調査を次のとおり実施した。 ① 事業所調査：59件（前年度からの継続案件6件を含む） ② 製品検査施設調査：37件（前年度からの継続案件16件を含む） ③ 立会調査：182件（前年度からの継続案件25件を含む） (イ) JAS法令に違反している疑いがある等に基づく立入検査を1件実施し、3業務日以内に農林水産大臣に報告した。 （表1-2-(2)-2参照） 【処理率100%（69/69）】	<評定と根拠> 評定：B 根拠：標準処理期間内（30業務日以内、又は3業務日以内）の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。	⑤ア 登録認証機関機関68機関及びJAS法令に違反の疑いがある等に基づく立入検査1件の結果について、全て標準処理期間内に農林水産大臣に報告されていることから、計画における所期の目標を達成していると認められる。
	イ 登録外国認証機関及び登録外国試験業者に対する検査 JAS法第35条第2項第6号及び第55条第1項第5号の規定に基づく検査については、農林水産大臣の指示に従い実施するとともに、検査が終了した翌日から45業務日以内に結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告する。	イ 登録外国認証機関及び登録外国試験業者に対する検査 JAS法第35条第2項第6号及び第55条第1項第5号の規定に基づく検査については、農林水産大臣の指示に従い実施するとともに、検査が終了した翌日から45日以内に結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告する。	<定量的指標> ◇標準処理期間内の処理率：100%（標準処理期間内報告件数/検査終了件数）	<主要な業務実績> イ JAS法第35条第2項第6号及び第55条第1項第5号の規定に基づく検査については、農林水産大臣の指示に従い次のとおり適切に実施した。 登録外国認証機関の認証業務が適切に実施されていることを確認するための検査を10機関に対して着手し、12機関（前年度からの継続案件4件を含む。）の検査が令和元年度内に終了し、終了した翌日から45業務日以内に結果を取りまとめ、全て標準処理期間内に農林水産大臣に報告した。 なお、検査は、①事業所調査、②製品検査施設調査（外部委託された製品検査施設の調査を除く。）により行い、登録外国認証機関	<評定と根拠> 評定：B 根拠：標準処理期間内（45業務日以内）の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。	⑤イ 登録外国認証機関12機関に対する検査の結果が全て標準処理期間内に農林水産大臣に報告されていることから、計画における所期の目標を達成していると認められる。

	する。			の登録の区分、認証事業者数等に応じて必要な調査を次のとおり実施した。 ① 事業所調査：12件（前年度からの継続案件4件を含む） ② 製品検査施設調査：9件（前年度からの継続案件4件を含む） （表1-2-(2)-3参照） 【実施率100%（12/12）】 また、上記検査以外に登録外国認証機関に対する立会調査を11件及び外部委託された製品検査施設に対する調査を1件実施し、農林水産省に報告した。			
ウ	登録認証機関等の技術的能力等の確認調査 登録認証機関等の技術的能力等を確認するために、認証事業者及び格付の表示が付された製品の調査を行う。この調査は、過去の調査結果等を勘案して実施計画を定めて実施する。このため、本部と地域センターにおける調査業務の配分を行う。 また、この調査は、登録認証機関等の技術的能力等の確認を行うための立入検査に活用するため、次の調査によって実施する。 (7) 認証事業者に対する調査は、各登録認証機関の調査員数、認証事業者数、過去の調査の結果等を勘案して実施する。 (イ) 格付の表示が付された製品の調査は、市場に流通するJAS製品を買い上げ、JASへの適合性を判断するための検査を行う。その対象品目の選定に当たっては、これまでの製品調査の結果及びJASの確認等業務への活用を考慮する。	ウ	登録認証機関等の技術的能力等の確認調査 登録認証機関等の技術的能力等を確認するために、認証事業者及び格付の表示が付された製品の調査を行う。この調査は、過去の調査結果等を勘案して実施計画を定めて実施する。このため、本部と地域センターにおける調査業務の配分を行う。 また、この調査は、登録認証機関等の技術的能力等の確認を行うための立入検査に活用するため、次の調査によって実施する。 (7) 認証事業者に対する調査は、各登録認証機関の調査員数、認証事業者数、過去の調査の結果等を勘案して実施する。 (イ) 格付の表示が付された製品の調査は、市場に流通するJAS製品を買い上げ、JASへの適合性を判断するための検査を行う。その対象品目の選定に当たっては、これまでの製品調査の結果及びJASの確認等業務への活用を考慮する。	<定量的指標> ◇調査実施率：100%（実施件数/計画件数）	<主要な業務実績> ウ 登録認証機関等の技術的能力等を確認し、立入検査に活用するために、合計446件の認証事業者を直接訪問して行う調査（「現地調査」）及び市場に流通するJAS製品の調査（「製品調査」）を行った。 【実施率100%（446/446）】 (7) 登録認証機関等の認証業務の確認を強化するため、各登録認証機関の調査員数、認証事業者数、過去の調査の結果等を勘案して、現地調査48件を実施した。 (イ) 登録認証機関等の認証業務が適切に実施されていることを確認するため、これまでの製品調査の結果等を勘案して、製品調査398件を実施した。 （表1-2-(2)-4参照）	<評定と根拠> 評定：B 根拠：調査実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。	⑤ウ 登録認証機関等の技術的能力等を確認するための調査（現地調査及び製品調査）の実施率が100%であることから、計画における所期の目標を達成していると認められる。
エ	行政部局の要請による調査については、適正に実施し、調査終了後は調査結果を取りまとめ、要請者に対し報告する。	エ	行政部局の要請による調査については、適正に実施し、調査終了後は調査結果を取りまとめ、要請者に対し報告する。	<定量的指標> ◇報告処理率：100%（報告件数/調査終了件数）	<主要な業務実績> 該当する事案はなかった。	<評定と根拠> 評定：－ 根拠：実績がないため評価せず。	⑤エ 行政部局の要請による調査業務については、実績がないため評価せず。
⑥	農林水産消費安全技術センター認定制度に	⑥	農林水産消費安全技術センター認定制度に基づく認定業務	<定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠> 評定：－	⑥ 認定制度に関する体制整備については、

基づく認定業務 農林水産消費安全技術センター認定制度に基づき、認定機関又は試験業者の申請に応じて審査を実施する。 また、認定業務の国際的な信頼性を向上させるため、各国認定機関との相互承認締結に向けた準備を行う。	ア 認証機関又は試験業者の認定 農林水産消費安全技術センター認定制度に基づき、認定機関又は試験業者の申請に応じて審査を実施する。 また、ISO/IEC 17011 に基づいて申請者の技術的能力等の評価を行い、申請に係る必要事項が満たされた書類が到着した日の翌日から90業務日以内に認定の可否を申請者へ通知する。 イ 国際相互承認締結に向けた準備 認定業務の国際的な信頼性を向上させるため、各国認定機関との相互承認締結に向けた準備を行う。	◇ 調査実施率 100%（審査件数/申請受理件数。審査中の案件を除く。） <定性的指標> ◇ 国際相互承認に向けた取組	ア 申請事案はなかった。 なお、認定業務の啓発のため、ホームページにおいて認定に関する情報を公開するとともに、農林水産分野のスキームオーナーや食品の機能性成分の試験業者等に対し、認定取得のメリット、手続き、費用等について説明を行った結果、持続可能な水産養殖のための種苗認証に係る認定業務の実施についてスキームオーナーと合意し、覚書の締結を行った。 イ シンガポールで開催されたアジア太平洋地域認定協力機構（APAC）に参加し、国際相互承認の申請の手続き及び要求される能力などに関する情報収集を行い、また、日本認定機関協議会に参画し、国内の認定機関の動向を把握した。さらには、国際相互承認締結の基準文書であるISO/IEC 17011:2017に適合するよう審査マニュアル等の改訂及び英訳を進めるなどして、国際相互承認の準備を行った。	根拠：実績がないため評価せず。 <評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおり、国際相互承認締結に向けた認定制度の体制整備に取り組んでおり、目標の水準を満たしている。	認定センターが設置され、認定業務マニュアル等の基準文書及び認定申請者向け説明資料の整備を行う等体制整備を行い、また認定申請の可能性がある事業者への啓発が実施されていることから、目標の水準を満たしていることと評価できる。
--	---	---	---	--	--

4. その他参考情報

【特筆事項等について（創意工夫等）】

農林水産物及び食品の輸出拡大に向け、輸出先国の規制に戦略的に対応するため、輸出促進法が令和元年11月に成立し、国が登録した民間機関でも国に代わって加工施設を認定できる登録認定機関制度が令和2年4月に開始され、FAMICが登録認定機関を審査・調査することが規定された。

については、輸出拡大のためには早期登録・認定が必須であることから、FAMICは以下の取組を行った。

○ 専任チームにより対応（9月～）。

- ・ 農林水産省の法案、政省令、要領策定にあたって、JAS、ISO等の知見により提案を行い制度確立を支援。
- ・ 早期の登録調査開始に向け、調査に係る内部規程類の制定・改正等の体制整備と審査のケーススタディーを実施。

○ 業務対応のため、食品安全マネジメント審査員研修等に4名を緊急派遣（11月～）。

これらの取組の結果、調査要員を確保し、実施体制を整備、4月以降、迅速な登録調査が可能となったことから、農林水産大臣の登録を経て、登録認定機関が早期に施設認定を行うことができるため、国内の農林水産物及び食品の輸出拡大政策に貢献した。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-3	食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠	センター法第10条及び第12条
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産元-① 行政事業レビューシート事業番号：0002

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	元年度		2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	元年度
① 農林水産省からの緊急命令等業務	実施率	100%（報告件数/要請件数）	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし	予算額（千円）	133,389	125,743	144,237	155,052	164,451
								決算額（千円）	122,061	122,963	146,259	170,773	164,843
② サーベイランス・モニタリング年次計画に従った分析業務（農林水産省依頼分析）	実施率	100%（報告分析件数/依頼分析件数）	100%（1,788件/1,788件）	100%（1,252件/1,252件）	100%（831件/831件）	100%（1,259件/1,259件）	100%（1,105件/1,105件）	経常費用（千円）	153,381	154,695	156,808	159,905	169,807
								経常利益（千円）	△4	4,927	2,359	1,774	3,652
								行政コスト（千円）	－	－	－	－	285,468
③ 食品安全に係る有害化学物質の分析能力の確立（SOP作成）	実施率	100%（年度内SOP及び報告書作成数/年度内に分析能力を確立するよう農林水産省が指示する課題数）	100%（10件/10件）	100%（3件/3件）	100%（6件/6件）	100%（6件/6件）	100%（5件/5件）	行政サービス実施コスト（千円）	164,740	163,660	161,781	165,867	－
								従事人員数	13	13	14	14	14
④ サーベイランス・モニタリング確認分析業務	実施率	100%（分析実施点数/指示点数）	－	100%（50点/50点）	100%（105点/105点）	100%（60点/60点）	100%（40点/40点）						
⑤ ISO/IEC 17025 要求事項への適合の維持	ISO/IEC17025への適合性の維持	－	ISO/IEC 17025への適合性を維持	ISO/IEC 17025への適合性を維持	更新審査に適合。ISO/IEC17025への適合性を維持	ISO/IEC17025への適合性を維持	移行審査に適合。ISO/IEC17025への適合性を維持						

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
3	食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務 農林水産省が行う食品の安全性向上の取組に資するため、食品に含有する有害化学物質の分析を進める。	食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務の実施に当たっては、調査分析の品質を保証するため、品質マネジメントの維持、向上に努めるほか、麦類の赤かび病の多発によりかび毒の追加調査	＜定量的指標＞ ○ 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務 中項目の評定は、小項目別（◇）の評定結果の積み上げにより行うものとする。	＜評定と根拠＞ 評定：B 根拠：◇ 小項目4（項目）×2点（B）＝8点 B：基準点（8）×9/10 ≤ 各小項目の合計点（9）＜ 基準点（8）×12/10 ＜課題と対応＞ 引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施する。 ＜業務の評価＞ 指標を含め事業計画の所期の目標を全て達成したことに加え、特にかび毒の分析については、民間の分析機関では対応が困難なデオキシニバレノール-3-グルコシド（以	評定 B ＜評定に至った理由＞ 5の小項目のうち実績のない1項目を除き、Bが4項目であり、小項目を積み上げた項目別評定はBであったため。 ※小項目の点数の計算結果は法人の自己評価と同じ。	

	の依頼があった場合にあって、 創意工夫により改善を図り、効 果的かつ効率的に取り組むもの とする。		下「DON-3G」という。）を含む10種のかび毒一斉分析について、サーベイランスによる 審査の結果、ISO/IEC 17025:2005からISO/IEC 17025:2017への移行が完了し、引き続 き認定試験所としての体制を維持した。これにより、国際的にも通用する、信頼性の 高い分析結果を農林水産省に報告した。 また、農林水産省の依頼に応じて分析を行うために開発した分析法について、関係 学会で報告等を行った。 以上のような取組により、FAMICの信頼性を向上させ、農林水産省が行う国民の健康 の保護に貢献する施策の基礎となる有害化学物質の実態調査に大きく貢献した。	具体的には、次のとお り。	
① 農林水産省からの緊急命令等業 務 農林水産大臣からセンター法第 12条の規定に基づき調査、分析又 は検査を緊急に実施するよう命令 があった場合その他緊急に要請が あった場合には、最優先で組織的 に取り組む、必要な調査、分析又 は検査を実施し、その結果を速や かに報告する。	① 農林水産省からの緊急命令等業 務 農林水産大臣からセンター法第12条の規 定に基づき調査、分析又は検査を緊急に実 施するよう命令があった場合その他緊急に 要請があった場合に、最優先で組織的に取 り組み、機動的かつ的確に対応することが できるよう、次の取組を行う。 ア 緊急の命令があった場合等には、他の 業務に優先して、必要な調査、分析又は 検査を進行管理を適切に行いつつ機動的 かつ正確に実施し、その結果を速やかに 農林水産大臣に報告する。 イ 食品安全に係る有害化学物質の調査研 究結果及び緊急時に活用する可能性の高 い研究論文、国際規格等を平時から整理 し、必要時に分析方法等を速やかに参照 できる体制を維持する。 ウ 専門的知見を有する職員、分析機器及び 外部有識者や外部機関に係る情報の登録 ・更新を行う。また、必要に応じて、緊 急命令等があった場合の組織としての対 応や処理の手順を見直す。	<定量的指標> ◇ 実施率：100 %（報告件数/ 要請件数）	<主要な業務実績> ① 緊急に対応すべき課題が生じた場合に、迅速かつ的確に 対応することができるよう、次の取組を行った。 ア 該当する事案はなかった。 イ 緊急の要請に備え、次の取組を行った。 危害要因のうち有害化学物質に関する分析試験方法や規 準について、飼料分析基準、EU法、AOAC法、Codex規格等か ら検索して作成しているデータベースを最新の情報に更新 した。また、要請が想定される事案ごとに研究論文や分析 方法等を整理した。 ウ 緊急分析として想定される危害要因について、その内容 に応じた分析技術等を有する職員及びその際に用いる分析 機器（GC/MS、LC/MS/MS、ICP-MS、リアルタイムPCR等）の 登録・更新を行った。また、外部有識者や外部機関の情報 のデータベースを更新した。	<評定と根拠> 評定：－ 根拠：アについては農林 水産省からの緊急要請が なかったため評価せず。 なお、指標のないイ、 ウの業務については計画 のとおり適切に実施して いる。	① 農林水産省からの緊 急命令等業務については、 実績がなかったため評価 せず。
② サーベイランス・モニタリン グ年次計画に従った分析業務 農林水産省が示す「平成31 年度食品の安全性に関する有 害化学物質のサーベイランス ・モニタリング年次計画」に おいて調査対象とされた有害	② サーベイランス・モニタリン グ年次計画に従った分析業務 「平成31年度食品の安全性に 関する有害化学物質のサーベ イランス・モニタリング年次 計画」において調査対象とさ れた有害化学物質及び食品群	<定量的指標> ◇ 実施率：100% （報告分析件数/ 依頼分析件数）	<主要な業務実績> ② 農林水産省が策定する「サーベイランス・モニタリング年次計 画」に含まれる以下の品目と有害化学物質の組合せについて農 林水産省から依頼のあった分析を、実施要領、仕様書等に従い 全て実施（依頼分析件数1,105件）し、国際的にも通用する信頼 性の高い分析結果を、指定された様式で農林水産省に的確かつ 速やかに報告した。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：農林水産省からの 依頼分析件数に対する報 告分析件数は100%であ り、計画における初期の 目標を達成している。	② サーベイランスモニ タリング年次計画に従っ た分析業務については、 農林水産省が依頼した実 態調査に係る分析（依頼 分析件数：1,105件）を全 て実施・報告したことか

化学物質及び食品群のうち、農林水産省が依頼するものについて、調査実施要領及び仕様書に従って分析を実施し、報告する。	のうち、かび毒等、農林水産省からの依頼があったものについて、進行管理を適切に行いつつ、調査実施要領及び仕様書に従って分析を実施し、農林水産省の示す様式に従い、分析結果を的確かつ速やかに報告する。		(表1-3-1参照) 【実施率100% (1, 105/1, 105)】 〔農産物〕 ア 「令和元年度 (平成31年度) 麦類のかび毒含有実態調査の実施について (令和元年5月17日付け元消安第209号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知)」 に基づき、依頼のあった小麦、大麦及びライ麦中のかび毒 (民間の分析機関では対応が困難なDON-3Gを含む) ※1 888件の分析を実施し、その結果を調査実施要領及び仕様書に従い報告した。 イ 「令和元年度 (平成31年度) 麦類のかび毒含有実態調査 (追加調査) の実施について (令和元年7月18日付け元消安第137号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知)」 に基づき、依頼のあった小麦及び大麦中のかび毒 (民間の分析機関では対応が困難なDON-3Gを含む) ※1 33件の分析を実施し、その結果を調査実施要領及び仕様書に従い報告した。 ウ 「平成30年度つわぶき中のピロリジジナルカロイド類含有実態調査分析調査仕様書の変更及び令和元年度 (平成31年度) つわぶき中のピロリジジナルカロイド類含有実態調査の実施について (令和元年6月14日付け元消安第716号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知)」 及び「令和元年度 (平成31年度) つわぶき中のピロリジジナルカロイド類含有実態調査分析調査仕様書の変更について (令和元年10月23日付け元消安第716号-1農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知)」 に基づき、依頼のあったつわぶき中のピロリジジナルカロイド類※2 184件の分析を実施し、その結果を調査実施要領及び仕様書に従い報告した。 ※1 : タイプBトリコテセン類 (デオキシニパレノール (DON)、ニパレノール (NIV)、3-アセチルDON、15-アセチルDON、4-アセチルNIV、DON-3G)、タイプAトリコテセン類 (T-2トキシシ、HT-2トキシシ、ジアセトキシシルベノール)、ゼアラレノン (ZEN)、麦角アルカロイド類 (エルゴクリスチン、エルゴクリスチニン、エルゴタミン、エルゴタミニン、エルゴクリプチン、エルゴクリプチニン、エルゴメトリン、エルゴメトリンニン、エルゴシン、エルゴシニン、エルゴコルニン、エルゴコルニンニン) ※2 : センキルキン、ネオペタシテニン、ペタシテニン、エキミジン、エキミジン窒素酸化物、セネシフィリン、セネシフィリン窒素酸化物		ら、計画における所期の目標を達成していると認められる。
③ 食品安全に係る有害化学物質の分析能力の確立 すでに分析能力を確立して	③ 食品安全に係る有害化学物質の分析能力の確立 農林水産省が調査を検討し	<定量的指標> ◇ 実施率 : 100% (年度内SOP及び	<主要な業務実績> ③ 農林水産省からの指示、「平成31年度食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害化学物質の分析業務について (平成31年3月26日	<評定と根拠> 評定 : B 根拠 : 農林水産省か	③ 食品安全に係る有害化学物質の分析能力の確立については、農林水産

いる一部のかび毒分析に加えてサーベイランス・モニタリングの確認分析や民間分析機関で分析困難な有害化学物質の分析を可能にするため、農林水産省が指示する有害化学物質と食品の組合せについて、コーデックス委員会が示す妥当性の規準を満足する信頼性データを備えた分析の標準作業手順書（SOP）を作成し、必要に応じ改正し、分析能力を確立する。	ており、サーベイランス・モニタリングの確認分析の必要が高い有害化学物質や民間分析機関での対応が困難な有害化学物質等について、コーデックス委員会の示す妥当性の規準を満たす試験法の標準作業手順書（SOP）を作成、必要に応じ改正し、分析能力の確立に取り組む。	報告書作成数/年度内に分析能力を確立するよう農林水産省が指示する課題数)	付け30消安第6274号農林水産省消費・安全局長通知)」に基づき、農林水産省が調査を検討しており民間分析機関での対応が困難な5つの危害要因と食品の組合せ等について取り組み、うち、次のアのとおり、2件の分析標準作業手順書を作成し、イのとおり3件について取組結果を報告した。 【実施率100%（5/5）】 ア 分析標準作業手順書を作成した危害要因 ・LC-MS/MSによるつわぶき中のピロリジジナルカロイド類分析標準作業手順書 ・LC-MS/MSによるかび毒の一斉分析標準作業書（麦類及びソバ中のフザリウム毒素） イ 取組を報告した危害要因 ・LC-MS/MSによる麦類（小麦、大麦）のニバレノール-3-グルコシド（デオキシニバレノール、ニバレノール及びこれらの配糖体の4種類）の一斉分析条件を検討したところ、ニバレノール-3-グルコシド以外の回収率は目標とする水準が得られたが、ニバレノール-3-グルコシドについては、十分な回収率が得られず妥当性が確認できなかった。このため、LC-MS/MSの分析カラム及び精製カラムの検討を行ったところ回収率の改善が見られたが、目標の水準には達しなかったため、次年度も継続して検討する。） ・LC-MS/MSによるフキ（葉柄、花穂（ふきのとう））、調理したフキのピロリジジナルカロイド類（センキルキン、ペタシテニン、ネオペタシテニン） （制定済みのつわぶきの分析法に準拠し分析標準作業書案を作成したが、予備試験の結果、定量下限が目標の水準には達しなかったため、次年度も継続して検討する。） ・LC-MS/MSによるキク科、ムラサキ科植物のピロリジジナルカロイド類 （BfR法で対象とする化合物28種並びにペタシテニン及びネオペタシテニンの30種類を実施予定であったが、妥当性等の確認が出来ないものがあり、7種類にしばり分析標準作業手順書を作成した。分析標準作業手順書案を作成し、ムラサキバレンギク及びスイゼンジナ（いずれもキク科）を用いた予備試験の結果、回収率が目標の水準に達しなかったため、次年度も継続して検討する。）	らの指示課題数に対する報告分析件数は100%であり、計画における所期の目標を達成している。	省が指示した5課題に対し、2件について分析標準作業手順書を作成し、3件について検証結果を報告していることから、計画における所期の目標を達成していると認められる。
④ サーベイランス・モニタリングの確認分析業務 農林水産省が実施する有害化学物質等の含有実態調査の分析値の信頼性を確認するため、調査試料のうち農林水産	④ サーベイランス・モニタリングの確認分析業務 農林水産省が実施する有害化学物質等の含有実態調査の分析値の信頼性を確認するため、農林水産省が指示する調	<定量的指標> ◇ 実施率：100%（分析実施点数/指示点数）	<主要な業務実績> ④ 農林水産省からの指示「平成31年度食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害化学物質の分析業務について（平成31年3月26日付け30消安第6274号農林水産省消費・安全局長通知）」に基づき、含有実態調査の分析値の信頼性を確認するため、以下の危害要因と調査試料の組合せにつ	<評定と根拠> 評定： B 根拠：農林水産省からの指示点数に対する分析実施点数は100%であり、計画における所期の目標を	④ 農林水産省が指示した調査試料の有害化学物質（指示点数40点）について、全て分析し報告していることから、計画における所期の目標を達成

省が指示するものについてクロスチェック（相互検証）を実施する。	査試料についてクロスチェック（相互検証）を実施する。		いて、農林水産省がクロスチェックを行うため分析を実施し、その結果を報告した。 ・アクリルアミド（ポテトスナック10点、フライドポテト11点、カレールウ9点） ・麦角アルカロイド類（小麦粉10点） 【実施率100%（40/40）】	達成している。	していると評価できる。
⑤ ISO/IEC 17025 要求事項への適合の維持 農林水産省が行う食品の安全性に関するリスク管理を推進する上で必要とする調査分析の品質を保証するため、分析機関に求められる国際標準である「ISO/IEC17025試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」（以下「一般要求事項」という。）に基づき、認定機関によるサーベイランスの結果を踏まえ、全ての要求事項に適合し認定試験所としての体制を維持するとともに、麦類のかび毒分析試験で本部認定試験所と神戸センターとのマルチサイト認定に取り組む。 また、認定を受けた麦類のかび毒の分析試験以外の分析試験についても、その品質を保証するため、一般要求事項に適合したマネジメントの構築、維持を目指す。	⑤ ISO/IEC 17025 要求事項への適合の維持 農林水産省が行う食品の安全性に関するリスク管理を推進する上で必要とする調査分析の品質を保証するため、平成25年度に適合認定を取得した「ISO/IEC17025試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」（以下「一般要求事項」という。）について、認定機関によって実施されるサーベイランスの結果を踏まえ、引き続き全ての要求事項に適合し、認定試験所としての体制を維持するとともに、麦類のかび毒分析試験で本部認定試験所と神戸センターとのマルチサイト認定に取り組む。 また、認定を受けた麦類のかび毒の分析試験以外の分析試験についても、その品質を保証するため、一般要求事項に適合したマネジメントシステムの構築、維持を目指す。	<定性的指標> ◇ ISO/IEC 17025 への適合性の維持	<主要な業務実績> ⑤ 平成29年12月11日付けで認定を更新したISO/IEC 17025:2005による本部の試験所認定（LC-MS/MSによる小麦および大麦中のトリコテセン系かび毒の定量試験）について、サーベイランスによるISO/IEC 17025:2017への移行審査の結果、新規格の全ての適用基準に適合していると判断され、移行が完了し、認定試験所としての体制を維持した。 また、麦類のかび毒分析試験での本部認定試験所と神戸センターとのマルチサイト認定に向け、両サイトで運用される関連文書類の整合性の確認や必要な改訂に取り組んだ。 なお、アクリルアミド試験について、ISO/IEC 17025:2005の要求事項に適合し、信頼性の高い分析データを提供する能力があることを自ら表明する自己適合を平成30年度から本部認定試験所と神戸センターとのマルチサイトで宣言しており、令和元年度においても宣言を継続した。 外部技能試験については以下の危害要因と食品の組み合わせについて取り組み、満足できる結果が得られた。 ・DON、ZEN、T-2トキシン、HT-2トキシン（小麦粉中） ・麦角アルカロイド（ライ麦中） ・アクリルアミド（ビスケット中）	<評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおりISO/IEC 17025:2017に基づく品質保証体制を維持しており、目標の水準を満たしている。	⑤ ISO/IEC17025要求事項への適合の維持については、ISO/IEC17025:2017への移行が完了し、認定試験所としての体制が維持されていること、マルチサイト認定に向けた取り組みを実施したことから、計画のとおり目標の水準を満たしていると評価できる。

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第 1-4	その他の業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠	センター法第10条第1項第1号、第2号、第6号及び第11号並びに第2項第8号 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律 （平成15年法律第97号）
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レ ビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省元-① 行政事業レビューシート事業番号：0002

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	元年度		2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	元年度
(1) カルタヘナ法関係業務	実施率	100%（報告件数/立入検査件数）	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし	予算額（千円）	385,951	398,666	438,692	428,051	471,535
								決算額（千円）	360,696	360,332	419,353	428,640	467,264
(2) 情報提供業務	顧客満足度	5段階評価平均値3.5	3.7	3.7	3.8	3.9	3.7	経常費用（千円）	458,915	459,578	451,813	463,553	482,725
① ホームページ等による情報提供（ホームページ）								経常利益（千円）	2,136	17,656	11,349	13,445	15,171
① ホームページ等による情報提供（メールマガジン）	顧客満足度	5段階評価平均値3.5	3.9	3.9	3.9	4.0	4.0	行政コスト(千円)	－	－	－	－	869,810
① ホームページ等による情報提供（広報誌）	顧客満足度	5段階評価平均値3.5	4.0	4.0	4.2	3.9	4.3	行政サービス実施コスト（千円）	498,469	487,859	462,028	478,239	－
② 事業者等からの講師派遣依頼等	顧客満足度	5段階評価平均値3.5	4.5	4.6	4.6	4.6	4.4	従事人員数	49	47	47	47	47
③ 講習会の開催	顧客満足度	5段階評価平均値3.5	4.0	3.9	3.9	4.2	4.2						
(3) 検査・分析に係る信頼性の確保及び業務遂行能力の継続的向上（分析業務の精度管理）	外部技能試験の実施予定数に対する実施率	100%（参加回数/計画回数）	100% (14/14)	100% (15/15)	100% (16/16)	100% (16/16)	100% (15/15)						
(技術研修の実施)	実施率	100%（実施件数/計画件数）	100% (57/57)	100% (49/49)	100% (48/48)	100% (48/48)	100% (49/49)						
(4) 関係機関との連携	国民生活センターからの依頼による分析	－	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし						
① 国民生活センターとの連携													
② 国際技術協力要請（専門家の派遣）	実施率	100%（派遣実施件数/依頼件数）	100% (2/2)	100% (3/3)	100% (2/2)	100% (1/1)	100% (2/2)						
② 国際技術協力要請（海外研修員の受入）	実施率	100%（受入件数/依頼件数）	100% (3/3)	100% (1/1)	100% (6/6)	100% (5/5)	100% (3/3)						

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	4 その他の業務	4 その他の業務 その他の業務の実施に当たっては、各職員が自身の業務を点検し、常に業務改善の意識を持って創意工夫に努め、効果的かつ効率的に業務に取り組むものとする。	＜定量的指標＞ ○ その他の業務 中項目の評定は、小項目別（◇）の評定結果の積み上げにより行うものとする。	＜評定と根拠＞ 評定：B 根拠：◇ 小項目1（項目）× 3点（A）＋ 小項目8（項目）× 2点（B）＝19点 B：基準点（18）×9/10≦ 各小項目の合計点（19）＜ 基準点（18）×12/10 ＜課題と対応＞ 引き続き農林水産省の指示に基づき適切に対応する。 ＜業務の評価＞ 事業計画に基づき的確に実施するとともに、食品安全マネジメントシステムの理念を取り入れた講習会を内容改善を図った上で全国で展開し、より多くの事業者の食品表示偽装防止の取組を支援した。		評定 B 11の小項目のうち実績のない2項目を除き、Aが1項目、Bが8項目であり、小項目を積み上げた項目別評定はBであったため。 ※小項目の点数の計算結果は法人の自己評価と同じ。 具体的には次のとおり。
	(1) カルタヘナ法関係業務 遺伝子組換え生物等の使用等の規制に関する措置を講ずることにより生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の的確かつ円滑な実施を確保し、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号。「カルタヘナ法」という。）第32条第1項の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を実施し、その結果を指示した期間内に農林水産大臣に報告する。	(1) カルタヘナ法関係業務 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号。「カルタヘナ法」という。）第32条第1項の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を実施し、その結果を指示期間内に農林水産大臣に報告する。また、立入検査等を行うための規程等を必要に応じて見直す。	＜定量的指標＞ ◇ 実施率：100% （報告件数/立入検査件数）	＜主要な業務実績＞ 該当する事案はなかった。	＜評定と根拠＞ 評定：－ 根拠：実績がないため評価せず。	(1) カルタヘナ法関係業務については、実績がないため評価せず。
	(2) 情報提供業務 国民の食に関する知識や食品に対する信頼性の向上及び安全で信頼できる農産物の生産・流通に資するため、農業生産資材及び食品の安全性、JAS規格、食品表示等に関する情報、科学的知見、各種制度や検査結果など、FAMICの業務に関して生産者、事業者等の関心の高い情報を、ホームページ、メールマガジン、広報誌及び講習会等の実施により分かりやすく提供する。このため、	(2) 情報提供業務				

以下の取組を行う。					
① ホームページ等による情報提供 ホームページ、メールマガジン、広報誌等を通じて、国民に対し、肥料、農薬、飼料、飼料添加物等の農業生産資材の安全性に関する情報や、JAS規格、食品表示等に関する情報をわかりやすく提供する。 ホームページ、メールマガジン及び広報誌については、サービスの受け手である利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、アンケート調査等により顧客満足度を測定して、5段階評価で3.5以上の評価となることを目標とする。	① ホームページ等による情報提供 ア ホームページの情報の内容を適宜更新することにより、JAS等に関する情報、食品表示に関する情報、農薬登録に関する情報、農業生産資材の安全性に関する情報や企業等からの相談事例等を速やかに提供する。 イ 内閣府食品安全委員会等の動向や食品の安全と消費者の信頼の確保に関する情報を事業者等に対して速やかに提供するため、希望者にメールマガジンを毎月3回以上配信する。 ウ 業務に関連した情報や知見などをわかりやすく提供するため、広報誌を4回以上発行する。	ホームページ <定性的指標> ◇ 顧客満足度：3.5以上（5段階評価平均値） メールマガジン <定性的指標> ◇ 顧客満足度：3.5以上（5段階評価平均値） 広報誌 <定性的指標> ◇ 顧客満足度：3.5以上（5段階評価平均値）	<主要な業務実績> ① 情報提供業務を的確に行うため、次の取組を行った。 ア ホームページの情報の内容を適宜更新することにより、JAS製品の品質に関する情報、食品表示に関する情報、農薬登録に関する情報、農薬・肥料・土壌改良資材・飼料・飼料添加物・ペットフードの安全性に関する情報や企業等からの相談事例等をホームページに速やかに掲載した。（更新回数168回、アクセス回数465,704回） 〔ホームページの主な掲載内容〕 ・食品等検査関係情報（JAS、食品表示、調査研究報告、分析マニュアル等） ・農薬検査関係情報（登録・失効情報、農薬登録情報検索システム、農薬登録申請、GLP適合確認申請等） ・肥飼料検査関係情報（関係法令・通知、肥料登録申請手続き、肥料登録銘柄検索システム、肥料等試験法・飼料分析法・愛玩動物用飼料等の検査法、検査結果の公表等） ・OIEコラボレーティング・センターとしての活動（輸入飼料原料の有害物質のモニタリング結果及び概要、分析法、ハザードカード、飼料研究報告（要旨）等） ・ISO・Codex・国際協力関連情報 ・センター情報（行事・講習会等情報、相談窓口等） ・公表事項（独立行政法人通則法に基づく公表事項、調達情報等） イ 内閣府食品安全委員会等の動向や食品の安全と消費者の信頼の確保に関する情報を事業者等に対して速やかに提供するため、希望者にメールマガジンを毎月3回以上、合計50回（3月末現在登録者数6,596、延べ配信数327,634通）配信した。 〔メールマガジンの主な掲載内容〕 FAMICの情報（行事・講習会等）及び食の安全と消費者の信頼確保に関する情報（各府省の報道発表資料等） ウ 業務に関連した情報や知見などをわかりやすく提供するため、広報誌「大きな目小さな目」を4回（毎回5,000部）発行し、学校・教育関係等に配付した。また、写真やイラストを多用しつつ、出来る限り消費者が分かりやすい表現となるよう文書を工夫した。 〔広報誌の主な掲載内容〕 ・食品及び肥料、農薬、飼料等及び土壌改良資材に関する	ホームページ <評定と根拠> 評定：B 根拠：顧客満足度3.5以上であり、計画における所期の目標を達成している。 メールマガジン <評定と根拠> 評定：B 根拠：顧客満足度3.5以上であり、計画における所期の目標を達成している。 広報誌 <評定と根拠> 評定：B 根拠：顧客満足度3.5以上であり、計画における所期の目標を達成している。	(2)① ホームページ等による情報提供においては、アンケート調査等により顧客満足度が測定され、5段階評価の平均で3.5以上となっていることから、目標の水準を満たしていると評価できる。

	エ より効果的な情報提供の取組を進めるため、検査等業務及び情報提供業務等に従事する職員から成る委員会を年10回以上開催する。 オ ホームページ、メールマガジン及び広報誌については、サービスの受け手である利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、5段階評価で3.5以上の評価となることを目標として、提供した情報の内容や提供方法についての顧客満足度をアンケート調査等により測定する。 また、顧客満足度が5段階評価で3.5未満の場合には、その原因を究明して必要な改善措置を速やかに講ずる。		情報 ・表示のQ&A ・行政情報 ・食と農のサイエンス エ より効果的な情報提供の取組を進めるため、検査等業務及び情報提供業務等に従事する職員を構成員とする情報提供推進委員会を12回開催し、ホームページ、メールマガジン、広報誌、イベント等における提供情報の的確性及びわかりやすさ等について検討を行った。 オ 利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、利用者に対するアンケート調査による効果測定を実施した。各業務ごとの顧客満足度（5段階評価）の平均値は、次のとおり3.5以上の評価であった。 ・ホームページ 3.7 ・メールマガジン 4.0 ・広報誌 4.3		
② 事業者等からの講師派遣依頼等 事業者等からの講習・講師派遣依頼や相談等に対して、適切かつ積極的に対応するため、事業者等の求める情報の内容に留意しつつ、検査等業務を通じて蓄積した専門的・技術的な知見を活用して情報を提供する。また、消費者からの相談が寄せられた場合は、行政サービスの一環として対応する。 事業者等からの講習・講師派遣依頼等については、サービスの受け手である依頼者や利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、アンケート調査等により顧客満足度を測定して、5段階評価で3.5以	② 事業者等からの講師派遣依頼等 事業者等からの講習・講師派遣依頼や相談等に対して、適切かつ積極的に対応するため、以下の取組を行う。また、消費者からの相談が寄せられた場合は、行政サービスの一環として対応する。 ア 事業者等からの依頼を受けて、農業生産資材の安全等の確保、農林水産分野に関する標準化施策の推進、食品表示の適正化等に資する技術的な情報を提供する講習会等へ、講師を積極的に派遣する。 イ 事業者等からの講習・講師派遣依頼等に適切に対応するため、顧客満足度が高かった講習等で使用したテキスト等のデータバ	<定性的指標> ◇ 顧客満足度：3.5以上（5段階評価平均値）	<主要な業務実績> ② 事業者等からの講習・講師派遣依頼や相談等を適切かつ積極的に対応するため、次の取組を行った。 ア 事業者等から依頼を受けて、講習会に73回（参加者4,252名）役職員を講師として派遣した。 事業者等からの依頼に基づく研修を2回（参加者32名）行った。また、事業者等からの要請に応じて、委員会等に役職員を30回派遣した。 イ 事業者等からの講習・講師派遣依頼等に適切に対応するため、顧客満足度が高かった講習会で使用したテキスト等のデータベース化を新規8件、更新を8件、削除を41件行い、テキスト等作成作業の効率化を行った。（データベース化さ	<評定と根拠> 評定：B 根拠：顧客満足度3.5以上であり、計画における所期の目標を達成している。	② 事業者等からの講師派遣依頼等においては、アンケート調査等により顧客満足度が測定され、5段階評価平均で4.4と年度目標値：3.5以上となっていることから、目標の水準を満たしていると評価できる。

上の評価となることを目標とする。	ース化やその更新等を行う。 ウ 新たな原料原産地表示への対応を含む事業者等からの相談への対応の質の向上を図るため、受け付けた相談を整理し、重要な事例を相談事例集に収録し、相談業務処理マニュアルの改善を行う。 エ 事業者等からの依頼による講習会及び講師派遣については、サービスの受け手である依頼者や利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、5段階評価で3.5以上の評価となることを目標として、提供した情報の内容や提供方法についての顧客満足度をアンケート調査等により測定する。 また、顧客満足度が5段階評価で3.5未満の場合には、その原因を究明して必要な改善措置を速やかに講ずる。		れたテキスト等63件) ウ 相談窓口業務においては、企業等からの食品の品質等に関する相談5,202件（うち、新たな原料原産地表示に関する相談110件）に対応した。また、消費者からの相談は、行政サービスの一環として対応した。 (表1-4-1参照) 事業者等からの相談への対応の質の向上を図るため、相談対応マニュアルを見直すとともに、受け付けた相談を整理し、重要な事例4件を「企業相談事例集」に追加収録するとともに既存の収録内容を精査した。(全収録数35件) エ 提供情報の的確性、わかりやすさ、受講者のニーズ及び業務の成果・効果の把握等に資するため講師派遣、依頼に基づく研修の業務について、利用者に対するアンケート調査による効果測定を実施するとともに受講者による今後の業務への活用について把握した。顧客満足度（5段階評価）の平均値は、4.4であった。 なお、事業者等からの依頼による講習会等への講師派遣のうち個別に顧客満足度が3.5未満のものはなかった。		
③ 講習会の開催 農業生産資材の安全等の確保、農林水産分野に関する標準化施策の推進、食品表示の適正化等に資するため、事業者、検査機関、都道府県等に対して、法令に関する知識、検査技術、分析技術、食品の品質・表示等に関する講習会を開催する。 FAMICが主催する講習会については、サービスの受け手である利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、アンケート調査等により顧客満足度を測定して、5段階評価	③ 講習会の開催 農業生産資材の安全等の確保、農林水産分野に関する標準化施策の推進、食品表示の適正化等に資するため、検査等業務を通じて蓄積された技術的知見を事業者等へ提供するものに特化し、次の取組を行う。 ア 事業者を対象に、農業生産資材、食品等に関する専門技術的知見を活用した講習会を7回以上開催する。	<定性的指標> ◇ 顧客満足度：3.5以上（5段階評価平均値）	<主要な業務実績> ③ 農業生産資材の安全等の確保、食品の品質及び表示の適正化等に資するため、次の取組を行った。 ア 食品事業者等を対象に食品安全マネジメントシステム（FSMS）の理念を取り入れた食品の不適正表示や食品偽装の防止を目的とする講習会をFAMIC職員が講師となり内容を統一して全国で7回計画し、5回開催した（参加者計255名）。 (2回は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止) また、札幌センターでは北海道独自の取組として、新たな原料原産地表示制度の理解浸透と早期の表示対応の推進を目的に、北海道農政事務所及び北海道庁と連携して原料原産地表示制度等に関する講習会を共催し、FAMIC職員が北海道内2か所（参加者計102名）で講師を担当した。	<評定と根拠> 評定：A 根拠：顧客満足度4.2と指標を上回ったことに加え、昨年度から新たに取り組んだ食品安全マネジメントシステムの理念を取り入れた講習会を内容改善を図った上で全国で展開し、より多くの事業者の食品表示偽装防止の取組を支援した。これにより、今後も事業者から継続的な開催が望まれる講習会の実施を可能とし、食品表示の適正化の実現に寄	③ 講習会の開催においては、アンケート調査等により顧客満足度が測定され、5段階評価平均で4.2と指標(年度目標値：3.5以上)を上回ったことに加え、昨年度の取組から判明した事業者の関心の高いテーマについて、テキストの改善、講師の質の向上といった創意工夫を加えることにより、内容を向上させた講習会を提供したこと、さらに取組を全国展開させて、より多くの事業者の食品表示

で3.5以上の評価となることを目標とする。	イ 都道府県の職員を対象に、肥料の分析に関する講習会を1回以上開催する。 ウ 都道府県の消費生活センターの職員等を対象に、食品の品質、検査分析技術等に関する研修を7回以上開催する。 エ 主催講習会については、サービスの受け手である利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、5段階評価で3.5以上の評価となることを目標として、提供した情報の内容や提供方法についての顧客満足度をアンケート調査等により測定する。 また、顧客満足度が5段階評価で3.5未満の場合には、その原因を究明して必要な改善措置を速やかに講ずる。	【特筆事項等について（創意工夫等）】 昨年度に新たな講習テーマとして2か所で実施したFSMSの考え方を取り入れた講習会が、高い評価を得るとともに、事業者の関心の高さを把握したことから、今年度は同講習会を全国で開催することとした。このため、幅広い事業者からの参加を得るためにFSMS未取得の事業者が理解できる講義構成とすることとし、関係課及び地域センター担当者の意見を求め講習テキストの改善を図った。テキストには、食品偽装の概念、不適正な表示により事業者が被る影響、行政による監視の仕組み、過去の食品偽装事例の追記等を行うとともに、講師の違いによる説明齟齬を防ぐため講師用の解説文を新たに作成する等により、質の高い講習会資料を作成した。また、各担当講師は事前演習を入念に実施して説明の改善を図った。加えて、参加者確保のため、募集チラシを作成して食品事業者団体等に参加企業への配布を要請するなど各地で積極的なPRを行った。その結果、本講習会は、各地で募集定員を上回る申し込み（参加計255名）があり本講習テーマに対するニーズの高さを把握するとともに自己収入の確保に貢献した。また、高い評価結果（平均4.1）を得ており、FSMSの理念を取り入れた食品偽装防止の考え方を伝えることができた。併せて、全ての地域センターで本テーマの講習会を実施し各センター職員が講師を勤めることにより、より多くの職員でFSMSの考え方を取り入れた講義内容の理解及び説明能力の向上が図られた。今後も継続的な開催が望まれる講習会の実施を可能とし、食品表示の適正化の実現に貢献する成果であった。 イ 都道府県の職員を対象に、肥料分析に関する講習会として「肥料分析実務者研修」を1回（参加者6名）開催した。 ウ 都道府県の消費者担当部局及び消費生活センター職員等を対象として、食品の品質、検査分析技術等に関する研修を7回（参加者124名）及び都道府県の飼料業務担当の職員を対象として飼料等安全性検査技術に関する研修を4回（参加者23名）開催した。 エ サービスの受け手である利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、主催講習会について、利用者等に対するアンケート調査による効果測定を実施するとともに受講者による今後の主催講習会への活用について把握した。各業務ごとの顧客満足度（5段階評価）の平均値は、4.2であった。	与したことから計画における所期の目的を上回る成果が得られていると認められる。	偽装防止の取り組みの支援につなげた結果、全国で募集定員を上回る申し込みが得られており、事業者から継続的な開催が望まれるような講習会の実施を可能とし、情報提供の面から食品表示の適正化の実現に大きく寄与したことから、目標の水準を上回る成果が得られていると認められる。
(3) 検査・分析に係る信頼性の	(3) 検査・分析に係る信頼性の確			

確保及び業務遂行能力の継続的向上 検査・分析に係る信頼性の確保及び業務遂行能力の継続的向上を図るため、以下の取組を行う。	保及び業務遂行能力の継続的向上 検査・分析に係る信頼性の確保及び業務遂行能力の継続的向上を図るため、以下の取組を行う。				
① 分析業務の精度管理 分析試験を伴う検査等業務に係る信頼性を確保するため、外部技能試験への参加等、個別の分析業務の目的に応じた精度管理を行う。	① 分析業務の精度管理 分析試験の信頼性向上のため引き続きISO/IEC 17025の自己適合宣言の取組を推進するとともに、分析試験を伴う検査等業務に係る信頼性を確保するため、作業手順書等の基準文書に基づく業務管理及び技術管理を推進し、外部技能試験への参加等、個別の分析業務の目的に応じた精度管理を行う。	<定量的指標> ◇ 外部技能試験の実施予定数に対する実施率：100%（参加回数/計画件数）	<主要な業務実績> ① 分析試験等の信頼性確保を図る観点から、引き続きISO/IEC 17025の自己適合宣言の取組を推進した。具体的には、食酢の酸度について本部及び地域センターの表示指導課を対象範囲としてISO/IEC 17050-1に基づき、ISO/IEC 17025:2005に適合している旨の自己適合宣言を行うとともに、肥料の重金属の分析試験について対象範囲を地域センターに拡大し、それぞれ宣言書をホームページに掲載した。加工食品中のアクリルアミドの定量試験等2試験項目については本部及び地域センターにおいて自己適合宣言を維持するとともに、遺伝子組換え大豆の定量試験等3試験項目については自己適合宣言の対象範囲を地域センターに拡大できるよう、体制の整備を図った。 また、ISO/IEC 17025:2017の自己適合宣言への取組のほか、検査・分析に係る信頼性を確保するため、検査等業務に応じて次の取組を行った。 ○肥料の検査・分析 ISO/IEC 17025:2017の考え方に従い、肥料試験品質マニュアル及び信頼性確保に係る手順書等に基づき、業務管理及び技術管理を行った。また、担当部長をラボラトリマネジメントとし、肥料試験マネジメントシステムのマネジメントレビューを行い、内部監査、外部精度管理、内部品質管理等の結果を検証した。 ○農薬の検査・分析 ISO/IEC 17025:2005の考え方に従い構築した分析業務管理システムに基づき、業務管理及び技術管理を行った。 ○飼料及び飼料添加物並びにペットフードの検査・分析 GLPの考え方に従い、試験責任者、信頼性保証部門等から構成する信頼性保証体制及び試験操作手順書に基づき、試験を実施した。また、本部のかび毒試験及びPCR試験については、ISO/IEC 17025:2017認定を維持した。さらに、信頼性確保のシステムを効率的に運用するために、飼料部門全体の試験をGLPからISO/IEC 17025に準じた体制に移行することとし、そのための手順書整備等を進めた。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおり外部技能試験を実施した。また、ISO/IEC 17025:2005自己適合宣言に向けて取組を進め、国際的に通用するISO規格に準拠したマネジメントシステムの体制を構築しており、事業計画における所期の目標を達成している。	(3)① 分析試験等の信頼性確保を図る観点から、外部技能試験に参加しているとともに、全ての分析試験業務について内部精度管理を実施して分析値の信頼性確保に努めている。さらにISO/IEC 17025自己適合宣言を推進し、国際的に通用するISO規格に準拠したマネジメントシステムの体制を構築・維持していることから、計画における所期の目標を達成していると認められる。

			○食品等の検査・分析 ISO/IEC 17025:2005の考え方に従い、基準文書に基づき、試験を実施し、試験実施記録等の必要な記録の励行と確認を行った。 全ての分析試験業務について内部精度管理を適正に実施するとともに、ISO/IEC 17025:2005に基づくマネジメントシステムを構築した業務等については外部機関が主催する技能試験に検査分析に携わる職員を参加（15回、延べ61名）させた。 【実施率100%（15/15）】		
② 技術研修の実施 検査・分析、立入検査、調査等の業務に携わる職員の業務遂行能力を継続的に向上させるため、分析技術、分析機器の操作、分析の精度管理、関係法令に基づく立入検査、その他検査等業務の的確な遂行に必要な研修を計画的に実施する。	② 技術研修の実施 検査・分析、立入検査、調査等の業務に携わる職員の業務遂行能力の継続的向上を推進するため、平成31年度職員技術研修計画に基づき、分析技術、分析機器の操作、分析の精度管理、関係法令に基づく立入検査、その他検査等業務の的確な遂行に必要な研修を実施する。	<定量的指標> ◇ 実施率：100%（実施件数/計画件数）	<主要な業務実績> ② 検査・分析、立入検査、調査等の業務に携わる職員の業務遂行能力を継続的に向上させるため、平成31年度職員技術研修計画（全49件）に基づき、次のとおり研修を行った。 【実施率100%（49/49）】 研修の実施に当たっては、研修効果の適切な評価に資するためのレポート等により研修効果を検証するとともに、必要に応じて講義内容及び講師選定の見直しを行った。また、事前学習課題を配布するなど、効果的な実施に取り組んだ。 ・新規採用者研修等 2件 新規採用者等を対象とした研修のほか、採用後3年目程度の職員を対象とした研修を実施した。 ・分析研修 8件 食品表示検査関係分析業務研修、肥料分析実務者研修、GC/MS等の分析機器のメンテナンス及び操作等に関する分析技術研修を行った。 ・業務研修 32件 各法令に基づく立入検査に関する知識及び技術を習得するため、JAS法及び食品表示法立入検査員内部研修、肥料及び土壌改良資材の法令等研修、飼料及びペットフードの法令等研修、農薬取締法に基づく農薬等の集取及び立入検査に係る研修等を行った。 ・資格取得研修 5件 ISO9000審査員研修、農薬GLP基礎研修等の資格取得に係る研修等を行った。 ・その他 2件 調査研究倫理研修及び放射線障害予防規程に基づく教育・訓練を実施した。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおり検査等業務の的確な遂行に必要な研修を計画的に実施しており、所期の目標を達成している。	② 技術研修の実施については、平成31年度職員技術研修計画を設定し、計画的に分析技術、分析機器の操作、分析の精度管理、関係法令に基づく立入検査、その他検査等業務の的確な遂行に必要な研修が実施されていることから、計画における所期の目標を達成していると認められる。

			上記のうち、令和元年度は、貿易実務基礎研修、GMPガイドライン検査員能力向上研修、農薬取締法に基づく立入検査中級研修及び食品安全マネジメントシステム審査員研修計4件の研修を新たに実施した。		
(4) 関係機関との連携 ① 国民生活センターとの連携 独立行政法人国民生活センターとの連携については、同センターが実施する商品テスト事業に必要な分析のうちFAMICのみが分析可能な項目を対象に、具体的な項目についてあらかじめ協議する仕組みを定めた両者間の協定に基づき、適切に対応する。	(4) 関係機関との連携 ① 国民生活センターとの連携 独立行政法人国民生活センターとの連携については、両者間の協定に基づき、適切に対応する。	<定性的指標> ◇国民生活センターからの依頼による分析	<主要な業務実績> ① 独立行政法人国民生活センター（以下「国セン」という。）との協定（平成23年5月17日締結）に基づき、FAMICが分析対応する事案はなかった。 なお、国センとの合意（平成20年3月3日合意）に基づきFAMICの主催する研修会の講師として国セン職員の招へい（3回）、本部に設置されたPIO-NETの端末の利用等の連携を図った。	<評定と根拠> 評定：－ 根拠：実績がないため評価せず。 なお、指標のない業務については計画のとおり適切に実施している。	(4)① 独立行政法人国民生活センターとの協定に基づき依頼された分析は、実績がなかったため評価を実施しないものの、講師招へい、PIO-NETの端末の利用において連携が計画に基づき実施されていることを確認した。
② 国際技術協力要請 独立行政法人国際協力機構等の関係機関からの国際技術協力等の要請については、国内活動及び専門家の海外派遣を行うとともに、海外からの研修員の受入れを行う。	② 国際技術協力要請 農林水産省、独立行政法人国際協力機構等の関係機関からの国際技術協力等の要請については、国内活動及び専門家の海外派遣を行うとともに、海外からの研修員の受入れを行う。	<定量的指標> ◇専門家の派遣実施率：100%（派遣実施件数/依頼件数）	<主要な業務実績> ② 独立行政法人国際協力機構（JICA）から技術協力専門家の派遣要請があり、職員を2回（3名）海外派遣した。 【実施率100%（2/2）】 このほか、国際協力の一環として実施しているASEAN人材育成プロジェクト（シンガポールでのワークショップ並びにタイ及びベトナムでの寄附講座における講義）に講師として職員を派遣し、ASEAN各国との関係強化を図った。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：要請のあった技術協力専門家の派遣実施率が100%であり、事業計画における所期の目標を達成している。	② 国際技術協力要請については、独立行政法人国際協力機構（JICA）等からの要請を踏まえ、専門家の海外派遣及び海外からの研修生の受入れが実施されていること等から、計画における所期の目標を達成していると認められる。
		<定量的指標> ◇海外からの研修員の受入実施率：100%（受入件数/依頼件数）	<主要な業務実績> 独立行政法人家畜改良センター及びJICAからの要請により海外からの研修員を受入れ、FAMICの業務概要、有機JAS制度における監視体制等に関する研修を3回（延べ19か国、28名）実施した。 なお、研修の日程や資料作成を含む内容の策定にあたっては、研修生の要望に応えることができるよう努めるべく、要請先及び研修担当者として事前調整を行うことで、効率的かつ効果的に実施することができた。 【実施率100%（3/3）】	<評定と根拠> 評定：B 根拠：要請のあった海外からの研修員受入実施率が100%であり、事業計画における所期の目標を達成している。	

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
第2-1	業務運営の改善			
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省元-① 行政事業レビューシート事業番号：0002	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
業務運営の改善	業務運営の改善状況	－	業務運営懇談会1回開催 無駄削減プロジェクトチーム2回開催	業務運営懇談会1回開催 環境配慮・無駄削減推進委員会3回開催	業務運営懇談会1回開催 環境配慮・無駄削減推進委員会3回開催	業務運営懇談会1回開催 環境配慮・無駄削減推進委員会3回開催	業務運営懇談会1回開催 環境配慮・無駄削減推進委員会2回開催	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
		以下の事業計画の実施にあたっては、法人の効率的な運営に資するため、人材、施設及び経費の活用において、各職員が自身の業務を点検し常に業務改善の意識を持って創意工夫に努め、効果的かつ効率的に業務に取り組むものとする。	<定量的指標> ○ 業務運営の改善 中項目の評定は、小項目別（◇）の評定結果の積み上げにより行うものとする。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：◇ 小項目1（項目）×2点（B）＝2点 B：基準点（2）×9/10 ≤ 各小項目の合計点（2）< 基準点（2）×12/10 <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。 <業務の評価> 事業計画に基づき的確に実施した。		評定	B
		<評定に至った理由> 1の小項目はBであり、小項目を積み上げた項目別評定はBであったため。 ※小項目の点数の計算結果は法人の自己評価と同じ。 具体的には、効率的な法人運営と継続的な業務改善活動を推進するために、事業計画に基づき、予算の執行状況と業務の進捗状況の一体的な把握と業務執行に対する指示、外部有識者の参画による「業務運営懇談会」での意見集約、環境配慮・無駄削減推進委員会を実施していることから、計画における目標の水準を満たしていると評価できる。					
1 業務運営の改善 業務運営の改善を推進するため、「国の行政の業務改革に関する取組方針～行政のICT化・オープン化、業務改革の徹底に向けて～」（平成26年7月25日総務大臣決定）等を踏まえ、法人運営に関する重要事項や業務の進捗状況について評価・点検するとともに、国民目線を取り入れた業務改善活動の取組を行う。	1 業務運営の改善 効率的な法人運営と継続的な業務改善活動を推進するため、次の取組を行う。 ① 効率的・効果的な業務運営が行われているか確認するため、四半期毎に予算の執行状況及び業務の進捗状況を役員会で審議する。 ② 外部の有識者を含めた業務運営に関する懇談会を年1回開催し、業務運営全般についての助言を受けることにより、国民の目線を取	<定性的指標> ◇ 業務運営の改善状況	<主要な業務実績> 効率的な法人運営と継続的な業務改善活動を推進するため、次の取組を行った。 ① 事業計画に基づく各部門の業務進捗状況を四半期ごとに取りまとめ、役員会において法人運営に関する重要事項や業務の進捗状況について審議することにより、予算の執行状況と業務の進捗状況を一体的に把握し、以後の業務執行に対する指示を行った。 ② 外部の有識者の参画による「業務運営懇談会」を開催し、平成30年度のプロセス評価対象取組の紹介と業務実績評価案、令和元年度の業務実施状況などについて説明を行った。外部の有識者からは、「食品表示検査の目のつけどころ」による業務改善や、農薬取締法改正への対応、飼料関係業務におけるGMPガイドライン	<評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおり業務運営の改善の取組を実施したことから、計画における目標の水準を満たしていると認められる。			

	り入れた業務改善活動を行う。 ③ 業務運営の改善を推進するため、役職員からなる環境配慮・無駄削減推進委員会において、「国の行政の業務改革に関する取組方針～行政のICT化・オープン化、業務改革の徹底に向けて～」(平成26年7月25日総務大臣決定)等を踏まえ、業務改善が図られる取組の検討を行う。	適合確認の合理化のための見直し等について、概ね高く評価していただいた。一方で、FAMICの知名度を上げるための広報業務について更なる努力が必要との意見があったところである。これらの意見に対応して適宜改善を図ることとしている。 ③ 業務運営の改善を推進するため、役職員からなる環境配慮・無駄削減推進委員会の会合を2回開催した。 このほか、役員(理事長及び理事)の就任時に、役員自らがすべての地域センター等に出向き職員と意見交換を行った。その中で出された改善のための提案(68課題)すべてについて、関係部署とともに、対応の可否の判断、改善や対応できる課題に対する改善等の方法の検討を行い、可能なものから速やかに実施した。さらに、検討結果を全職員に周知した。このようにFAMIC全体で積極的に業務改善に取り組んだ。		
--	--	---	--	--

4. その他参考情報

様式 3-1-4-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和元年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）			
1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-2	業務運営コストの縮減		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省元-① 行政事業レビューシート事業番号：0002

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
(1) 業務運営コストの縮減 (一般管理費削減率)	3%以上の抑制	(26年度予算額) 559,373千円	3%削減 (削減額 16,781千円)	3%削減 (削減額 7,830千円)	3%削減 (削減額 7,596千円)	3%削減 (削減額 7,368千円)	3%削減 (削減額 7,132千円)	主務省令期間における削減率:15%削減 28年度から対象外経費が認められたため削減額が減少
(業務経費削減率)	1%以上の抑制	(26年度予算額) 804,895千円	1%削減 (削減額 8,049千円)	1%増加 (削減額 7,968千円)	1%削減 (削減額 7,889千円)	1%削減 (削減額 7,811千円)	1%削減 (削減額 7,725千円)	主務省令期間における削減率:5%削減
(2) 業務運営コストの縮減 状況	業務運営コストの 縮減状況	－	アウトソーシング6件、 無駄削減の取組目標の 策定・実施	アウトソーシング6件、 分析機器の集約化	アウトソーシング5件、 分析機器の集約化、業務フ ローコスト分析結果を踏ま えた旅費関係業務の軽減	アウトソーシング4件、 業務フローコスト分析結果 を踏まえた旅費関係業務の 軽減	アウトソーシング5件、 業務フローコスト分析結果 を踏まえた旅費関係業務の 軽減	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価		
	以下の事業計画の実施にあたっては、法人の効率的な運営に資するため、人材、施設及び経費の活用において、各職員が自身の業務を点検し常に業務改善の意識を持って創意工夫に努め、効果的かつ効率的に業務に取り組むものとする。	<定量的指標> ○ 業務運営コストの縮減 中項目の評定は、小項目別（◇）の評定結果の積み上げにより行うものとする。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：◇ 小項目3（項目）×2点（B）＝6点 B：基準点（6）×9/10 ≦ 各小項目の合計点（6）< 基準点（6）×12/10 <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。 <業務の評価> 事業計画に基づき、的確に実施した。		評定 B <評定に至った理由> 3の小項目のうちBが3項目であり、小項目を積み上げた項目別評定はBであったため。 ※小項目の点数の計算結果は法人の自己評価と同じ。 具体的には、次のとおり。	
2 業務運営コストの縮減 (1) 運営費交付金を充当して行う事業については、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費、合同庁舎維持等分担金及び消費税増税等による影響額を除く。）については少なくとも平成30年	2 業務運営コストの縮減 (1) 人件費を除く運営費交付金を充当して行う事業について、少なくとも平成30年度比で一般管理費（合同庁舎維持等分担金及び消費税増税等による影響額を除く。）を3%以上、業務経費	<定量的指標> ◇ 一般管理費削減率（人件費、合同庁舎維持等分担金及び消費税増税等による影響額を除く。）：3%以上	<主要な業務実績> (1) 人件費を除く運営費交付金で行う事業については、予算額において平成30年度と比較すると一般管理費については3%減、業務経費については1%減となった。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：一般管理費は平成30年度比3%減となり、計画における所期の目標を達成している。	2 (1) 一般管理費は平成30年度比3%減、業務経費は平成30年度比で1%減となっていることから、計画における所期の目標を達成していると認められる。	
		<定量的指標>		<評定と根拠>		

度比3%以上の抑制、業務経費（消費税増税等による影響額を除く。）については少なくとも平成30年度比1%以上の抑制をすることを目標に削減する。	（消費税増税等による影響額を除く。）を1%以上抑制することを目標に、(2)による業務の見直し及び効率化を進める。	◇ 業務経費削減率（消費税増税等による影響額を除く。）：1%以上		評価：B 根拠：業務経費は平成30年度比1%減となり、計画における所期の目標を達成している	
(2) 業務運営コストの削減に当たっては、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）等を踏まえ、業務フロー・コスト分析結果に基づき業務改善を図る。また、業務運営の効率化を図られるものについては、アウトソーシング等を実施する。	(2) 業務運営コストの削減に当たっては、次の取組を行う。 ① 関連規程等に基づき積極的にアウトソーシングを実施する。 また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）等を踏まえ、業務運営の効率化を図るため、業務フロー・コスト分析の結果に基づき業務の改善を行うことを通じてその運営コストの削減に努める。 ② 設置している分析機器等については、その稼働状況や不具合の有無等の調査を定期的に行い、調査結果に基づいて他のセンター等への移設や他の検査等業務での有効活用を図るとともに、更新時期の延長等に資するため、効果的な保守点検を行う。 ③ 役職員からなる環境配慮・無駄削減推進委員会において、一般管理費について経費節減の余地がないか等の見直しを引き続き行い、無駄削減の取組目標を定め、厳格な自己評価を行う。	<定性的指標> ◇ 業務運営コストの削減状況	(2) 業務運営コストの削減に当たっては、次の取組を行った。 ① 「アウトソーシング実施規程」に基づき、外部委託することにより業務運営の効率化に資するものとして、次に掲げる業務についてアウトソーシングを行い、業務の効率化を図った。 ・残留農薬分析用混合標準液及びかび毒分析用混合標準液の調制作業 ・メールマガジンの配信作業 ・広報誌の編集及び発送作業 ・技術情報等の翻訳作業 ・JAS見直しに係るアンケート調査票の発送・集計作業（ホームページを活用したアンケート調査の実施を含む。） また、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂）を踏まえて平成29年度に作成した「旅費請求の手引き」を引き続き旅費事務担当者及び各職員に対して周知した結果、旅費関係業務全体の従事時間が0.2%軽減された。 ② 分析機器等については、稼働状況を踏まえ、センター内で集約化を実施するとともに、更新時期の延長等に資するため、点検等に係る統一的な基準である「FAMICにおける分析機器整備・管理方針」に基づき、効果的な保守点検を行った。 ③ 環境配慮・無駄削減推進委員会において、一般管理費について経費節減の余地がないか等の見直しを引き続き行い、無駄削減の取組目標を定め、令和2年3月に目標の達成状況を評価するための会議を開催し、自己評価を行った。 （表2-2-1参照）	<評価と根拠> 評価：B 根拠：計画のとおり業務運営コストの削減に取り組む、目標の水準を満たしている。	(2) 業務運営コストの削減状況については、アウトソーシングの活用による業務の効率化を図るとともに、業務フロー・コスト分析を活用した経費節減の取組が行われているほか、分析機器の効果的な保守点検、環境配慮・無駄削減推進委員会においての無駄削減目標の達成状況の評価等、業務運営コストの削減の取組が実施されていることから、計画のとおり目標の水準を満たしていると評価できる。

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
第2-3	人件費の削減等			
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省元-① 行政事業レビューシート事業番号：0002	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
人件費の削減	人件費 (平成30年度予算額以下)	4,436,266千円 (平成30年度予算額)	4,203,163千円 (実績額)	4,261,626千円 (実績額)	4,307,897千円 (実績額)	4,362,037千円 (実績額)	4,365,454千円 (実績額)	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価		
	以下の事業計画の実施にあたっては、法人の効率的な運営に資するため、人材、施設及び経費の活用において、各職員が自身の業務を点検し常に業務改善の意識を持って創意工夫に努め、効果的かつ効率的に業務に取り組むものとする。	＜定量的指標＞ ○ 人件費の削減等 中項目の評定は、小項目別（◇）の評定結果の積み上げにより行うものとする。	＜評定と根拠＞ 評定：B 根拠：◇ 小項目1（項目）×2点（B）＝2点 B：基準点（2）×9/10 ≤ 各小項目の合計点（2）＜ 基準点（2）×12/10 ＜課題と対応＞ 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。 ＜業務の評価＞ 事業計画に基づき、的確に実施した。		評定	B
3 人件費の削減等 給与水準については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、国家公務員の給与を参酌するとともに、役職員の給与のあり方について検証し、その検証結果や取組状況をホームページにおいて公表するとともに、総人件費を平成30年度以下とする。 また、役職員の給与改定に当たっては、「公務員の給与改定に関する取扱いについ	3 人件費の削減等 給与水準については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、国家公務員の給与を参酌するとともに、役職員の給与のあり方について検証し、その検証結果や取組状況をホームページにおいて公表するとともに、総人件費を平成30年度以下とする。 また、役職員の給与改定に当たっては、「公務員の給与改定に関する取扱いについ	＜定量的指標＞ ◇ 人件費（平成30年度予算額以下） ただし、退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに非常勤役職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。	＜主要な業務実績＞ 給与水準については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、国家公務員の給与を参酌し、国と同水準を維持しており、平成31年度のラスパイレス指数（事務・技術職員）は97.4であった。 役職員の報酬・給与等については、報酬水準の妥当性に係る検証結果や取組状況について平成30年度分までをホームページにおいて公表した。 また、役職員の給与改定に当たっては、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成30年11月6日閣議決定）等を踏まえ、職員給与規程を改正し、一般職員俸給表を平成31年4月から30歳台半ばまでの職員について平均0.1%引上げ、併せて勤勉手当及び期末特別手当の支給割合の引上げ等を行ったところである。	＜評定と根拠＞ 評定：B 根拠：人件費は平成30年度予算額以下であり、計画における所期の目標を達成している。	：平成30年度予算額以下）されており、計画における所期の目標を達成していると認められる。 また、給与水準については、役職員の給与改定に当たっては、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」を踏まえ職員給与規程を改正する等国と同水準が維持されており適切になされていた。	

	て」（平成30年11月6日閣議決定）に基づき適切に実施する。	（平成30年11月6日閣議決定）を踏まえ、適切に対応する。	総人件費については、常勤職員数を平成31年1月1日時点（※）の631名から631名（令和2年1月1日時点）と同数であるものの、人員の新陳代謝により平成30年度と比較して人件費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに非常勤役職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）が1.6%減額となった。 ※ 独立行政法人通則法第60条の規定による常勤職員数の国会報告基準日である。		
--	--------------------------------	-------------------------------	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-4	調達等合理化の取組		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省元-① 行政事業レビューシート事業番号：0002

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
調達等合理化の取組（一者応札・応募割合）	競争性のある契約に占める一者応札・応募割合	42%以下	39%	43%	45%	47%	41%	
調達等合理化の取組（随意契約にすることができる事由の明確化）	随意契約にすることができる事由の明確化	－	契約監視委員会による事後評価の実施	契約監視委員会による事後評価の実施	契約監視委員会による事後評価の実施	契約監視委員会による事後評価の実施	契約監視委員会による事後評価の実施	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
			<定量的指標> ○ 契約の点検・見直し 中項目の評定は、小項目別（◇）の評定結果の積み上げにより行うものとする。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：◇ 小項目2（項目）×2点（B）＝4点 B：基準点（4）×9/10 ≤ 各小項目の合計点（4）< 基準点（4）×12/10 <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。 <業務の評価> 事業計画に基づき、的確に実施した。		評定	B <評定に至った理由> 2の小項目のうちBが2項目であり、小項目を積み上げた項目別評定はBであったため。 ※小項目の点数の計算結果は法人の自己評価と同じ。 具体的には次のとおり。
	4 調達等合理化の取組 調達等合理化の取組については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ公正かつ透明な調達手続きによる適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、FAMICが策定する「調達等合理化計画」を着実に実施し、以下の取組を行う。 (1) 契約については原則一般	4 調達等合理化の取組 公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を促進するため、次の取組を行う。 (1) 調達等合理化の取組については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等に基づき策定する「調達等合理化計画」を着実に実施する。 (2) 一般競争入札については、幅広く周知し、仕様書の見直	<定量的指標> ◇ 競争性のある契約に占める一者応札・応募割合：42％以下（平成27年度から平成29年度までの3年間の平均を上回らないこととする。）	<主要な業務実績> 公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を促進するため、次の取組を行った。 (1) 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等に基づき、「調達等合理化計画」を策定し実施した。（表2-4-1参照） (2) 一者応札・応募の改善については、これまでのメールマガジン等を活用した調達情報の提供、仕様書の見直しや公告期間を十分確保する等の取組に加え応札に参加しなかった事業者からのアンケートを分析し入札に反映することなどによる複数者応募の増加（4件）、少額随意契約の集約による競争性のある契約数の増加（14件）により、一者応札・応募の割合を6.0ポイント抑制するなど、競争性の確保に向けて考え得る手段を尽くして不断の取組を行った。その結果、一者応札・応募の割合は件数で40.8％となり目標の42％を下回った。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおり調達等合理化計画に基づく一者応札・応募の改善に取り組み、一者応札・応募の割合は40.8％となり目標の水準を満たしている。	4（1）競争性のある契約に占める一者応札・応募割合については、事業者へのアンケートの分析等、競争性の確保に向けての取組が行われたことにより40.8％（目標値：42％以下）になったこと、また外部有識者を交えた契約監視委員会で審議及びフォローアップが行われる等、契約の公平性	

競争入札とし、一者応札・応募等の改善に不断に取り組み、競争性のある契約に占める一者応札・応募割合を42%以下とする。	しや公告期間を十分確保する等の改善に不断に取り組み、一層の競争性が確保されるように努める。また、契約監視委員会からの指摘事項については、改善のための確実な取組を行う。		これら一者応札・応募の案件（平成30年度第3、第4四半期分及び令和元年度第1、第2四半期分）については、外部有識者を交えた契約監視委員会において妥当性及び改善方策について審議及びフォローアップを行うとともに、当該委員会概要をホームページで公表した。 また、過去の不適正経理に係る再発防止強化策をはじめとする発注・検収事務に係る自己点検を行い、適切に処理されていることを確認するとともに、再発防止強化策の風化を防ぐため、各地域センター等業務管理課長等や担当者に対して当該対策の策定経緯を含め定期的に周知し、不祥事の未然防止・再発防止の再認識に努めた。		・透明性の確保の取組が行われていることから、計画における所期の目標を達成していると認められる。
(2) 随意契約については「独立行政法人の随意契約に係る事務について」（平成26年10月1日付け総管査第284号総務省行政管理局長通知）に基づき、随意契約によることができる事由を明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。	(3) 随意契約については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）、「独立行政法人の随意契約に係る事務について」（平成26年10月1日付け総管査第284号総務省行政管理局長通知）が発出されたことにより、随意契約によることができる事由を明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。 (4) 調査研究業務に係る調達については、透明性を高める観点から、他の独立行政法人の優良な事例等を収集し、応用の可能性を検討する。 (5) 密接な関係にあると考えられる法人と契約する場合には、契約締結日、契約先の名称、契約金額等の情報に併せ、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況をホームページで公表する。 (6) 「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」（平成24年6月1日行政改革実行本部決定）に基づく公表及び点検・見直しを着実に実施する。	<定性的指標> ◇ 随意契約によることができる事由の明確化	<主要な業務実績> (3) 随意契約については平成27年7月に改正した契約事務取扱規程に基づき、随意契約による事由を明確にした「随意契約理由書」により、公平性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施するとともに、調達等合理化検討会において当該調達手続について点検を受けた。 また、令和元年6月に策定した「調達等合理化計画」に基づき、競争性のない随意契約の減少に努めた。競争性のない契約件数は20件であったが、いずれも取扱業者が特定され、競争の余地がないものとして、随意契約による事由を明確にし、当該事由については契約監視委員会において事後評価が行われ、その妥当性を確認した。 （表2-4-2参照） (4) 調査研究業務に係る調達について、平成23年2月に開催された「研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議（関係府省）」及び「同検証会議（関係法人）」における検討内容の情報収集を行うとともに、FAMICでの応用の可能性について検討を行った結果、新たに応用できる事例は見受けられなかった。 (5) FAMICで管理監督の地位にあった者が再就職しており、かつ、FAMICとの間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている法人と契約した場合には、平成23年7月1日の入札公告等に係る契約からFAMICのホームページで公表することとしており、令和元年度は該当する契約はなかった。 (6) 「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」（平成24年6月1日行政改革実行本部決定）に基づき、平成30年度における公益法人への支出状況等をホームページに公表した。 なお、農林水産省によるFAMICから公益法人への支出に係る点検の結果、見直しを行う必要のある支出はなかった。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおり調達等合理化計画に基づく随意契約における事由の明確化等に適切に取り組んでおり、目標の水準を満たしている。	(2) 随意契約については、契約事務取扱規程に随意契約によることができる事由が明確化されており、さらに検討会において当該調達手続の点検が行われていることから、目標の水準を満たしていると評価できる。

4. その他参考情報

様式 3-1-4-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和元年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第3-1	保有資産の見直し等		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省元-① 行政事業レビューシート事業番号：0002

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
保有資産の見直し等	保有資産の見直し状況	—	特許権の放棄2件	特許権の放棄2件	保有資産の維持	特許権の放棄1件	保有資産の維持	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価		
		＜定量的指標＞ ○ 保有資産の見直し等 中項目の評定は、小項目別（◇）の評定結果の積み上げにより行うものとする。	＜評定と根拠＞ 評定：B 根拠：◇ 小項目1（項目）× 2点（B）＝2点 B：基準点（2）×9/10 ≤ 各小項目の合計点（2）＜ 基準点（2）×12/10 ＜課題と対応＞ 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。 ＜業務の評価＞ 事業計画に基づき的確に実施した。		評定	B
1 保有資産の見直し等 保有資産の見直し等については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」（平成26年9月2日付け総管査第263号総務省行政管理局長通知）に基づき、保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行うこととする。	4 保有資産の見直し等 保有資産の見直し等については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」（平成26年9月2日付け総管査第263号総務省行政管理局長通知）に基づき、保有の必要性を確認し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行うこととする。	＜定性的指標＞ ◇ 保有資産の見直し状況	＜主要な業務実績＞ 保有資産の見直し等については、保有している庁舎及びその敷地3箇所（農薬検査部、神戸センター、福岡センター）、ほ場1箇所（岩槻ほ場）、分析機器等について、利用・稼働状況に係る調査を実施し、保有の必要性の見直しを行った。 （表3-1-1参照） なお、宿舎及び福利厚生施設は保有していない。 保有する特許権1件「生糸ずる節検出方法および装置」については、毎年納付する特許料等が発生しないことから、特許権を維持した。 （表3-1-2参照）	＜評定と根拠＞ 評定：B 根拠：計画のとおり保有資産の必要性について見直ししており、目標の水準を満たしている。	実施され、保有の必要性の見直しが行われていることから、目標の水準を満たしていると評価できる。	

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第3-2	自己収入の確保		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省元-① 行政事業レビューシート事業番号：0002

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
自己収入の確保	自己収入確保の状況	－	－	・講習会の実施 ・講師派遣の周知・広報 ・保有特許の周知・広報 ・手数料の見直し	・講習会の実施 ・講師派遣の周知・広報 ・保有特許の周知・広報 ・手数料の見直し	・講習会の実施 ・講師派遣の周知・広報 ・保有特許の周知・広報 ・手数料の見直し	・講習会の実施 ・講師派遣の周知・広報 ・保有特許の周知・広報 ・手数料の見直し	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
			＜定量的指標＞ ○ 自己収入の確保 中項目の評定は、小項目別（◇）の評定結果の積み上げにより行うものとする。	＜評定と根拠＞ 評定：B 根拠：◇ 小項目1（項目）×2点（B）＝2点 B：基準点（2）×9/10 ≤ 各小項目の合計点（2）＜ 基準点（2）×12/10 ＜課題と対応＞ 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。 ＜業務の評価＞ 計画に基づき、自己収入を確保するための確に取組を実施した。		評定 B ＜評定に至った理由＞ 1の小項目はBであり、小項目を積み上げた項目別評定はBであったため。 ※小項目の点数の計算結果は法人の自己評価と同じ。 具体的には、主催者講習の実施に当たってのニーズを把握して実施していることに加え、講習及び講師派遣等については、ホームページ等を通じて周知・広報を行うことにより自己収入の確保に努めていることから、目標の水準を満たしていると評価できる。
	2 自己収入の確保 FAMICの事業の目的を踏まえつつ、依頼に基づく検査及び講師の派遣等について適切に対応するとともに、受益者の負担の水準について不断の見直しを図ること等により、自己収入の確保に努める。	5 自己収入の確保 自己収入を確保するため、次の取組を行う。 (1) 主催講習会の実施については、ニーズの把握に努め、適切に実施する。 (2) 事業者、生産者、都道府県等からの依頼に基づく検査及び講師派遣等について、ホームページ、メールマガジン、広報誌等を通じて周知・広報を行う。 (3) 保有の必要性が認められる特許権については、特許による収入を図るため周知・広報する。 (4) 役員会等において手数料の見直しを行	＜定性的指標＞ ◇ 自己収入確保の状況	＜主要な業務実績＞ 自己収入を確保するため、次の取組を行った。 (1) 講習事業については、アンケート調査や聞き取りによりニーズを把握し適切に実施した。 (2) 事業者等が主催する講習会へ有料で講師派遣を行っていること等について、引き続きホームページ、メールマガジン等を通じて周知・広報を行った。 (3) 特許収入の拡大に資するよう、現在保有している特許については引き続き独立行政法人工業所有権情報・研修館の開放特許情報データベースでの掲載等により周知・広報を図った。 (4) 講師派遣等に係る手数料については、最新の根拠資料に基づ	＜評定と根拠＞ 評定：B 根拠：計画のとおり自己収入を確保するための取組を行っており、目標の水準を満たしている。	

	い、必要に応じて改定する。		き試算し、手数料等の単価を改定した。また、改定内容はホームページに掲載し、事業者等に周知を図った。		
	(5) 寄付金の申し出があった場合には、当該 申出者とFAMICの業務との関係に留意して 適切に対応する。		(5) 寄付の申し出については該当する事案はなかった。		

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第3-3	予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省元-① 行政事業レビューシート事業番号：0002

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組	経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組	－	経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組の実施	経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組の実施	経費（業務経費及び一般管理費）節約に係る取組の実施	経費（業務経費及び一般管理費）節約に係る取組の実施	経費（業務経費及び一般管理費）節約に係る取組の実施	
法人運営における資金の配分状況	法人運営における資金の配分状況	－	適切に資金を配分した	適切に資金を配分した	適切に資金を配分した	適切に資金を配分した	適切に資金を配分した	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
			<定量的指標> ○ 予算、収支計画及び資金計画 中項目の評定は、小項目別（◇）の評定結果の積み上げにより行うものとする。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：◇ 小項目2（項目）× 2点（B）＝4点 B：基準点（4）×9/10 ≤ 各小項目の合計点（4）< 基準点（4）×12/10 <課題と対応> 引き続き適切に対応する。 <業務の評価> 事業計画に基づき、的確に実施した。		評定	B
－	1 予算 2 収支計画 3 資金計画	<定性的指標> ◇ 経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組	<主要な業務実績> 令和元年度においても予算の執行を適切に行い、平成30年度に引き続き、業務経費、一般管理費の削減に取り組んだ。（財務諸表等参照） 独立行政法人通則法第39条の規定に基づき、令和元年度の財務諸表等について監査法人による監査を受けた。その結果、会計報告については準拠すべき会計基準に従い適正に処理されていること、また、財務状況、運営状態等に関する情報が正しく表示されていることが確認された。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組を実施した。	執行が適切に行われ、業務経費、一般管理費の削減に取り組むとともに、予算不足が生じないように定期的に執行状況が把握されており、適切かつ効率的な資金配分がなされていた。		
	－	<定性的指標> ◇ 法人運営における資金の配分状況	<主要な業務実績> 平成27年度から行政執行法人へ移行し、単年度管理型の経理となったことから、予算不足が生じないように定期的に執行状況を把握するとともに、適切かつ効率的な資金配分を行った。（表3-3-1参照）	<評定と根拠> 評定：B 根拠：適切に資金を配分した。			

4. その他参考情報

様式 3-1-4-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和元年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第3-4	短期借入金の限度額		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
短期借入金の限度額	法人の短期借入金について、借入に至った理由及び使途、金額及び金利、返済の見込み	－	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
			＜定量的指標＞ ○ 短期借入金の限度額 中項目の評定は、小項目別（◇）の評定結果の積み上げにより行うものとする。	＜評定と根拠＞ 評定：－ 根拠：実績がないため評価せず。 ＜課題と対応＞ 引き続き適切に対応する。 ＜業務の評価＞ －		評定 － 実績がないため評価を実施せず。
－		第4 短期借入金の限度額 平成31年度：9億円 (想定される理由) 運営費交付金の受入れが遅延 公務災害及び通勤災害が発生した場合の災害補償費の借入れ	＜定性的指標＞ ◇ 法人の短期借入金について、借入に至った理由及び使途、金額及び金利、返済の見込み	＜主要な業務実績＞ 該当する事案はなかった。	＜評定と根拠＞ 評定：－ 根拠：実績がないため評価せず。	

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4-1	職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省元-① 行政事業レビューシート事業番号：0002

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
職員の人事に関する計画（人事評価システムによる評価の実施、システムの見直し）	人事評価システムによる評価の実施、システムの見直し	－	人事評価システムによる評価及びシステムの見直しを実施した。	人事評価システムによる評価を実施した。	人事評価システムによる評価及びシステムの見直しを実施した。	人事評価システムによる評価を実施した。	人事評価システムによる評価を実施した。		
職員の人事に関する計画（女性登用の促進状況）	女性登用の促進状況	－	①役員に占める女性の割合は16.7% ②管理職に占める女性の割合は5.9%	①役員に占める女性の割合は16.7% ②管理職に占める女性の割合は8.2%	①役員に占める女性の割合は16.7% ②管理職に占める女性の割合は7.1%	①役員に占める女性の割合は16.7% ②管理職に占める女性の割合は5.8%	①役員に占める女性の割合は16.7% ②管理職に占める女性の割合は3.4%		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
			<定量的指標> ○職員の人事に関する計画 中項目の評定は、小項目別（◇）の評定結果の積み上げにより行うものとする。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：◇小項目1（項目）×3点（A）＋ 小項目1（項目）×1点（C）＝4点 B：基準点（4）×9/10 ≤ 各小項目の合計点（4）< 基準点（4）×12/10 <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。 <業務の評価> 事業計画に基づき的確に実施した。		評定	B
						<評定に至った理由> 2の小項目のうちAが1項目、Cが1項目であり、小項目を積み上げた項目別評定はBであったため。 ※小項目の点数の計算結果は法人の自己評価と同じ。 具体的には、次のとおり。	
1	職員の人事に関する計画 FAMICの人事評価システムにより職員個々の能力や実績等を的確に把握して適材適所の人材配置を行い、職員の意欲向上、能力の最大化を図る。 また、業務の円滑な推進	2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。） FAMICの人事評価システムにより職員個々の能力や実績等を的確に把握して適材適所の人材配置を行い、職員の意欲向上、能力の最大化を図る。	<定性的指標> ◇ 人事評価システムによる評価の実施、システムの見直し	<主要な業務実績> 職員の人事については、本人の希望等も尊重しつつ、人事評価システムによる評価を実施することにより職員それぞれの能力や実績の要素を総合的に判断し、人材配置を行った。 将来のFAMICの組織・業務運営を見据え、職員の職務への意欲向上や最大限の能力発揮が図られるよう、人事ルールを策定した。当該ルールの策定にあたり、全職員に対して、人事異動の目的や職員の年齢構成等に関する人事の基礎的知識等を共有し、人事異動に関する課題等について、	<評定と根拠> 評定：A 根拠：計画のとおり人事評価システムによる評価及び見直しのための検証を実施しており、目標の水準を満たしている。また、全員	1 職員の人事に関する計画のうち、人事評価については、人事評価システムによる評価が実施され、見直しのための検証が実施されていること、また、全員参加型の人事ルール	

を図るため、農林水産省等との計画的な人事交流や研修等により職員の資質の向上を図るとともに、必要な人材の確保を行う。 「独立行政法人等における女性の登用推進について」（平成26年3月28日付け閣総第175号及び府共第211号内閣官房内閣総務官、内閣府男女共同参画局長通知）を踏まえ、女性登用の目標達成のための取組を推進する。	また、農林水産行政との連携を図り、業務の円滑な推進を図るため、次の取組を行う。 (1) 適切かつ効率的な業務運営を図るため、業務の重点化及び効率化を行うとともに、適切な要員、人事配置を行う。 (2) 平成31年度の常勤職員数は、前年度を上回らないものとする。 (3) 人事交流については、農林水産省等と計画的に実施することとし、諸事情に即し、一方に偏らないことを基本とする。 (4) 職員の採用に当たっては人事院が行う学生への説明会、大学等が行う就職説明会等への参加や、インターネット等を活用した広報活動とともに、分析の基礎的能力、農林水産物や食品、農業生産資材に関する専門的知識等を有する農学、化学等及び行政の試験区分の国家公務員試験合格者等から採用する。		職員アンケートや意見交換会等を通じて全職員参加型の議論等を行った。また策定した人事ルールは勿論のこと、検討経過も全職員に共有し透明化を図った。 令和2年度に人事ルールの細部設計を行い、令和3年度から適用することとしているが、従来、人事担当者限りで議論されていたことを、全員参加型の議論及び検討経過の透明化を図ったことは今回が初めての取組であり、職員の職務への意欲向上や能力の最大化に繋がる意識改革等の取組を積極的に行った。 人事評価システムについては、検証を行った結果、令和元年度においては見直しはなかった。 (1) 適切な要員・人事配置 適切かつ効率的な業務運営を図るため、本部及び地域センター等の全ての業務部門においてスタッフ制を採用し、業務の進捗状況や内容の変化等に対応した職員の集中的かつ機動的な配置を実施した。 (2) 常勤職員数 令和元年度の常勤職員数は631名（令和2年1月1日）となり、前年度631名（平成31年1月1日）と同数であった。 (3) 人事交流 職員のスキルアップや視野を広げる等組織の活性化や業務の円滑な推進を図るため、国の機関や他の法人等との人事交流を一方に偏らないよう計画的に実施した。（転出38名、転入34名） (4) 新規採用 職員の採用にあたっては、人事院主催の学生への説明会や大学主催の就職説明会等に参加するとともにインターネット等を活用した広報活動を行い、農学、化学等及び行政の試験区分の国家公務員合格者から20名を採用した。	参加型の人事ルールの策定及び透明化を図ったことは、従来にはない取組であり、将来の組織・業務運営を見据えた斬新、かつ積極的な取組であり、職員の職務への意欲向上や能力の最大化に繋がる意識改革等に貢献した。	の策定及び透明化を図ったことは、職員の職務への意欲向上や能力の最大化に繋がる意識改革等に貢献した業務の円滑な推進を図るために計画に定めた各種取組が実施されていることから、目標の水準を上回る成果が得られていると認められる。
	(5) 女性登用の促進については、「独立行政法人農林水産消費安全技術センターにおける女性の採用・登用拡大計画」（平成28年3月27日付け27消技第3501号）に基づき、管理職に占める女性の割合が6.9%以上となるよう取組む。	＜定性的指標＞ ◇ 女性登用の促進状況	(5) 女性登用の促進 ① 役員に占める女性の割合は16.7%となり、現状を維持した。 ② 管理職に占める女性の割合は、前年度の5.8%から定年退職（1名減）及び農林水産省との人事交流（1名減）により、2.4ポイント減少し3.4%となった。 管理職の女性登用については、農林水産省との人事交流による女性管理職員の増減は見通せないものの、今後の管理職の定年退職予定者を見越して、5か年における登用対象者を把握し、管理職登用に向け土台作りが必要であることから、管理職登用の可能性のある女性職員に対し意識啓発のため人事院主催の女性登用候補者層を拡大することを目的とした研修等への積極的な参加（3名参加）を促した。さらに、各部門人事担当部長が連携し、農林水産本省、地方農政局等の人事担当と人事交流の調整を行い、管理職	＜評定と根拠＞ 評定：C 根拠：管理職に占める女性の割合については、管理職への女性登用にに向けた取組に努めたところであるが、今年度は計画値を満たすことができなかった。	女性登用の促進について、役員に占める女性の割合は、現状を維持しているものの、管理職に占める女性の割合は、前年度の5.8%から定年退職及び人事交流による2名減によって3.4%と2.4ポイント減少したため、目標の水準を満たしていない。

	(6) 給与水準については、国家公務員の給与を参酌するとともに、役職員の給与のあり方について検証し、その検証結果や取組状況をホームページにおいて公表するとともに、総人件費を平成30年度以下とする。 また、役職員の給与改定については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、適切に対応する。	への女性登用の人事企画に努めた。 今後は、これまで以上に女性職員の管理職登用への意識改革の推進に努めるとともに、令和元年度から職員全員参加型でFAMICの方向性を考えた上で見直しを進めている人事ルールと併せて、計画的に管理職への女性登用に取り組むこととしている。 (6) 給与水準 給与水準については、国家公務員の給与を参酌するとともに、役職員の給与のあり方について検証し、その検証結果や取組状況をホームページにおいて公表した。また、総人件費についても平成30年度以下とした（人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。）。さらに役職員の給与改定に当たっては「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」を踏まえ、適切に対応した。	〈指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策〉 女性職員の管理職登用については、研修又はセミナーへ参加させるのみではなく、対象者が常に管理職への登用を意識するよう個別での働きかけを行って、個々の意識改革の推進に努めること。また、見直しを進めている人事ルールと併せて、計画的な女性職員の管理職登用に取り組むこと。
--	---	--	---

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4-2	内部統制の充実・強化		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省元-① 行政事業レビューシート事業番号：0002

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
(1) 行動理念、行動方針、コンプライアンス基本方針等の見直し状況	行動理念、行動方針、コンプライアンス基本方針等の見直し	—	内部統制規程及びリスク管理規程を制定	リスク管理規程を改正	内部監査実施方法の見直し	リスク管理体制の改善	リスク管理体制の見直し		
(2) リスク評価の実施状況、当該リスク評価に基づく低減策の検討状況	リスク評価の実施状況、当該リスク評価に基づく低減策の検討	—	リスク管理委員会を設置・4回開催	リスク管理委員会を3回開催	リスク管理委員会を4回開催	リスク管理委員会を4回開催	リスク管理委員会を6回開催		
(3) ガバナンスの確保状況	ガバナンスの確保	—	役員会15回開催	役員会13回開催	役員会15回開催	役員会13回開催	役員会17回開催		
(4) 監事監査の体制の整備	監事監査の体制の整備	—	監事会16回開催	監事会16回開催	監事会15回開催	監事会17回開催	監事会6回開催		
(5) 内部監査の実施状況	内部監査の実施	—	内部監査を適切に実施	内部監査を適切に実施	内部監査を適切に実施	内部監査を適切に実施	内部監査を適切に実施		
(6) マネジメントレビューの実施状況	マネジメントレビューの実施	—	マネジメントレビュー会議1回開催	マネジメントレビュー会議1回開催	マネジメントレビュー会議1回開催	マネジメントレビュー会議1回開催	マネジメントレビュー会議1回開催		
(7) 法令遵守状況	法令遵守	—	コンプライアンス委員会2回開催	コンプライアンス委員会1回開催	コンプライアンス委員会3回開催	コンプライアンス委員会1回開催	コンプライアンス委員会2回開催		
(8) 情報の公開及び個人情報の保護に関する対応状況	情報の公開及び個人情報の保護に関する対応	—	情報の公開及び個人情報保護に関する対応3件	情報の公開及び個人情報保護に関する対応2件	外部講師による講習会開催	外部講師による講習会開催	外部講師による講習会開催		
(9) 事故及び災害の未然防止に係る体制の整備	事故及び災害の未然防止に係る体制の整備	—	労働安全衛生マネジメントシステム実施要領の策定	化学物質のリスクアセスメントの実施、ストレスチェックの導入	労働安全衛生マネジメントシステム手順書の制定	労働安全マネジメントシステム手順書の改正（本部）同手順書の制定（各地域センター等）	健康情報等取扱要領の制定、労働安全衛生マネジメントシステム手順書の改正（本部、地域センター等）		
(10) 環境負荷の低減に資する物品調達状況	環境負荷の低減に資する物品調達	—	環境物品等の調達目標の設定・実施	環境物品等の調達目標の設定・実施	環境物品等の調達目標の設定・実施	環境物品等の調達目標の設定・実施	環境物品等の調達目標の設定・実施		
(11) 防災体制等の見直し状況	防災体制等の見直し	—	業務継続計画の策定	避難訓練の実施、安否確認システムの周知	避難訓練の実施	避難訓練の実施マニュアル等の改正	防災訓練の実施、防火・防災管理規則の改正（本部）		
(12) 文書管理体制の見直し状況	文書管理体制の見直し	—	—	—	—	—	外部講師による講習会開催、法人文書管理要領等の改正		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価		
2 内部統制の充実・強化 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備について」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項を適正に実行するほか、業務運営の阻害要因の除去・低減、業務改善の機会逸失防止及び労働安全衛生に係るリスク管理に取り組むなど、内部統制システムの更なる充実・強化を図る。	4 その他年度目標を達成するために必要な事項 (1) 内部統制の充実・強化 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備について」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項を適正に実行するほか、業務運営の阻害要因の除去・低減はもとより業務改善の機会逸失防止や労働安全衛生に係るリスク管理に取り組むとともに、平成30年度に見直した内部監査実施方法を検証し必要に応じて見直しを行うなど、内部統制システムの更なる充実・強化を図るため、次の取組を行う。	＜定量的指標＞ ○ 内部統制の充実・強化 中項目の評定は、小項目別（◇）の評定結果の積み上げにより行うものとする。	＜評定と根拠＞ 評定：B 根拠：◇ 小項目1（項目）×3点（A）＋ 小項目11（項目）× 2点（B）＝25点 B：基準点（24）× 9/10 ≤ 各小項目の合計点（25）＜ 基準点（24）× 12/10 ＜課題と対応＞ 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。 ＜業務の評価＞ 事業計画に基づき内部統制が継続的かつ有効に機能するため内部統制システムの充実・強化を図った。		評定	B
(1) 行動理念、行動方針、コンプライアンス基本方針等内部統制推進上の基本的な方針や規程類について、内部統制に係る活動の体系的な実施の観点から、必要に応じ見直しを行う。	① 行動理念、行動方針、コンプライアンス基本方針等の内部統制を推進上の基本的な方針や規程類の見直しの必要性について検討を行い、必要に応じて改訂する。	＜定性的指標＞ ◇ 行動理念、行動方針、コンプライアンス基本方針等の見直し状況	＜主要な業務実績＞ 理事長のリーダーシップの下で効率的・効果的な業務運営を推進するため、次の取組を通じ内部統制の更なる充実・強化を図った。 ① 行動理念、行動方針、コンプライアンス基本方針等の内部統制推進上の基本的な方針や規程類の見直しの必要性について検討を行った。さらに、内部統制の一層の充実を図るため、内部統制委員会を7回開催し、内部統制推進の一環として、リスク管理方法についてこれまでの振り返りと令和2年度に向けた見直しなどについての検討を行った。	＜評定と根拠＞ 評定：B 根拠：計画に基づき内部統制を推進するため、理事長のリーダーシップの下で内部統制委員会等を開催し、リスク管理委員会の運営方法の改善を促すなどしてリスク管理体制の改善に取り組んでおり目標の水準を満たしている。	(1) 行動理念、行動方針、コンプライアンス基本方針等の見直し状況については、理事長のリーダーシップの下、内部統制委員会においてリスク及び機会の管理の実施方法の改善等の検討を行う等、リスク管理体制の改善に取り組んでいることから、計画のとおり目標の水準を満たしていると評価できる。	
(2) 業務実施上のリスクについて、識別、評価、管理を適切に行うため、必要に応じ規程類及びリスク管理体制の見直しを実施する。	② 業務実施上のリスクの識別、評価、管理を適切に行うため、必要に応じ関係規程類及びリスク管理体制の見直しを実施する。	＜定性的指標＞ ◇ リスク評価の実施状況、当該リスク評価に基づく低減策の検討状況	＜主要な業務実績＞ ② 業務実施上のリスクの識別、評価、管理を適切に行うため、リスク管理委員会を6回開催して各内部統制推進責任者によるリスク管理の実施状況等について審議するとともに、リスク管理表を効果的・効率的に運用するため、これまでのリスク管理方法及び委員会の運営体制の大幅な改善を図った。	＜評定と根拠＞ 評定：A 根拠：リスクの識別、評価、管理については、役員のリーダーシップの下、リスク管理体制の大幅な改	(2) リスク評価の実施状況、当該リスク評価に基づく低減策の検討状況については、リスク管理委員会を開催しリスク管理の実施状況等について審議するとともに、役員のリーダーシップの下、リスク管	

			【特筆事項について（創意工夫等）】 リスク管理については、平成27年独立行政法人通則法の改正による内部統制の義務化により、内部統制に係る体制を整備するとともにリスク管理委員会を設置し、リスク管理表を作成する等リスクの改善活動に取り組んできた。 令和元年度は役員のリーダーシップの下、リスク管理委員会の議事概要のグループウェアでの共有化及びリスク管理表作成に職員を携わさせる等一層、職員参加型のリスク管理に取り組んだ。 また、リスク管理の取組が5年目となり、理事長指示の下、リスク管理委員会において、これまでの取組を自己評価した結果、リスク管理活動の相互牽制及び水平展開並びに職員の意識醸成が不十分であることが課題として挙げられた。 これらを踏まえ、リスク管理委員会においてリスク管理体制の見直しを検討し、令和2年度からは新たな体制で取組を行うこととなった。具体的には、3つのディフェンスラインの考えに基づき「リスク管理運営要領」を策定し、リスク管理活動の運営体制並びにリスク管理委員会、本部各部及び地域センターの役割を決定した。1線である業務実施部門（本部及び地域センター）は各内部統制推進責任者のリーダーシップの下で各課等が主体的に業務改善活動に取組み、2線である管理部門（本部各部長等）は業務実施部門の活動のモニタリング及び支援等を行い、同じく2線であるリスク管理委員会はリスク管理表の作成及び内部統制推進責任者への指示、3線として内部監査部門による監査を実施する等リスク管理体制の大幅な改善を図り、体制を整備した。 このことにより、リスク管理活動の簡素化及び水平展開・相互牽制が行われ、職員の意識醸成及び実効性の向上が図られる等優れた効果があった。	善を図り、体制を整備したことにより、リスク管理活動の簡素化及び水平展開・相互牽制が行われ、職員の意識醸成及び実効性の向上が図られたことから、計画における目標を上回る成果が得られていると認められる。	理委員会の議事概要のグループウェアでの共有化等、一層、職員参加型のリスク管理に取り組んだこと、理事長指示の下、リスク管理委員会において、これまでの取組を自己評価したこと、リスク管理活動の簡素化及び水平展開・相互牽制が行われ、職員の意識醸成及び実効性の向上が図られることから、目標の水準を上回る成果が得られていると認められる。
(3) 業務運営に関する重要事項については定期的に役員会において審議・報告し、適切なガバナンスを確保する。 また、役員会における指示・伝達事項をweb会議システム等を通じて地域センター等も含め適切、迅速に周知徹底を行う。	③ 業務運営に関する重要事項については、適切なガバナンスを確保するため定期的に役員会を開催し、審議・報告を行う。 また、役員会における指示・伝達事項をweb会議システム等を通じて地域センター等も含め適切、迅速に周知徹底を行う。	<定性的指標> ◇ ガバナンスの確保状況	<主要な業務実績> ③ 役員会を17回開催し、法人運営に関する重要事項について審議・決定し各部長等に指示を行った。この他、役員・所長等会議を1回開催するとともに、web会議システムを活用した会議を月1回程度開催し、組織、管理、経理及び業務等の決定事項について周知徹底した。 また、役員会における指示・伝達事項は、役員・部長等会議を13回 web開催し、本部と地域センター等における一体的な業務運営の下、迅速な周知徹底を行った。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおり役員会を開催しガバナンスを確保しており、目標の水準を満たしている。	(3) ガバナンスの確保状況については、定期的に役員会が開催され法人運営に関する重要事項審議・報告が行われるなど、目標の水準を満たしていると評価できる。
(4) 監事監査の実効性を担保するため、体制整備を行う。	④ 監事監査の実効性を担保するため、必要に応じ、監事と内部監	<定性的指標> ◇ 監事監査の体制の整	<主要な業務実績> ④ 監事補佐として、業務監査室の職員2名を指名し、監事監査	<評定と根拠> 評定：B	(4) 監事監査の体制の整備については、監事補佐として

	査実施部門及び会計監査人の連携に関する実施体制の見直しを行う。	備	の体制整備を進めるとともに、監事との連携強化を図り、監事監査及び監事会等に係る事務を行った。 なお、監事会（6回開催）では、監事間で監事調査に関して意見交換が行われた。また、監事監査にあたっては監事が内部監査部門、業務実施部門等から説明若しくは報告を受けた。 監事と会計監査人においては、令和元年度の監査に関して意見交換等による連携が行われ、監事と内部監査部門及び会計監査人の連携に関する実施体制の見直しを行う必要はなかった。	根拠：計画のとおり監事監査の実効性を担保するための体制の整備を進めており、目標の水準を満たしている。	職員2名を任命し連携強化を図るとともに、監事会において、監事調査に関して意見交換が行われたほか、会計監査人と意見交換等が行われるなど、目標の水準を満たしていると評価できる。
(5) 業務運営(会計を含む。)の横断的な点検を行うため、内部監査を行う。	⑤ 業務運営(会計を含む。)の横断的な内部監査を、役員直属の組織である業務監査室において行う。また、監査能力の維持・向上を図るため、必要に応じて内部監査に関する研修を実施する。	<定性的指標> ◇ 内部監査の実施状況	<主要な業務実績> ⑤ 平成30年度に見直した内部監査実施方法の検証結果を受けて内部監査の実施手順書を改正し、業務運営(会計を含む。)の横断的な内部監査を理事長直属の組織である業務監査室においてリスクアプローチにより監査重点項目を抽出した上で実施した。 内部監査では不適合は検出しなかった。なお、監査結果について以後のリスク管理に役立てることができるようリスク管理委員会で審議した。なお、内部監査に関する研修を実施する必要はなかった。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおり役員直属の組織が内部監査を実施するとともに、目標の水準を満たしている。	(5) 内部監査の実施状況については、業務監査室においてリスクアプローチにより監査重点項目を抽出した上で実施し、監査結果をリスク管理委員会で審議したことから、目標の水準を満たしていると評価できる。
(6) 法人運営上の課題を総括・分析し、改善の指示を行うため、マネジメントレビューを実施する。	⑥ 内部監査結果、苦情処理結果、農林水産大臣が行った平成30年度の業務の実績の評価結果等について理事長が検討・分析し、改善の指示を行うため、組織及び業務の運営についてマネジメントレビューを実施する。	<定性的指標> ◇ マネジメントレビューの実施状況	<主要な業務実績> ⑥ マネジメントレビューの実施にあたっては、総合的な経営戦略に資する次の議題について議論した（「今後の業務の方向性と中長期的な課題について」、「各部門における人材育成の検討・実施状況等について」及び法人評価に資する「機会の管理」等）。これらの議論を踏まえ、理事長より引き続きトップマネジメントの取組として「リスク」と「機会」の両視点での管理を実施するよう講評された。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおりマネジメントレビューを実施しており、目標の水準を満たしている。	(6) マネジメントレビューの実施状況については、総合的な経営戦略に資する議題の議論し、課題と方針について理事長から講評がなされ、改善の指示が出されていることから、目標の水準を満たしていると評価できる。
(7) 役職員の法令遵守を徹底するため、コンプライアンス委員会での審議結果等を踏まえ、役職員への周知徹底を行う。	⑦ 役職員の法令遵守については、コンプライアンス委員会での審議結果を踏まえ、各種会議や研修の機会、グループウェア等を通じて、行動理念及び行動方針、コンプライアンス基本方針等の周知徹底を行う。	<定性的指標> ◇ 法令遵守状況	<主要な業務実績> ⑦ コンプライアンス委員会において平成30年度のコンプライアンス推進状況の報告、令和元年度のコンプライアンス推進の取組についての審議を行った。 審議の結果を踏まえ、グループウェアを通じてコンプライアンスに関する意識啓発を行うとともに、コンプライアンス基本方針に基づき、国家公務員倫理及び服務規律の遵守、交通事故・違反の防止等について役職員への周知を図った。また、管理者研修、主任調査官等研修、専門調査官等養成研修及び新規採用者研修の各階層別研修において、基本方針、行動理念及び行動方針を始めとするコンプライアンスに係る講義を行い、周知徹底を図った。 さらには、コンプライアンスマニュアルの改正を行いグループウェアを通じて役職員へ周知を図った。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおり役職員への法令遵守を徹底するため、コンプライアンス委員会での審議結果等を踏まえた役職員への周知徹底をしており、目標の水準を満たしている。	(7) 法令遵守状況については、コンプライアンス委員会での審議の結果を踏まえ、グループウェアを通じてコンプライアンスに関する意識啓発が行われるとともに、コンプライアンス基本方針に基づき国家公務員倫理及び服務規律の遵守、交通事故・違反の防止等について役職員への周知が図られるなど、目標の水準を満たしていると評価できる。

(8) 法人運営の透明性を確保するため、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）及び個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底を行う。	⑧ 法人運営の透明性を確保するため、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、「独立行政法人会計基準及び同注解（平成30年9月3日改訂）」及び「独立行政法人の事業報告に関するガイドライン（平成30年9月3日設定）」などに適切に対応した情報提供を行うとともに、法律の目的等について職員への周知徹底を行う。	<定性的指標> ◇ 情報の公開及び個人情報の保護に関する対応状況	<主要な業務実績> ⑧ 令和元年度財務諸表及び事業報告書については、独立行政法人会計基準及び同注解（平成30年9月3日改訂）及び独立行政法人の事業報告に関するガイドライン（平成30年9月3日設定）により適切に対応するとともに、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に基づき公表した。 また、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の目的等について本部において外部講師による職員向け講習会の開催（地域センター等にはweb中継）や本部開催の研修資料を用いた自主学習により周知徹底した。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：計画に基づき情報の公開及び個人情報保護に関する応を実施しており、目標の水準を満たしている。	(8) 情報の保護に関する対応状況については、関係法令に基づき適切に対応するとともに、職員向け説明会が開催され法律の目的等について周知徹底されており、目標の水準を満たしていると評価できる。
(9) 事故、災害及び健康障害を未然に防止するため、労働安全衛生マネジメントシステムにより、安全確保及び健康保持増進に対する取組を一層推進する。	⑨ 事故、災害及び健康障害を未然に防止するため、安全確保の取組として安全衛生委員会による職場点検等を行うなど、OSHMS（労働安全衛生マネジメントシステム）手順書の実践・充実に取り組む。また、健康保持増進に対する取組としてストレスチェックを引き続き実施する。	<定性的指標> ◇ 事故及び災害の未然防止に係る体制の整備	<主要な業務実績> ⑨ 役職員の健康情報を適正に管理するための取扱要領を安全衛生委員会で審議し、制定した。 また、本部及び地域センター等においては、各事業場の状況を踏まえ労働安全衛生マネジメントシステム手順書を改正し、手順書の充実に取り組んだ。なお、昨年度に引き続き、安全確保の取組として安全衛生委員会による職場点検の実施、健康保持増進の取組としてストレスチェックを実施した。ストレスチェックの結果、高ストレス者と判定された職員のうち、産業医が面接指導を必要とした職員で、面接指導を希望する全ての職員に対し面接指導を実施した。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：計画に基づきマネジメントシステムの体制整備を進めるとともに安全衛生委員会等を活用し安全確保に努めており、目標の水準を満たしている。	(9) 事故及び災害の未然防止に係る体制の整備については、労働安全衛生マネジメントシステムの手順書を制定するとともに、健康保持増進のためのストレスチェックが実施されるなど、計画のとおり目標の水準を満たしていると評価できる。
(10) 業務活動における環境への影響を配慮するため、省エネルギー・省資源、廃棄物の適正処理、廃棄物の削減、再利用・リサイクル率アップなど、環境汚染物質の排出削減、グリーン購入などを積極的に取り組む。	⑩ 業務活動に伴う環境へ配慮し、環境配慮・無駄削減推進委員会等の下、省エネルギー・省資源、廃棄物の適正処理、廃棄物の削減、再利用・リサイクル率アップなど、環境汚染物質の排出削減、グリーン購入などに積極的に取り組む。	<定性的指標> ◇ 環境負荷の低減に資する物品調達状況	<主要な業務実績> ⑩ 「FAMICにおける環境配慮の基本方針」、「FAMICにおける環境配慮への行動目標」に基づき、省資源・省エネルギーに配慮した分析機器の効率的な利用や廃棄物の削減等環境負荷の低減に取り組むための環境計画を策定し、環境配慮・無駄削減推進委員会において当該取組状況の検証を行った。 また、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づき、平成29年4月に環境物品等の調達を推進する方針を定め、特定調達物品等（「環境物品等の調達の基本方針」（平成29年2月7日閣議決定）に定める特定調達品目ごとに判断の基準を満たすもの）ごとに調達目標を設定し、ホームページで公表している。 特定調達物品等ごとの調達目標については、いずれの特定調達物品等も100%を達成した。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：計画に基づき環境配慮の体制の下、調達が実施されており、目標の水準を満たしている。	(10) 環境負荷の低減に資する物品調達状況については、環境計画を策定し、環境配慮の取組を行うとともに、環境物品等の調達を推進する方針を定め、特定調達物品等ごとに調達目標を設定し、いずれの特定調達物品等も100%の調達目標が達成されるなど、目標の水準を満たしていると評価できる。
(11) 大規模災害等へ備え、災害発生時の職員、施設等の安全確保	⑪ 大規模災害等へ備え、災害発生時の職員、施設等の安全確保	<定性的指標> ◇ 防災体制等の見直し	<主要な業務実績> ⑪ 大規模災害等に備えるため、本部及び地域センター等におい	<評定と根拠> 評定：B	(11) 防災体制の見直し状況については、本部及び地域セ

保及び業務機能を確保するための防災体制等を保持し、必要に応じて見直しを行う。	び業務機能を確保するための防災体制等を保持し、必要に応じて見直しを行う。	状況	て防災訓練を実施するとともに合同庁舎の避難訓練にも参加した。 また、FAMIC本部に設置する災害対策本部では非常参集要員による訓練の検証等を行い、改善すべき点は安全衛生委員会で審議し、防火・防災管理規則を改正（令和2年4月1日施行）するなどの改善に取り組んだ。	根拠：計画に基づき危機管理体制の見直しを実施しており、目標の水準を満たしている。	ンターにおいて避難訓練が実施されるとともに、危機管理体制の見直しが行われており、目標の水準を満たしていると評価できる。
(12) 国民への説明責任を果たすため、適正文書管理の確立などの取組を一層推進する。	⑫ 国民への説明責任を果たすため、適正文書管理の確立などの取組を一層推進する。	<定性的指標> ◇ 文書管理体制の見直し状況	⑫ 公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）の目的等について本部において外部講師による職員向け講習会の開催（地域センター等にはweb中継）やeラーニングによる自己学習により周知徹底した。 また、法人文書管理体制の見直しのため法人文書管理要領等の改正を行った。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：計画に基づき適正文書管理の確立のため、講習会の実施や法人文書管理体制の見直しを実施しており、目標の水準を満たしている。	(12) 適正文書管理の確立などの取組については、本部及び地域センターにおいて外部講師による職員向け講習会の開催されるとともに、eラーニングによる自己学習により周知徹底が行われ、目標の水準を満たしていると評価できる。

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4-3	情報セキュリティ対策の推進		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省元-① 行政事業レビューシート事業番号：0002

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
(1) 情報セキュリティ・ポリシー等の見直し、体制の維持	情報セキュリティ・ポリシーの見直し	—	—	—	—	—	情報セキュリティ・ポリシーの見直しを実施	
(2) 情報システムの構築、保守及び運用管理	情報システム対策の実施	—	—	—	—	—	現行機器による運用場の対策を実施	
(3) 役職員の教育による組織的対応能力強化	役職員の教育の実施	—	—	—	—	—	役職員への教育実施及び外部研修への参加	
(4) 情報セキュリティ監査結果等を踏まえた対策の検討	情報セキュリティ監査結果等の評価	—	—	—	—	—	監査等の実施及び必要な改善の実施	
情報セキュリティ対策の推進	情報セキュリティ対策ベンチマークによる自己診断のスコア：平均3.5以上	3.5以上	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
			＜定量的指標＞ ○ 情報セキュリティ対策の推進 中項目の評定は、小項目別（◇）の評定結果の積み上げにより行うものとする。	＜評定と根拠＞ 評定：B 根拠：◇ 小項目5（項目）× 2点（B）＝10点 B：基準点（10）×9/10 ≤ 各小項目の合計点（10）< 基準点（10）×12/10 ＜課題と対応＞ 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。 ＜業務の評価＞ 事業計画の所期の目標を達成した。		評価	B
	3 情報セキュリティ対策の推進 政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、制定した情報セキュリティ・ポリシー	(2) 情報セキュリティ対策の推進 政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、制定した情報セキュリティ・ポリシーに基づき		＜主要な業務実績＞ 政府統一基準群を含む政府機関における情報セキュリティ対策を踏まえた情報セキュリティ・ポリシーに基づき、次の取組を行った。			

に基づき情報セキュリティ対策を講じ、その実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより改善を図るため、以下の取組を行う。 (1) 情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直すとともに、緊急時を含めた農林水産省との連絡体制について最新の状態を維持する。	情報セキュリティ対策を講じ、その実施状況を毎年度把握しPDCAサイクルにより改善を図るため、以下の取組を行う。 ① 情報セキュリティ・ポリシーの見直しを適時適切に行うとともに、緊急時を含めた農林水産省との連絡体制について連絡担当者、連絡方法等を確認し変更があった場合には速やかに農林水産省に報告する。	<定性的指標> ◇ 情報セキュリティ・ポリシーの見直しの状況	① 情報システム委員会を外部の専門家を招へいして開催し、令和元年度の情報セキュリティ対策の取組、情報セキュリティ監査・自己点検結果、情報システム対策の現状を評価するとともに規程、細則等の改正内容について検討を行い、政府統一基準の準拠及び監査への対処を内容とする規程、細則等の改正案を策定した。また、情報セキュリティ緊急連絡体制について確認し、連絡担当者の変更及びメールアドレス変更について速やかに農林水産省へ報告した。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：計画に基づき情報セキュリティ・ポリシーの見直しを実施し、連絡体制の報告を速やかに報告しており、目標の水準を満たしている。	① 計画に基づいて、情報セキュリティ・ポリシーの見直しが実施され、政府統一基準の準拠等改善が図られたとともに、連絡体制の変更時に速やかに農林水産省に報告したことから、目標の水準を満たしていると評価できる。
(2) 平成31年度情報セキュリティ対策推進計画に基づき情報システムの構築、保守及び運用管理を通じてサイバー攻撃への防御力の強化に取り組む。	② 平成31年度情報セキュリティ対策推進計画に基づき情報システムの構築・保守及び運用管理を通じてサイバー攻撃への防御力の強化に取り組む。	<定性的指標> ◇ 情報システム対策の実施状況	② 平成31年度情報セキュリティ対策推進計画における技術的な対策 - 高度サイバー攻撃対処のためのリスク評価ガイドライン付属書の対策セット導入計画に基づき現行機器による運用上の対策を実施した。 - 不正プログラムの起動制限、webサイトへのアクセス制限、USBデバイスへの接続制限、プログラムの脆弱性に対する修正プログラム自動配信等を実施した。 - IPS、ファイアウォールのログの監視等によりセキュリティの強化に努めた。 - IPS・ファイアウォールの運用は、提供された不正通信情報・不正プログラム情報を受信の都度、すべて遮断リストに登録し、不正通信の遮断、不正プログラムの起動を制限した。 - 不審メールについては、スパム対策等を実施した結果、大幅に減少した平成30年度と同様であった。なお、重大なインシデントは発生しなかった。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：サイバー攻撃への防御として現行機器による運用上の対策を図るなど、計画のとおり、目標の水準を満たしている。	② サイバー攻撃への防御力の強化の取組として、不正プログラムの起動制限、修正プログラムの自動配信、ログの監視、不正通信の遮断等の対策が実施されていることから、目標の水準を満たしていると評価できる。
(3) 平成31年度情報セキュリティ対策推進計画に基づき役職員の教育・訓練によりサイバー攻撃に対する組織的対応能力強化に取り組む。	③ 平成31年度情報セキュリティ対策推進計画に基づき役職員の教育・訓練等によりサイバー攻撃への組織的対応能力強化に取り組む。	<定性的指標> ◇ 役職員の教育の実施状況	③ 平成31年度情報セキュリティ教育実施計画に基づく教育の実施状況 - 新規採用者・転入者へのITリテラシー教育、全役職員向け研修及び標的型攻撃メール訓練を実施した。 - webを活用した短時間・多頻度教育において平成30年度自己点検で実施率が低い遵守事項を重点とし毎週2回の運用を周年で行った。 - 情報セキュリティ担当職員の能力向上のためにNISC	<評定と根拠> 評定：B 根拠：計画に基づき役職員の教育を実施し、外部の研修に積極的に参加しており、目標の水準を満たしている。	③ 役職員への情報セキュリティ教育の実施状況について、実施計画に基づき研修が実施され、またNISC等が主催する研修を受けさせるとともに、教育の効果を図るための訓練が実施されていることから、目標の水準を満たしてい

(4) 情報セキュリティ監査、自己点検及び内閣サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査の結果を勘案したリスク評価に基づき必要な対策を検討するとともに、情報システム委員会の審議を経て平成32年度情報セキュリティ対策推進計画を策定する。	④ 情報セキュリティ監査、自己点検及び内閣サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査の結果を勘案したリスク評価に基づき必要な対策を検討するとともに、情報システム委員会の審議を経て平成32年度情報セキュリティ対策推進計画及び教育実施計画を策定する。	<定性的指標> ◇ 情報セキュリティ監査、自己点検及び内閣サイバーセキュリティ対策本部が実施する監査結果の評価 <定性的指標> ◇ 情報セキュリティ対策ベンチマークver. 4.6(平成29年10月27日公開独立行政法人情報処理推進機構作成)による自己診断のスコア：平均3.5以上	(内閣サイバーセキュリティセンター)等が主催するセキュリティ研修やマネジメント監査の研修に参加した。 ・FAMICにおいてもインシデントを想定した机上訓練をするなど教育内容の拡充と改善の取組を行った。 ④ 情報セキュリティ監査の結果、不適合、改善推奨等の指摘を受けて、マネジメントレビューを実施し、監査指摘事項の改善とともに、業務改善について検討し、監査指摘事項の改善を行った。また、NISCによる監査結果も踏まえ、サイバー攻撃への対処等物的対応、情報セキュリティ対策の自己点検、情報セキュリティ監査等を内容とする令和2年度情報セキュリティ対策推進計画を策定した。 情報セキュリティ対策を推進する上で不可欠な役職員の意識の向上を図るため、新規採用者・転入者等研修、役職員全員を対象とした教育訓練、標的型攻撃メール訓練、webを活用した短時間・多頻度教育及び情報担当職員の能力向上研修等を内容とした令和2年度教育実施計画を策定した。 なお、今年度の情報セキュリティ対策を評価するため情報セキュリティ対策ベンチマーク最新バージョンの Ver. 4.7(平成30年10月26日公開)により自己診断を実施した結果、スコアの平均は4.0となった。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：計画に基づき情報セキュリティ監査等を実施し必要な改善を図るとともに、次年度の情報セキュリティ対策推進計画を作成するなど、目標の水準を満たしている。 <評定と根拠> 評定：B 根拠：情報セキュリティ対策ベンチマークVer. 4.7による自己診断のスコアは3.5以上であり、計画における所期の目標を達成した。	ると評価できる。 ④ 情報セキュリティ監査での指摘を受けて、マネジメントレビューを実施し、監査指摘事項の改善が行われたとともに、NISCによる監査結果を踏まえ、情報セキュリティ対策の自己点検、情報セキュリティ監査等を内容とする令和2年度情報セキュリティ対策推進計画、さらに役職員の意識の向上を図るための教育実施計画が策定されている。 これらを踏まえた上で、情報セキュリティ対策の評価については、情報セキュリティ対策ベンチマークVer4.7のスコアが平均4.0(目標値の平均3.5以上)と目標値のスコアをクリアしていることから、目標の水準を満たしていると評価できる。
--	--	--	---	--	---

4. その他参考情報

様式 3-1-4-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和元年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4-4	施設及び設備に関する計画		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省元-① 行政事業レビューシート事業番号：0002

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
施設及び設備に関する計画	施設及び設備の整備・改修等の実施	—	本部実験室の空調設備設置工事（平成28年度も継続）	小平高度情報管理施設屋上防水改修工事 本部実験室の空調設備設置工事	—	—	—	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価		
		<定量的指標> ○ 施設及び設備に関する計画 中項目の評定は、小項目別（◇）の評定結果の積み上げにより行うものとする。	<評定と根拠> 評定： — 根拠：実績がないため評価せず。 <課題と対応> 引き続き適切に対応する。 <業務の評価> —		評定	—
—	1 施設及び設備に関する計画 なし	<定性的指標> ◇ 施設及び設備の整備・改修等の実施	<主要な業務実績> 施設・設備の整備・改修等については、施設整備補助金を活用した整備・改修の実績はなかった。	<評定と根拠> 評定： — 根拠：実績がないため、評価せず。	実績がないため評価せず。	

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4-5	積立金の処分に関する事項		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省元-① 行政事業レビューシート事業番号：0002

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
積立金の処分に関する事項	積立金の処分	－	896,980円	585,462円	894,799円	876,125円	998,798円	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
			＜定量的指標＞ ○ 積立金の処分に関する事項 中項目の評定は、小項目別（◇）の評定結果の積み上げにより行うものとする。	＜評定と根拠＞ 評定：B 根拠：◇ 小項目1（項目）×2点（B）＝2点 B：基準点（2）×9/10 ≤ 各小項目の合計点（2）＜基準点（2）×12/10 ＜課題と対応＞ 引き続き適切に対応する。 ＜業務の評価＞ 事業計画に基づき、適切に実施した。		評定 B ＜評定に至った理由＞ 1の小項目はBであり、項目別評定はBであったため。 ※小項目の点数の計算結果は法人の自己評価と同じ。 具体的には、前期年度繰越積立金は、計画に基づき棚卸資産、前払費用等の費用に充当されており、適切な対応がなされていた。
－		3 積立金の処分に関する事項 前年度繰越積立金は、前年度以前に取得し、平成31年度へ繰り越した棚卸資産、前払費用等の費用に充当する。	＜定性的指標＞ ◇ 積立金の処分	＜主要な業務実績＞ 前年度繰越積立金1,450,752円は、計画に基づき棚卸資産、前払費用等への充当のため、998,798円を取り崩した。	＜評定と根拠＞ 評定：B 根拠：計画のとおり棚卸し資産、前払費用等へ充当した。	

4. その他参考情報

独立行政法人農林水産消費安全技術センターの総合評定の具体的な評価基準（年度評価）

(1) 小項目の評定方法

年度目標及び事業計画において定められている具体的な目標と業務実績を勘案し、事業計画の達成度について、S、A、B、C、Dの5段階の評語を付すものとして、評定に当たっては重要度、困難度、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。

① 定量的に定められている小項目の評定

S：法人の業績向上努力により、事業計画における所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標の対年度目標値が120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は対年度目標値が100%以上で、かつ年度目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

A：法人の業績向上努力により、事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標の対年度目標値が120%以上。又は対年度目標値が100%以上で、かつ年度目標において困難度が「高」とされている場合）。

B：事業計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対年度目標値の100%以上120%未満）。

C：事業計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対年度目標値の80%以上100%未満）。

D：事業計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた、抜本的な改善を求める（定量的指標においては対年度目標値の80%未満、又はその業務について業務運営の改善に関する監督上必要な命令をすることが必要と判断される場合）。

※ 対年度目標値（%）は、小数点以下を四捨五入するものとする。

② 定性的に定められている小項目の評定

S：法人の業績向上努力により、目標の水準を質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（困難度を高く設定した目標について、目標の水準を上回る成果が得られていると認められる。）。

A：法人の業績向上努力により、目標の水準を上回る成果が得られていると認められる（困難度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。）。

B：目標の水準を満たしている（「A」に該当する事項を除く。）。

C：目標の水準を満たしていない（「D」に該当する事項を除く。）。

D：目標の水準を満たしておらず、その業務について業務運営の改善に関する監督上必要な命令をすることが必要と判断される場合を含む、抜本的な業務の見直しを求める。

(2) 中項目の評定方法

中項目の評定は、小項目別の評定結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS：4点、A：3点、B：2点、C：1点、D：0点の区分により小項目の評定結果を点数化した上で、中項目については、A、B、C、Dの下記により4段階の評語を付すものとし、重要度、困難度、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。

ただし、A評定とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、法人の活動により事業計画における所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られていると認められるときはS評定とすることができる。

A：基準点×12／10 ≤ 各小項目の合計点

B：基準点×9／10 ≤ 各小項目の合計点 < 基準点×12／10

C：基準点×5／10 ≤ 各小項目の合計点 < 基準点×9／10

D：各小項目の合計点 < 基準点×5／10

※ 「基準点」とは、「小項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。

(3) 総合評定の方法

① 総合評定は、中項目別の評定結果の積み上げにより行うものとする。その際、各中項目につきS：4点、A：3点、B：2点、C：1点、D：0点の区分により中項目の評定結果を点数化した上で、下記によりA、B、C、Dの4段階の評語を付すものとする。

ただし、中項目のうち、「業務運営の効率化に関する事項」、「財務内容の改善に関する事項」及び「その他業務運営に関する重要事項」に属するものは、評定結果の点数化の際に、換算係数として、「1／（属する中項目で、業務実績があるものの数）」を乗じて点数化する。当該換算係数は、基準点を算出する際にも適用する。

② ①において、A評定とした場合には、各中項目の達成状況及びその他の要因を分析し、法人の活動により事業計画における所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られていると認められるときはS評定とすることができる。

A：基準点×12／10 ≤ 各中項目の合計点

B：基準点×9／10 ≤ 各中項目の合計点 < 基準点×12／10

C：基準点×5／10 ≤ 各中項目の合計点 < 基準点×9／10

D：各中項目の合計点 < 基準点×5／10

※ 「基準点」とは、「中項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「中項目の点数の合計値」とする。

③ ①及び②を踏まえ、政策上の要請や情勢の変化等、全体評定に影響を与える事象を加味した上で、評語を付して総合評定を行う。その際、法人全体の信用を失墜させる事象が生じた場合には、その程度に応じて①及び②で算出された基礎に基づく評定よりさらに引下げを行うなど、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第28条の2第1項に基づき総務大臣が定めた独立行政法人の評価に関する指針（平成26年9月2日総務大臣決定）を踏まえて評定を行う。

評価書付表一覧

第1-1(1) 肥料及び土壌改良資材関係業務

表1-1-(1)-1 立入検査及び収去件数の地域センター別の実績

	本部	札幌	仙台	名古屋	神戸	福岡	計
立入検査件数	71	34	31	40	52	36	264
収去件数	61	29	32	24	62	17	225

第1-1(2) 農薬関係業務

表1-1-(2)-1 農薬の登録審査

	指示件数 ^(注1)	審査完了件数	目標期間達成件数	目標期間達成率 ^(注2)	目標期間
基準必要	552	136	136	100%	1年4か月
基準不要	1,797	1,218	1,218	100%	10.5か月

(注1) 令和元年度に受けた指示件数とそれ以前に受けた指示で審査が継続しているものの合計。

(注2) 対審査完了件数比。

表1-1-(2)-2 農薬の残留状況の調査分析

品目	件数
野菜・果実類	420
米穀	60
計	480

第1-1(3) 飼料及び飼料添加物関係業務

表1-1-(3)-1 立入検査及び収去件数の地域センター別の実績

	本部	札幌	仙台	名古屋	神戸	福岡	計
立入検査件数	118	50	38	53	76	79	414
収去件数	92	57	55	46	83	118	451

表1-1-(3)-2 試験法の開発等

課題数	課題 / 評価
飼料 6	(ア) クロルプロファムの液体クロマトグラフタンデム型質量分析計による定量法の確立(令和元年度終了) [概要] クロルプロファムの飼料中の省令基準値は、見直しによりその引き下げが予定されており、現行の飼料分析基準収載法では新基準値への適合状況が確認できなくなることから、平成30年度にFAMICで開発した方法について定量下限等を確認した。また、複数試験室による共同試験を実施し、飼料分析基準に収載可能な妥当性を有することを確認した。 [評価] 複数試験室による共同試験等により、当該方法の妥当性が確認されたことが評価された。得られた成果が期待される水準を達成していることから、B評価となった。
	(イ) フィプロニルの液体クロマトグラフタンデム型質量分析計による定量法の検討(令和2年度継続) [概要] フィプロニルの飼料中の省令基準値は、見直しによりその引き下げが予定されており、現行の飼料分析基準収載法では新基準値への適合状況が確認できなくなることから、平成30年度にFAMICで開発した方法について定量下限等を確認した。また、平成30年度に開発した方法は稲わらで目標値を満たさなかったことから改良法を検討した結果、水酸化ナトリウムを使用することにより目標値を満たすことを確認した。 [評価] 稲わらの改良法を開発するにあたり、化学構造等に着目しながら、多くの実験を実施し、問題の解決に結びつけた過程が特に評価された。得られた成果が期待される水準を上回って達成していることから、A評価となった。

	(ウ) 含リンアミノ酸系農薬の液体クロマトグラフタンデム型質量分析計による同時分析法の分析対象化合物に<i>N</i>-アセチルグリホサートを追加するための妥当性の検証並びに大豆及び大豆油かす中の含リンアミノ酸系農薬の定量法の検討(令和2年度継続) [概要] グリホサートの飼料中の省令基準値の見直しにより<i>N</i>-アセチルグリホサートを対象に含めるよう検討されているが、飼料分析基準に収載されたグリホサートの分析法は、<i>N</i>-アセチルグリホサートを用いた妥当性確認が実施されていない。そこで、平成30年度に検討したとうもろこし以外の飼料について妥当性を確認したところ、妥当性を有していることが確認された。また、大豆及び大豆油かすについては、基準値を新たに設定することが検討されているが、平成30年度の検討において飼料分析基準収載法の改良が必要なことが判明したためその改良法を検討した。その結果、飼料分析基準収載法の一部を変更することにより分析が可能であり、目標値を満たすことを確認した。 [評価] 2つの内容に取り組み、試料の入手を工夫したこと、改良法の検討については2つの問題を一つの方法で解決したことが評価された。得られた成果が期待される水準を達成していることから、B評価となった。 (エ) 脱脂粉乳中のシアヌル酸の液体クロマトグラフタンデム型質量分析計による定量法の検討(令和2年度継続) [概要] 新たに管理基準が設定されたシアヌル酸については、その定量法が飼料分析基準に収載されていないため、平成30年度にFAMICで分析法を開発したところ、脱脂粉乳については目標値を満たすことができなかった。そこで、改良法について検討したところ、その可能性は見いだすことができたものの、検討の一部で不備が認められた。 [評価] 検討の一部で不備が認められたものの、改良法の可能性を見いだしたことが評価された。得られた成果が期待される水準を達成していることから、B評価となった。 (オ) とうもろこしサイレージ中のゼアラレノン及びデオキシニバレノールの液体クロマトグラフタンデム型質量分析計による定量法の検討(令和2年度継続) [概要] 飼料自給率向上の一つとして、サイレージの増産が積極的に行われているが、国産サイレージからはかび毒のゼアラレノン及びデオキシニバレノールが検出されることが知られている。しかし、飼料分析基準には、とうもろこしサイレージ中のこれらかび毒を対象にした方法が収載されていないことから新たに分析法を開発した。農林水産省の事業で使用方法を基に検討を行ったところ、いくつかの操作を変更することにより、目標値を満たす分析法を開発することができた。 [評価] 2つの分析法を参考に、更に分析法の操作性を改善させたこと、複数の問題を解決したことが評価された。得られた成果が期待される水準を達成していることから、B評価となった。 (カ) 全脂粉乳及びこれを原料とする配合飼料中の粗脂肪の測定法の確立(令和元年度終了) [概要] 全脂粉乳及びこれを原料とする配合飼料中の粗脂肪については、飼料分析基準収載のジエチルエーテル抽出法では粗脂肪が十分に抽出されないことが知られている。そこで、平成30年度にFAMICで開発した方法について、複数試験室による共同試験を実施し、飼料分析基準に収載可能な妥当性を有することを確認した。 [評価] 年度途中で流通を確認した飼料について急遽妥当性を確認したこと、複数試験室による共同試験により当該方法の妥当性が確認され、実際の栄養価に近い粗脂肪量を表示できるようになったことが評価された。得られた成果が期待される水準を達成していることから、B評価となった。
愛玩動物用飼料 1	(ア) ニバレノールの液体クロマトグラフタンデム型質量分析計による分析法の検討(令和2年度継続) [概要] ニバレノールは、愛玩動物用飼料中の基準値が定められているデオキシニバレノールの類縁化合物であり、デオキシニバレノールと同時に汚染することが知られている。しかし、現在、愛玩動物用飼料等の検査法にはニバレノールの分析法が定められていないため、平成30年度にFAMICで、農林水産省の事業により開発されたデオキシニバレノールとの同時分析法について検証したところウェット製品以外は目標値を満たさなかった。そこで、ウェット製品以外の愛玩動物用飼料について改良法を検討した結果、事業の方法を一部

改良することにより目標値を満たすことを確認した。
[評価] デオキシニバレノールとの同時分析法を開発したこと、良好な結果は得られなかったものの他の類縁かび毒についても同時分析法の可否を検討したことが評価された。得られた成果が期待される水準を達成していることから、B評価となった。

各課題の評価は、以下の基準による。

【評価の基準】

- S:期待される水準を上回り、かつ顕著な成果が得られている
A:期待される水準を上回って達成している
B:期待される水準を達成している
C:期待される水準を下回り改善を要する
D:期待される水準を下回り抜本的な見直しが必要

表1-1-(3)-3 飼料のモニタリング検査点数

モニタリング項目	点 数
・飼料等中の飼料添加物の基準・規格適合検査	50
・有害物質の基準・規格適合検査等	941
・病原微生物の基準・規格適合検査	161
・肉骨粉等の基準・規格適合検査	367
・遺伝子組換え体の基準・規格適合検査	1
計	1,520

表1-1-(3)-4 愛玩動物用飼料の検査点数

検査項目	点 数
・愛玩動物用飼料中の添加物の検査	18
・残留農薬の検査	51
・汚染物質等の検査	90
計	159

第1-2(1) 食品表示の監視に関する業務

表1-2-(1)-1 食品の産地表示に関する検査件数

品 目		件 数
生 鮮 食 品		1,409
	ごぼう	158
	さといも	100
	白ねぎ	300
	たまねぎ	162
	おくら	50
	しょうが	157
	牛肉	2
	まぐろ	99
	かき	46
	しじみ	282
	あさり	51
	うなぎ	2
加 工 食 品		1,095
	小麦加工品	160
	そば加工品	97
	乾しいたけ	30
	切干大根	50
	果実加工品	47
	落花生加工品	33
	牛肉加工品	55
	はちみつ	47
	まぐろ加工品	10
	あじ加工品	3
	うなぎ加工品	253
	かき加工品	4
	しじみ加工品	8
	あさり加工品	2
	たこ加工品	20
	のり加工品	164
	干ひじき	51
	塩蔵わかめ	47
	果実飲料(りんご、ぶどうジュース)	14
計		2,504

第1-2(2) 日本農林規格等に関する業務

表1-2-(2)-1 登録認証機関等の登録及びその更新並びに変更の申請に係る調査件数

	新規	更新	変更	合計
登録認証機関	2	9	285	296
登録外国認証機関	5	9	95	109
計	7	18	380	405

表1-2-(2)-2 JAS法に基づく立入検査の報告件数

	規格	報告件数	事業所調査	製品検査施設調査	立会調査
登録認証機関の認証 業務を確認するため の立入検査	飲食料品	14	13	14	34
	林産物	3	9	22	22
	畳表	3	1	1	6
	有機農産物等	48	36	—	120
JAS法令に違反してい る疑いがある等の情 報に基づく立入検査	飲食料品	—	—	—	—
	林産物	1	—	—	—
	有機農産物等	—	—	—	—
計		69	59	37	182

表1-2-(2)-3 登録外国認証機関に対する検査の報告件数

規 格	報告件数	事業所調査	製品検査施設調査
林産物	9	9	9
有機農産物等	3	3	—
計	12	12	9

表1-2-(2)-4 現地調査件数及び製品調査件数

規 格	現地調査	製品調査	計
飲食料品	11	105	116
林産物	2	66	68
畳表	4	3	7
有機農産物等	31	224	255
計	48	398	446

第1-3 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務

表1-3-1 リスク管理に資するための有害物質の実態調査件数

分析対象	分 析 項 目	件 数
農産物	小麦、大麦及びライ麦中のかび毒 ・タイプBトリコテセン類(デオキシニバレノール(DON)、ニバレノール(NIV)、3-アセチルDON、15-アセチルDON、4-アセチルNIV、DON-3-グルコシド) ・タイプAトリコテセン類(T-2トキシン、HT-2トキシン、ジアセトキシスシルペノール) ・ゼアラレノン ・麦角アルカロイド類(エルゴクリスチン、エルゴクリスチニン、エルゴタミン、エルゴタミニン、エルゴクリプチン、エルゴクリプチニン、エルゴメトリン、エルゴメトリニン、エルゴシン、エルゴシニン、エルゴコルニン、エルゴコルニニン)	888
	小麦及び大麦中のかび毒 ・タイプBトリコテセン類(デオキシニバレノール(DON)、ニバレノール(NIV)、3-アセチルDON、15-アセチルDON、4-アセチルNIV、DON-3-グルコシド) ・タイプAトリコテセン類(T-2トキシン、HT-2トキシン、ジアセトキシスシルペノール) ・ゼアラレノン	33
	つわぶき中のピロリジジンアルカロイド類 ・センキルギン、ネオペタシテニン、ペタシテニン、エキミジン、エキミジン窒素酸化物、セネシフィリン、セネシフィリン窒素酸化物	184
	計	1,105

第1-4 その他の業務

表1-4-1 部門別相談件数

部 門	相談件数
肥 料	2,753
農 薬	119
飼料及び飼料添加物	852
愛玩動物用飼料	63
土壌改良資材	51
食 品	1,364
計	5,202

第2-2 業務運営コストの縮減状況

表2-2-1 環境配慮・無駄削減推進委員会における経費節減の目標と達成状況

目 標	達成状況																
1. (1)光熱水量の削減の取組として、照明機器、事務機器、分析機器空調設備等の効率的(消灯、省エネ設定、温度設定など)な使用により削減を図る。	光熱水量の削減を図る取組みとして、消灯の徹底、事務機器の省エネモードの設定、分析機器の原則使用時のみ通電、空調機器の温度設定(夏季28度、冬季20度)、節水、ガス利用機器の効率的使用など、貼り紙、メールで役職員への周知を図った結果、FAMIC全体でガスを除いて対前年削減となった。 <table><tr><th>内 訳</th><th>平成30年度</th><th>令和元年度</th><th>対前年比</th></tr><tr><td>電気量</td><td>2,989千kW</td><td>2,974千kW</td><td>▲0.5%</td></tr><tr><td>ガス量</td><td>89.0千㎡</td><td>89.2千㎡</td><td>0.2%</td></tr><tr><td>水道量</td><td>7.6千㎡</td><td>7.1千㎡</td><td>▲6.6%</td></tr></table>	内 訳	平成30年度	令和元年度	対前年比	電気量	2,989千kW	2,974千kW	▲0.5%	ガス量	89.0千㎡	89.2千㎡	0.2%	水道量	7.6千㎡	7.1千㎡	▲6.6%
内 訳	平成30年度	令和元年度	対前年比														
電気量	2,989千kW	2,974千kW	▲0.5%														
ガス量	89.0千㎡	89.2千㎡	0.2%														
水道量	7.6千㎡	7.1千㎡	▲6.6%														
(2)コピー枚数の削減の取組として、グループウェアの活用、複写機、プリンターにおける、必要部数以上の印刷禁止、両面印刷、集約印刷、使用済み用紙の裏紙利用などにより削減を図る。	コピー機枚数の削減を図る取組について、貼り紙、メールで役職員への周知を図った。 <table><tr><th></th><th>平成30年度</th><th>令和元年度</th><th>対前年比</th></tr><tr><td>コピー一枚数</td><td>3,139千枚</td><td>2,972千枚</td><td>▲5.3%</td></tr></table>		平成30年度	令和元年度	対前年比	コピー一枚数	3,139千枚	2,972千枚	▲5.3%								
	平成30年度	令和元年度	対前年比														
コピー一枚数	3,139千枚	2,972千枚	▲5.3%														
2. 予算の計画的執行 計画的な予算執行を図るため、予算執行状況を定期的に点検し、その結果を実行配分に反映させる。	予算の執行管理に関しては、予算及び決算について取扱方針を定め、この方針に則り、当初予算配分後は四半期ごとに予算の執行状況を把握しつつ、7月に第2次配分、10月に第3次配分を行った。第3四半期での最終配分にあたり、11月に各セグメント単位での各担当者ヒアリングを開催し執行状況の確認と執行見込みの把握を行った。 これに基づいて12月に第4次配分を行い、これを以て令和元年度予算の配分を完了すると共に適切な執行管理を年度末まで行った。																
3. 職員の意識改革を促進するための取組	職員の意識改革を促進するため、次の取組を実施した。 (1)複写機等使用時における両面印刷、ツーインワン等の活用、使用済み用紙の再利用、不要なカラーコピーの禁止、グループウェアの活用、WEB会議システム及びプロジェクターを活用した資料説明 (2)節電への取組を啓発する貼り紙の掲示 (3)コピー用紙の購入実績及び電気使用実績を経年比較し、環境配慮・無駄削減推進委員会において検証																

第2-4 調達等合理化の取組

表2-4-1 調達等合理化計画への取組状況

計 画	対応状況
重点的に取り組む分野	
(1) 調達における一者応札・応募割合 調達を行うにあたっては、競争性のある契約に占める一者応札・応募の割合が件数で42%以下となるよう、取組を推進するものとする。	一者応札・応募の改善については、これまでのメールマガジン等を活用した調達情報の提供、仕様書の見直しや公告期間を十分確保する等の取組に加え応札に参加しなかった事業者からのアンケートを分析し入札に反映することなどによる複数者応募の増加(4件)、少額随意契約の集約による競争性のある契約数の増加(14件)により、一者応札・応募の割合を6.0ポイント抑制するなど、競争性の確保に向けて考えられ得る手段を尽くして不断の取組を行った。 その結果、一者応札・応募の割合は件数で、40.8%となり目標の42%を下回った。
(2) 随意契約 随意契約を行うにあたっては、事由について明確化し、公平性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施するものとする。	随意契約については、平成27年7月に改正した契約事務取扱規程に基づき、随意契約による事由を明確にした「随意契約理由書」により、公平性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施した。 この結果、少額随意契約を除き、競争性のない契約件数は20件であり、当該契約については事前に調達等合理化検討会において、いずれも取扱業者が特定され、競争の余地がないものとして点検を受け、また契約監視委員会において事後点検が行われ、その妥当性を確認した。
(3) 消耗品及び分析機器類等の調達 消耗品及び分析機器類等の調達については、下記の取組を実施していくことにより、適正な調達を目指す。 ① 調達にあたっては、履行期限を十分にとるよう、調達依頼時期を早めるなど調整するものとする。 ② 仕様・規格が、必要最小限となるようにし、複数メーカーが応札可能となるよう調整するものとする。 ③ 調達の一括化や共同調達を有効活用することにより競争性の確保に努める。 ④ 積極的に競争参加者の発掘に努める。	① 消耗品及び分析機器類の調達にあつては、公告期間を10日から15日に延長するとともに、調達時期を早めることにより、業者による入札準備や履行期間を十分確保した。 ② 仕様・規格が、必要最小限なものとなるようメーカー及び機種の特定の排除等の仕様書の見直しを行った。 ③ コピー用紙、分析用ガスボンベ等の調達について、本部・小平(農業検査部)・横浜において一括化を実施し、競争性確保・経費の節減に努めた。更に、コピー用紙の調達にあつては、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構農業技術革新工学研究センター及び同生物系特定産業技術研究支援センターとの共同調達を行った。 ④ メールマガジンを活用した調達情報の提供や納入実績のある業者に対する公告掲載の電話案内等により、複数者による応札に努めた。
調達に関するガバナンスの徹底	
(1) 発注・契約権限の明文化について FAMICにおける物品等の調達については、契約事務取扱規程により契約責任者及び当該契約責任者の事務の範囲を定めている。また、発注に係る事務フロー図を整備し、発注依頼者が直接業者へ発注することのないよう周知しており、引き続き当該取組を推進することとする。	関係規程による発注・契約権限や事務フロー図を周知した。
(2) 競争性を確保した入札の実施による業者の選定について 特定の仕様により納入業者が限定されることのないよう、引き続き仕様書の精査をし、複数の者が応札できるよう努めることとする。	仕様書の作成にあたっては、特定の業者・機種に限定されることのないよう業務担当各課に周知するとともに、業務担当課より提出された仕様書について、過度な仕様による限定箇所の有無について内容を精査し、複数の者が応札できるよう努めた。
(3) 随意契約について 少額随意契約以外に新たに随意契約を締結することとなる案件については、緊急の場合等や止むを得ないと認められる場合を除き、事前にFAMIC内に設置した調達等合理化検討会	少額随意契約以外に新たに随意契約を締結することとなる案件については、調達等合理化検討会において「随意契約理由書」により、関係規程との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けた。

(総括責任者は総合調整担当理事)において、会計規程や契約事務取扱規程などにおける「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。	
(4)発注者以外の職員の立会いによる検収について 物品納品等の検収については、既に検査職員のほか、検査補助員又は発注者以外の原課職員を立ち合わせて行っており、引き続き当該取組を推進することとする。	納品に係る検査については、検査職員及び検査補助員もしくは原課職員の2人体制で行った。
(5)不祥事の発生の未然防止・再発防止について 不祥事の発生を未然に防止するため、担当課長会議、会計経理部門の職員等の担当者会議等において、調達等合理化計画の説明や調達に係る契約から検収業務について、契約規程・検査マニュアル等について再度の周知徹底を図る等、不祥事の発生の未然防止・再発防止を図ることとする。	本部・地域センター等ごとに、再発防止強化策をはじめとする発注・検収事務に係る自己点検を行い、適切に処理されていることを確認するとともに、再発防止強化策の風化を防ぐため、各地域センター等業務管理課長等や担当者に対して当該対策の策定経緯を含め定期的に周知し、不祥事の未然防止・再発防止の再認識に努めた。
自己評価の実施 調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。 主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。	平成30年度の調達等合理化計画の自己評価については、業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、平成30年度業務実績等報告書の公表に併せてホームページに公表した。 なお、評価結果に伴う計画の改定等はなかった。
推進体制 (1)推進体制 本計画に定める各事項を着実に実施するため、総合調整担当理事を総括責任者とする調達等合理化検討会により調達等合理化に取り組むものとする。 総括責任者 総合調整担当理事 副総括責任者 総務部長 メンバー 企画調整課長 総務課長 会計課長 管財課長	令和元年度は、調達等合理化検討会を4回開催し、平成30年度調達等合理化計画に係る自己評価及び令和元年度調達等合理化計画(案)の審議(令和元年5月15日)のほか、公募による一者応募となった事案の調達手続や随意契約による事由の点検を行った。
(2)契約監視委員会の活用 監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準(新規の随意契約、2か年連続の一者応札・応募案件など)に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。	契約監視委員会を以下のとおり開催し、当計画の策定及び自己評価の際の点検、個々の契約案件の事後点検を受けた。 ①令和元年6月10日:令和元年度計画及び平成30年度計画に係る自己評価の点検、理事長が定める基準(新規の随意契約、2か年連続の一者応札・応募など)に該当する個々の契約案件(平成30年度第3、第4四半期分)の事後点検 ②令和元年11月28日:理事長が定める基準(新規の随意契約、2か年連続の一者応札・応募など)に該当する個々の契約案件(令和元年度第1、第2四半期分)の事後点検 また、審議概要については、ホームページに公表した。
その他 調達等合理化計画及び自己評価結果等については、FAMICのホームページにて公表するものとする。 なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。	調達等合理化計画については、令和元年6月28日にホームページに公表した。また、自己評価については、今後、令和元年度業務実績等報告書の公表に併せて公表する予定。 なお、当計画の実施にあたって新たな取組の追加等は無かったため、当計画の改定は行わなかった。

表2-4-2 競争性のない随意契約となった契約内容と要因

契約内容	要 因
ガス使用料(小平分室)	取扱業者が1に特定されるため(競争の余地がない)
上下水道使用料(小平分室)	
ガス使用料(神戸センター)	
上下水道使用料(神戸センター)	
ガス使用料(福岡センター)	
後納郵便	
情報通信ネットワーク回線の保守及び機器の賃貸借業務	
農薬登録票作成システム運用・保守業務	
情報システム等保守管理、ファイアウォールの監視及びログ点検・分析業務	
勤務時間管理システム利用サービス運用・保守業務	
神戸センター機械式駐車場修繕業務	
外部精度管理試験の斡旋等業務	
PCB廃棄物(蛍光灯安定器)処理委託契約	
リガク社製X線回析装置データ処理用パソコン(回析用データベースライセンス(5年)含む)更新業務	
日本ウォーターズ社製高速液体クロマトグラフ等(7式)の点検業務	
アジレント・テクノロジーズ・インク社製ガスクロマトグラフ質量分析装置等(5式)の点検業務	
人工気象装置(植物栽培用)1式購入契約	
IP電話ネットワークータルサービス設定変更業務	
神戸センター中央監視制御設備コンピューター制御部位更新及び設定業務	
独立行政法人農林水産消費安全技術センター情報システムのリモート接続サービス構築業務	

第3-1 保有資産の見直し等

表3-1-1 保有資産の必要性見直し結果

保有資産	利用度	保有の必要性等
農薬検査部(小平) 神戸センター 福岡センター	勤務時間常時利用	農薬検査部(小平)については、農薬の登録検査業務に必要な施設が備わっているため業務を行う拠点として必要。また、神戸センター及び福岡センターについては、全国に分散している事業者等を対象とした立入検査等を効率的に進めていく上で、近畿、中四国及び九州地域の拠点施設として必要。
岩槻ほ場	72%(使用日/365日×100)	肥効試験や連用試験を行うため必要。
分析機器等 (ガスクロマトグラフ質量分析装置等)	分析機器等の稼動状況調査により把握	分析機器等の稼動状況調査及び「FAMICにおける分析機器整備・管理方針」に基づき、必要性を判断し、必要のないものは保有資産から除却。

表3-1-2 保有特許等とその必要性

発明の名称	利用状況	保有の必要性
生糸ずる節*検出方法および装置 * 生糸ずる節とは生糸の途中で著しく太くなっている部分のこと。織物等の表面に現れて欠点となる。 (H19年登録)	・業務における活用実績なし ・許諾実績(H20年)	現在、検査業務での活用実績はないが、ISOにおいて生糸電子検査方法の国際規格が発行されており、当該技術の活用があることから維持する必要がある。 なお、本特許については登録の維持に係る手数料が免除されており、保持に係る負担は発生しない。

第3-3 法人運営における資金の配分状況

表3-3-1 主な経費の予算額と決算額の差額及びその主な理由 (千円)

区分	予算額(※1)	決算額(※1)	差額	差額の主な理由
業務経費	783,381	746,898	36,483	※2
一般管理費	517,183	504,176	13,007	※3
人件費	5,741,642	5,680,839	60,803	※4

※1 予算額、決算額……運営交付金、自己収入の合計額

※2 業務経費について
農林水産省からの緊急要請対応経費等の残額

※3 一般管理費について
合同庁舎維持分担金及び暖冬の影響による光熱水料の残額

※4 人件費について
休職者等に係る職員基本給等の残額

調査研究課題一覧

各課題の評価は、以下の基準による。

- 【評価の基準】 S：期待される水準を上回り、かつ顕著な成果が得られている
 A：期待される水準を上回って達成している
 B：期待される水準を達成している
 C：期待される水準を下回り改善を要する
 D：期待される水準を下回り抜本的な見直しが必要

①肥料及び土壌改良資材関係業務

ア 肥料の分析法の開発及び改良に関する調査研究

課題数	概要 / 外部有識者を含む委員会の評価
9	(ア) ICP-OES法による肥料中の可溶性石灰及び可溶性苦土の測定法の開発 〔概要〕 事業者等から要望のある肥料中の可溶性石灰及び可溶性苦土を誘導プラズマ発光分光分析装置（ICP-OES）を用いて同時に測定する方法を検討し、適用できることを確認した。（令和元年度終了） 〔評価〕 肥料中の可溶性石灰及び可溶性苦土について、ICP-OESを用いて同時に測定する試験方法について妥当性を確認した。得られた成果により、近年普及が著しいICP-OESを用いて可溶性石灰及び可溶性苦土を同時に測定することが可能となり、分析技術の進歩を肥料の試験法に反映させることが可能となった。以上のとおり期待される水準を達成したことから、B評価となった。 (イ) フレーム原子吸光法による石灰の測定法の開発 〔概要〕 事業者等から要望のある化成肥料等に含まれるカルシウム（石灰）の評価の形態をフレーム原子吸光装置（AAS）を用いて測定する方法を検討するとともに、併せて、誘導プラズマ発光分光分析装置（ICP-OES）を用いて測定する方法を検討し、適用できることを確認した。（令和元年度終了） 〔評価〕 肥料中のカルシウム成分の評価方法について、可溶性カルシウムとしての評価が適当であることを確認し、その試験方法の妥当性を確認した。得られた成果により、化成肥料等のカルシウムを評価することが可能となった。併せて昨今の社会的ニーズであるICP-OESを用いた可溶性カルシウムの測定法の検討を行い、分析技術の進歩を肥料の試験法に反映させることが可能となった。以上のとおり期待される水準を上回って達成したことから、A評価となった。 (ロ) イオンクロマトグラフ法による硫酸塩の測定法の開発 〔概要〕 事業者等から要望のある植物の吸収を目的とした肥料中の硫酸塩をイオンクロマトグラフを用いて測定する方法を検討し、適用できることを確認した。（令和元年度終了） 〔評価〕 肥料中の硫酸塩について、イオンクロマトグラフを用いて測定する分析法について妥当性を確認した。得られた成果により、イオンクロマトグラフを用いた硫酸塩の測定法の検討を行い、迅速化及び省力化が可能となる肥料の試験法に反映させることが可能となった。以上のとおり期待される水準を達成したことから、B評価となった。 (ハ) （塩酸（1+23））可溶性けい酸及び水溶性けい酸の測定法の性能評価（複数試験室による妥当性確認） 〔概要〕 クライテリア・アプローチの導入に必要な肥料の試験法の性能評価規準を調査して、（塩酸（1+23））可溶性けい酸及び水溶性けい酸（ふっ化カリウム法）の測定方法の室間再現精度を確認するため、これらの試験法について複数試験室による妥当性確認を実施した。（令和元年度終了） 〔評価〕 複数試験室による妥当性確認を実施し、妥当性が確認された。この結果、塩酸（1+23）可溶性けい酸及び水溶性けい酸（ふっ化カリウム法）の試験法について性

能規準が確認できたことで、クライテリア・アプローチの導入に寄与することができた。以上のとおり期待される水準を達成したことから、B評価となった。
(オ) 石灰全量及び可溶性石灰の測定法の性能評価（複数試験室による妥当性確認） 〔概要〕 クライテリア・アプローチの導入に必要な肥料の試験法の性能評価規準を調査して、石灰全量及び可溶性石灰（フレイム原子吸光法）の測定方法の室間再現精度を確認するため、これらの試験法について複数試験室による妥当性確認を実施した。（令和元年度終了） 〔評価〕 複数試験室による妥当性確認を実施し、妥当性が確認された。この結果、石灰全量及び可溶性石灰（フレイム原子吸光法）の試験法について性能規準が確認できたことで、クライテリア・アプローチの導入に寄与することができた。以上のとおり期待される水準を達成したことから、B評価となった。
(カ) 苦土全量、可溶性苦土、く溶性苦土及び水溶性苦土の測定法の性能評価（複数試験室による妥当性確認） 〔概要〕 クライテリア・アプローチの導入に必要な肥料の試験法の性能評価規準を調査して、苦土全量、可溶性苦土、く溶性苦土及び水溶性苦土（フレイム原子吸光法）の測定方法の室間再現精度を確認するため、これらの試験法について複数試験室による妥当性確認を実施した。（令和元年度終了） 〔評価〕 複数試験室による妥当性確認を実施し、妥当性が確認された。この結果、苦土全量、可溶性苦土、く溶性苦土及び水溶性苦土（フレイム原子吸光法）の試験法について性能規準が確認できたことで、クライテリア・アプローチの導入に寄与することができた。以上のとおり期待される水準を達成したことから、B評価となった。
(キ) く溶性マンガン及び水溶性マンガンの測定法の性能評価（複数試験室による妥当性確認） 〔概要〕 クライテリア・アプローチの導入に必要な肥料の試験法の性能評価規準を調査して、く溶性マンガン及び水溶性マンガン（フレイム原子吸光法）の測定方法の室間再現精度を確認するため、これらの試験法について複数試験室による妥当性確認を実施した。（令和元年度終了） 〔評価〕 複数試験室による妥当性確認試験を実施し、当該試験法の妥当性を確認した。この結果、く溶性マンガン及び水溶性マンガン（フレイム原子吸光法）の試験法について性能規準が確認できたことで、クライテリア・アプローチの導入に寄与することができた。以上のとおり期待される水準を達成したことから、B評価となった。
(ク) く溶性ほう素及び水溶性ほう素の測定法の性能評価（複数試験室による妥当性確認） 〔概要〕 クライテリア・アプローチの導入に必要な肥料の試験法の性能評価規準を調査して、く溶性ほう素及び水溶性ほう素（アゾメチンH法）の測定方法の室間再現精度を確認するため、これらの試験法について複数試験室による妥当性確認を実施した。（令和元年度終了） 〔評価〕 複数試験室による妥当性確認試験を実施し、当該試験法の妥当性を確認した。この結果、く溶性ほう素及び水溶性ほう素（アゾメチンH法）の試験法について性能規準が確認できたことで、クライテリア・アプローチの導入に寄与することができた。以上のとおり期待される水準を達成したことから、B評価となった。
(ケ) ICP-OES法による液状肥料中の有効成分の測定法の性能評価（複数試験室による妥当性確認） 〔概要〕 クライテリア・アプローチの導入に必要な肥料の試験法の性能評価規準を調査して、水溶性主成分及び効果発現促進材（ICP-OES法）の測定方法の室間再現精度を確認するため、これらの試験法について複数試験室による妥当性確認を実施した。（令和元年度終了） 〔評価〕 複数試験室による妥当性確認試験を実施し、当該試験法の妥当性を確認した。この結果、水溶性主成分及び効果発現促進材（ICP-OES法）の試験法について性能規準が確認できたことで、クライテリア・アプローチの導入に寄与することができた。

以上のとおり期待される水準を達成したことから、B評価となった。

イ 肥料の有効性及び安全性の確保に必要な調査研究

課題数	概要 / 外部有識者を含む委員会の評価
3	(7) 肥料認証標準物質の開発（長期安定性モニタリング試験） [概要] 現在販売している肥料認証標準物質（FAMIC-A-17、FAMIC-B-14、FAMIC-C-12-2及びFAMIC-C-18）の長期安定性モニタリング試験を実施した。（令和元年度終了） [評価] 肥料認証標準物質について、継続して長期安定性モニタリング試験を行い、安定性を確認するという期待される水準を達成したことから、B評価となった。 (イ) 汚泥肥料の連用によるカドミウム等の土壌への蓄積、作物への吸収試験（継続） [概要] 汚泥肥料の連用によるカドミウム等の土壌への蓄積及び作物への吸収について、供試作物にホウレンソウ、ニンジンを用い、データの蓄積を行った。（令和2年度継続） [評価] 評価には長期間のデータ蓄積が必要なことから継続とし、評価なし。当該試験については、他に例を見ない試験であり、外部評価委員から継続実施について、強い要望が出された。 (ウ) 肥料鑑定データベースの拡充（顕微鏡観察） [概要] 汚泥肥料及び堆肥の特徴的な部分を把握するため、飼料分析基準で規定されている酸、アルカリ又は過酸化水素処理を行った後にフーリエ変換形赤外分光光度計（FT-IR）で測定し、プラスチック類の混入であることを確認するとともに、それぞれ処理を行ったものの写真を撮影した。（令和元年度終了） [評価] 社会的に要請されている肥料データベースの公表とFT-IRの適用範囲の拡大により、肥料の品質保全に資することが期待できる。これらのことから期待される水準を上回って達成したことから、B評価となった。

②農薬関係業務

ア 農薬の人畜・環境への影響に関する調査研究

課題数	概要 / 外部有識者を含む委員会の評価
4	(7) 農薬の後作物残留リスクの評価方法の検討—後作物残留濃度の推定法の構築と新たな評価スキームの提案— [概要] 評価スキームの第一段階での導入を検討している後作物残留濃度の推定方法の構築のため、移行係数の変動幅を明らかにした。ライシメータ試験及び過去の調査事業のデータの解析から、「オクタノール/分配係数」が4以上の農薬であっても高い移行係数を示す場合があり、後作物残留濃度の推定にあたって農薬の「オクタノール/分配係数」に応じて異なる移行係数を用いることは過小評価を発生させる危険があることを示した。さらに、過去の調査事業のデータについて解析を進め、移行係数の分布特性が対数正規分布で表現できること、その平均値+2SDを考慮して後作物残留濃度を推定した場合、ほとんどのケースで推定値は実測値を上回ることを確認した。評価スキームの第一段階に導入する後作物残留濃度の推定方法の確立に資する有用な知見が得られた。（令和元年度終了） [評価] 「オクタノール/分配係数」が比較的高い農薬であっても高い移行係数を示す場合があることや移行係数の分布特性が対数正規分布で表現できることなど、評価スキームの第一段階で安全サイドにたった評価を行う上での有用な知見が得られたことが高く評価された。さらに、成果の一部が査読付きの国際的な学術雑誌に掲載され、期待される水準を達成したことから、B評価となった。 (イ) ミツバチの水田水を介した農薬暴露に関する実態の解明 [概要] ミツバチの水田水を介した農薬暴露実態を解明するため、除草剤をトレーサーと

した野外環境における実態調査と、農薬成分に加え蛍光塗料をトレーサーとし簡易テントを用いた半野外環境における蜂群内の農薬動態調査を行った。

実態調査では、田面水中のトレーサー濃度と成虫・幼虫中に含まれるトレーサー量を測定した結果から、ミツバチによる採水量の推定を行った。一方、動態調査のうち農薬成分をトレーサーとした試験では、成虫・幼虫中に含まれるトレーサー量からミツバチによる採水量を推定し、実際に計測した採水量と比較した。実態調査ではミツバチが水田で採水している様子が観察されていたが、実態調査及び動態調査のいずれにおいても幼虫からは定量下限値以上のトレーサーは確認されず、両調査で得られた採水量の推定値を比較した結果、水を介して成虫の体内に取り込まれたトレーサーは代謝や分解により虫体から消失していることが示唆された。

また、動態調査のうち蛍光塗料をトレーサーとした試験では、巣箱内ではごく一部分でのみ蛍光塗料の付着が確認され、巣箱外ではミツバチの排泄物に蛍光塗料が含まれていることが確認されたことから、トレーサーの一部を巣箱外に排泄していることがわかった。

なお人事異動による担当者の途中交代があったため、他職員も対応できる体制を整え調査を達成した。(令和2年度継続)

[評価]

野外における実態については初年度の調査としては十分なデータが得られたこと、蜂群内における農薬動態のおおよその傾向をつかめたこと、調査方法が確立されていない中で創意工夫を図り研究を行った点が評価された。以上のとおり期待される水準を達成したことから、B評価となった。

(ウ) 多年生作物（にら）の残留性に関する調査研究

[概要]

過去に実施された「国内産農産物における農薬の使用状況及び残留状況調査」において原因不明の基準値超過が認められた「にら」について、その原因を究明するため、にら特有の複数作期に渡る栽培形態に対応した作物残留試験を行った。処理方法「散布」の登録を有する、分子構造の系統及びオクタノール/水分分配係数が異なる4成分を供試農薬とした。登録範囲内で残留量が最大となることが見込まれる条件で供試農薬を処理し、収穫した「にら」を分析した。その結果、次作の農薬散布をしなかった試験区からは農薬が検出されず、にらにおける残留には供試した全ての農薬において、懸念されたキャリーオーバーが無いことが明らかとなった。なお、人事異動による担当者の途中交代があったため、データ共有の徹底、分析業務のルーティン化等、他職員も対応できる体制を整えて調査を達成した。(令和元年度終了)

[評価]

にらで認められる基準値超過においてキャリーオーバーは原因とはならず、季節的あるいは作物の育成上の問題である可能性を示唆する結果を得た。一方で基準値超過の原因については、さらなる検討・考察が必要と考えられた。計画通り試験を実施し残留分析を開始することができ、期待される水準を達成したことから、B評価となった。

(エ) EUにおける農薬使用者に対する急性暴露評価の調査

[概要]

我が国において新たに急性農薬使用者暴露評価が導入されることから、先行して同評価を導入している欧州における評価状況を調査・分析した。欧州で採択されている急性農薬使用者暴露許容量(AA0EL)設定にかかる通知文書の要点についてまとめるとともに、2016年から2018年までの3年間に公表された評価書を調査した。58有効成分について調査した結果、ほぼ全ての有効成分について、食品を介した短期間の摂取による影響評価に用いられる指標である急性参照用量(ARfD)設定と同様の考え方で根拠試験が選定されていること、及び、必要に応じて経口吸収率による補正が行われていることが明らかになった。この調査から、新しく導入される急性農薬使用者暴露評価の際、特に、許容量の設定にかかる基礎的知見を得ることができた。(令和元年度終了)

[評価]

わが国で導入される急性農薬使用者暴露評価に関する欧州における考え方や基準値設定の現状などについて整理されており、評価の際に先行事例として参照できる有効な情報が得られたことが評価された。以上のとおり期待される水準を達成したことから、B評価となった。

イ 農薬等の品質・薬効等に関する調査研究

課題数	概要 / 外部有識者を含む委員会の評価
2	(7) 農薬製剤の品質の検査方法の改良 [概要] MAIMM (Multi Active Ingredient and Matrix Methods) による農薬の分析方法の検討については、2019年6月のCIPAC(国際農薬分析法協議会)会議において報告された分析方法に基づき、具体的な研究内容を検討した。一般的な見本検査法に用いられる内部標準法による検討を行うため、内部標準物質の候補(41成分)をMAIMMの条件にて分析し、GC及びHPLCの各保持時間区分に共通して使用可能な内部標準物質として、計5種の物質を選定した。 非選択的な定量法である二硫化炭素法が公定法となっているジチオカーバメート系農薬の分析については、チウラムのHPLCを用いた分析方法を検討し、絶対検量線法及び内部標準法のいずれについても、良好な選択性、直線性、併行精度を確認し、見本検査法や集取農薬分析方法としての適用が可能であることを示した。(令和2年度継続) [評価] MAIMMの導入は、人員の限られる中で、効率的かつ精度高く製品検査を実施するのに有効と考えられ、農薬の安全管理行政への貢献が期待できるが、初年度は当初の研究スケジュールに比べ遅れているので、問題点や課題を絞り込み、研究を続けることが必要と評価され、現時点では、期待される水準を下回り改善を要することから、C評価となった。 (4) 日本における農薬の散布液量実態調査 [概要] 作物に対する農薬の適切な散布液量を調査するために、今回はほ場における実散布液量の調査及び既存資料を活用した文献調査を行った。ほ場調査ではきゅうり、なす、オクラを対象に散布者が十分と考える液量を散布し、その際の散布液量を調査した。その結果、きゅうり及びなすにおいて登録上の散布液量の最大値(300L/10a)を超える事例が確認された。また、文献調査において上記3作物について調査した結果、ほとんどの文献では登録上の散布液量(100～300L/10a)の範囲内であったが、きゅうり及びなすにおいてはほ場調査同様、最大値を超える事例が数例確認された。(令和2年度継続) [評価] 作物への散布調査では、散布者間で散布液量にバラツキが見られた。作物の草丈や、作物の葉の数が散布液量のバラツキに影響を与えていると考えられた。今回の調査では最適な散布量の確認には至らなかったが、散布液量にバラツキが見られるいくつかの要因が確認できたことから、B評価となった。

ウ 残留農薬の分析に関する調査研究

課題数	概要 / 外部有識者を含む委員会の評価
1	(7) 残留農薬分析業務における分析法の検討 [概要] 米穀の一斉試験法(LC-MS/MS測定)について、分析対象農薬の拡大を図るため、13農薬を対象に、3試験室(小平、横浜事務所および神戸センター)において、厚生労働省のガイドラインに基づき、分析法の妥当性確認を実施した。 標準液の安定性等に問題のあった2農薬を除く11農薬について妥当性が確認された。(令和2年度継続) [評価] 米穀の一斉試験法(LC-MS/MS測定)で新たに11農薬が分析可能となり、分析対象農薬の拡大を図るという当初の目標を達成したことから、B評価となった。

③ 飼料及び飼料添加物関係業務

飼料及び飼料添加物の検査等に関する調査研究

課題数	概要 / 外部有識者を含む委員会の評価
2	(7) 飼料及び愛玩動物用飼料中の有害重金属等の迅速・多元素同時定量法の検討(令和2年度継続)

	[概要] 飼料及び愛玩動物用飼料中の有害重金属等（カドミウム、水銀、鉛及び砒素）の分析法として、近年、食品検査の分野で実用化されているマイクロ波分解装置を用いた前処理時間の短縮化、誘導結合プラズマ質量分析計（ICP-MS）による多元素同時分析を適用するための検討を行った。平成30年度に魚粉、肉骨粉及び稲わらに対して開発した方法についていくつかの操作等を変更し、基準値引き下げ等に対応した。また、変更した方法について、配合飼料、魚粉、肉骨粉、稲わら及び愛玩動物用飼料（ドライ製品及びウェット製品）を用いて単一試験室による妥当性確認試験を実施したところ、目標値に適合していることを確認した。 [評価] 鉛の基準値引き下げに対応するため多種類の容器の鉛の溶出を確認したこと、使用した機器が他部門との共有機器であったが一定の成果を上げたこと、従来の分析法から処理時間が大きく減少したことが特に評価された。得られた成果が期待される水準を上回って達成していることから、A評価となった。
	(イ) 飼料原料及び配合飼料中の腸球菌の薬剤耐性モニタリング調査（令和2年度継続） [概要] 飼料から分離される腸球菌について、その薬剤耐性に係る知見が少ないことから、飼料原料及び配合飼料中の腸球菌の薬剤耐性菌の汚染実態を調査した。その結果、同定できなかった株について、平成30年度は実施しなかった再分離を実施することにより、同定株数を増やすことができた。また、薬剤感受性試験の結果、飼料から分離された腸球菌も菌種により薬剤耐性の傾向が異なるという結果が得られた。 [評価] 同定株数を増やすため計画にはなかった再分離を実施したこと、分離株数を増やすためチキンミールも対象に加えたことが特に評価された。また、知見が少ない飼料中の腸球菌の薬剤耐性について、一定のデータの集積を行った。得られた成果が期待される水準を上回って達成していることから、A評価となった。

④食品表示の監視に関する業務

ア 産地判別可能品目の拡大に関する調査研究

課題数	概要 / 外部有識者を含む委員会の評価
8	(ア) ニンジン及びニンジン加工品のストロンチウム安定同位体比分析及び元素分析による原産地判別法の検討 [概要] 平成30年度に検討した分析法を元に、ニンジンの元素分析及び安定同位体比分析による適用試験をFAMIC内の各試験室で実施した。構築した判別モデルのニンジン加工品への適用を確認したところ、冷凍野菜等のブランチング程度の加工処理であれば判別の可能性が認められた。（令和元年度終了） [評価] ニンジンの原産地判別法を用いた検査が実施可能となり、期待される水準を達成しているとしてB評価となった。 (イ) 大豆及び大豆加工品の原産地判別法の検討〔農研機構食品研究部門との共同研究〕 [概要] 国産大豆とアメリカ産及びカナダ産大豆を判別するマーカーを用いて、リアルタイムPCR法等により生鮮大豆と大豆加工品（豆腐、米味噌、納豆等）の原料原産地判別が可能であった。また、国産大豆と中国産大豆を判別するマーカーを用いて、PCR-RFLP法により生鮮大豆の国産-中国産判別が可能であった。（令和元年度終了） [評価] リアルタイムPCR法等により多くの大豆加工品で原料原産地判別法の適用を確認したこと、DNA分析で中国産生鮮大豆も判別可能となったことから、期待される水準を上回って達成しているとしてA評価となった。 (ウ) 豚肉及び豚肉加工品の原産地判別法の検討 [概要] 豚肉を対象としたガスクロマトグラフによる食品成分一斉分析法（脂溶性、水溶性）及び元素分析等の前処理法を検討した。分析法検討試料（国産17点、外国産28点）を測定した結果から、水溶性2成分、脂溶性2成分に産地判別の指標となる可能性が認められた。（令和2年度継続） [評価]

	FAMICで測定可能な分析法を網羅的に実施して多成分の中から判別指標となる成分を検索し、国産と外国産の判別に寄与する成分を見いだしたことから、期待される水準を達成しているとしてB評価となった。
(エ)	うるち米を原料とした米加工品のDNA分析による原料原産地判別法の検討〔農研機構食品研究部門との共同研究〕 〔概要〕 国産米と外国産米（米国及び豪州）を判別するマーカーを用いて、リアルタイムPCR等により加工度の高い米加工品（甘酒、米味噌等）の原料原産地判別の可能性が得られた。また、SSRマーカーによる陽性確認の可能性も得られた。（令和2年度継続） 〔評価〕 DNA分析により加工度の高い米加工品の原料原産地判別の可能性が得られたことから、期待される水準を達成しているとしてB評価となった。
(オ)	小豆及び小豆加工品の軽元素安定同位体比分析による原産地判別法の検討 〔概要〕 小豆及び小豆加工品の原料原産地が国産か外国産であるかの判別を軽元素安定同位体比分析により検討した。小豆の炭素、酸素、水素の安定同位体比を測定した結果、複数の元素の安定同位体比を組み合わせることによる判別の可能性が示唆された。また小豆加工品の原料小豆の原料原産地判別のために、加工工程の影響を軽減する方法の検討を模擬餡を作製して炭素、酸素安定同位体比について行った。その結果、餡の温水洗浄により得られた沈殿物の安定同位体比の値は原料小豆のそれに近い値であり、小豆加工品から原料小豆の安定同位体比を推定することが可能と考えられた。（令和元年度終了） 〔評価〕 判別の可能性が示唆されたことと、簡便な温水洗浄で小豆加工品の加工工程の影響を軽減できたことより、期待される水準を達成しているとしてB評価となった。
(カ)	粗繊維の軽元素安定同位体比分析による農産物水煮の原料原産地判別法の検討〔農研機構食品研究部門との共同研究〕 〔概要〕 水煮（タケノコ、ワラビ、ゼンマイ）を対象とした軽元素安定同位体比分析による原料原産地判別の可能性を検討するために、各品目の粗繊維抽出法の検討及び国産-外国産間の差異の有無を確認したところ、国産-外国産間の軽元素同位体比の分布に重なりが多く判別が困難であることを明らかにした。（令和元年度終了） 〔評価〕 軽元素安定同位体比による産地判別は難しいことが明らかになったこと、水煮加工品（ワラビ、ゼンマイ及びタケノコ）についてそれぞれ最適化した粗繊維抽出法を開発したことから、期待される水準を達成しているとしてB評価となった。
(キ)	うなぎ加工品の原料原産地判別法の対象品拡大の検討 〔概要〕 うなぎ加工品について頭側から尾まで4分割した試料で元素分析による分析を行った。その結果、うなぎ加工品のうちハーフカット品及び4分割程度のサイズの製品について、それぞれに適した判別基準を適用することでわずかな感度の低下のみで検査に実用可能であることを確認した。（令和元年度終了） 〔評価〕 行政検査としてのニーズが高いうなぎ加工品について適用を拡大し、既存の方法で市販品の販売形態に即した検査を可能としたことから、期待される水準を上回って達成しているとしてA評価となった。
(ク)	ブロッコリーの元素分析及び重元素安定同位体比分析による原産地判別法の検討 〔概要〕 生鮮ブロッコリーについて、元素分析による国産-外国産の産地判別の可能性が示唆された。ストロンチウム安定同位体比は産地判別への寄与度が低かった。また鉛安定同位体比は鉛の試料中濃度が低いため検討対象から除外した。 生鮮ブロッコリーの判別モデルに冷凍ブロッコリーの適用を試みたが、生鮮ブロッコリーとは産地が異なるため良好な結果が得られなかった。（令和元年度終了） 〔評価〕 生鮮ブロッコリーについて、元素分析による国産-外国産の産地判別の可能性が得られ、期待される水準を達成しているとしてB評価となった。

課題数	概要 / 外部有識者を含む委員会の評価
5	(7) リアルタイムPCR等を用いた品種等判別法の検討〔農研機構食品研究部門との共同研究〕 〔概要〕 mPingマーカーによる米品種判別法について、リアルタイムPCRや通常のPCRによる簡易な品種判別の可能性が得られた。また、通常のPCRにおいては簡易抽出したDNA溶液を用いた分析も可能であった。(※mPingは染色体上を動くことができるDNA断片。DNA配列への挿入の有無が品種毎に異なることから判別に寄与。)(令和2年度継続) 〔評価〕 mPingマーカーによる米飯加工品の品種判別法が確立できれば簡易なスクリーニング検査を行うことが可能となり、また、コシヒカリのスクリーニングにおいては従来法と比較して9割以上のコスト削減となることから、期待される水準を達成しているとしてB評価となった。 (イ) DNA分析による複数の品種又は生物種が混合された加工食品における混合割合の推定法の検討〔農研機構食品研究部門との共同研究〕 〔概要〕 大豆加工品の品種判別（フクユタカ）における異品種混合割合の推定方法を検討した。リアルタイムPCRを用いた$\Delta\Delta Ct$法により、豆腐及び豆乳について原料大豆の実際の混合率に近い値を推定する方法を確立した。(令和元年度終了) 〔評価〕 「フクユタカ使用」表示に係る豆腐等の検査は、これまでは定性分析のみであったが、本課題により異品種の混入がどの程度であるかを確認する方法を確立したことから、期待される水準を達成しているとしてB評価となった。 (ウ) アスパラガスの水溶性成分一斉分析による原産地判別法（スクリーニング）の検討 〔概要〕 既存のGC/MSにより国産59点、外国産48点の測定を行い、約50成分のデータを得た。このうち12成分を使用した判別モデルにより、感度99 %に設定した場合の国産試料の二次検査割合が9.3 %となる良好なスクリーニング能力を有する判別モデルが得られた。また、単独での検査法としての可能性も示された。さらに、検査の実用化に向けてGC/MS以外によるアミノ酸・有機酸の測定方法を複数検討したが良好な結果は得られなかったため、GC/MS法を改良して検査でも用いることとした。(令和2年度継続) 〔評価〕 既存装置を用いた新規手法によるアスパラガスの原産地判別の可能性検討を行い、スクリーニング法としての実用化の可能性を示したことから、期待される水準を上回って達成しているとしてA評価となった。 (エ) 画像解析によるシジミの種判別法及びアサリの地域系群判別法(スクリーニング)の検討 〔概要〕 シジミ及びアサリそれぞれ約10600枚及び約14800枚の検査品の画像からディープラーニングにより判別モデルの構築及び検証を行った結果、シジミ・アサリともに特異度45 %以上、感度99 %以上の判別モデルが得られ、2～3割程度の試料について画像解析のみで陰性と判定可能となり、DNA分析を行う必要がなくなると予測された。シジミについては殻表面の傷のパターン、アサリについては殻の模様が判別に寄与していることが確認された。(令和元年度終了) 〔評価〕 検査現場で使用可能なプログラムを作成し、化学分析を行うことなく画像のみで産地等のスクリーニング判別が可能であることが示されたこと、また、他の品目にも応用可能であり将来性が高い方法であることから、期待される水準を顕著に上回っているとしてS評価となった。 (オ) 蛍光指紋による原産地判別法（スクリーニング）の検討〔農研機構食品研究部門との共同研究〕 〔概要〕 積分球の検討と測定精度及び補正方法の検討により、機種間差や日間差を抑える方法を確立した。また、米を用いた原産地判別（スクリーニング）の可能性検討の結果、スクリーニング能力が高いとは言えないが、実用化の可能性のあることを確

	認した。(令和2年度継続) [評価] 新しい手法の導入という難易度が高い課題だが、変動を抑える方法を確立して検査のスクリーニング法として活用できる可能性が見出されたことから、期待される水準を上回って達成しているとしてA評価となった。
--	---

ウ 検査の迅速化・効率化に関する調査研究

課題数	概要 / 外部有識者を含む委員会の評価
3	(7) 米品種判別法の判別対象品種の拡大〔農研機構食品研究部門との共同研究〕 [概要] 米品種判別法の判別対象品種を48品種から66品種に拡大した。また、分析法の効率化を検討し、バルク分析に使用するマーカー数の削減、1粒分析におけるマルチプレックスPCR法の導入を検討した結果、分析に要する時間を45%及びコストを48%削減することができた。(令和元年度終了) [評価] 検査対象品種を拡大したこと、検査に要する時間及びコストを削減できたことから、期待される水準を上回って達成しているとしてA評価となった。 (4) アカシアはちみつの軽元素安定同位体比分析による原料原産地判別法(スクリーニング)の検討 [概要] アカシアはちみつは国産と外国産で軽元素(O, H)安定同位体比分析比の分布の重なりが大きい結果となり、判別が難しいことが明らかとなった。収集した試料の元素を分析し、アカシアはちみつの原料原産地判別検査の適用範囲の拡大を検討したところ、百花蜜においても国産-外国産判別が可能なモデルが構築できたので、判別マニュアルとして活用できる可能性が見いだされた。(令和元年度終了) [評価] 計画段階で難易度が高い課題であり、元素分析により百花蜜の原料原産地判別の可能性を示したことから、期待される水準を上回って達成しているとしてA評価となった。 (5) ショウガの元素分析及びストロンチウム安定同位体比分析の迅速化の検討 [概要] ショウガの元素分析について、現行の酸分解から酸抽出による方法に変更するとともに、試料の乾燥工程を短縮した。また、Rbの測定については従来のICP-MSによる方法以外に原子吸光分析による方法を採用したところ、元素濃度及びストロンチウム安定同位体比の測定値は従来法と同等であることが確認された。これにより元素分析にかかる日数が4日程度から3日程度に短縮された。(令和元年度終了) [評価] 他品目へも応用可能な技術であり、酸分解を行わず安全性が高い方法であることから、期待される水準を上回っているとしてA評価となった。

エ 市販品検査への適用に関する調査研究

課題数	概要 / 外部有識者を含む委員会の評価
2	(7) 元素及び安定同位体比分析による原産地判別法の検査への適用検討〔農研機構食品研究部門との共同研究〕 [概要] 精米については、元素分析による適用試験をFAMIC内の各試験室で実施し良好な結果が得られたことから精米の原料玄米の原産地判別マニュアルを制定した。 小麦加工品については、軽元素安定同位体比分析による適用試験をFAMIC内の各試験室で実施し良好な結果が得られたことから、小麦加工品の原料小麦の原産地判別マニュアルを改訂した。 生鮮牛肉については、判別モデルを構築したが、装置への負荷が問題になり新たに前処理法の最適化を行ったことから、判別マニュアル制定の計画に遅れが生じ、現在適用試験を実施中である。(令和元年度終了) [評価] 精米については、DNA分析では判別ができない国産米と同じ品種の外国産米についても元素分析により産地判別を可能としたこと、小麦加工品については、検査対象となる加工食品の範囲拡大や検査を迅速化したこと、生鮮牛肉については、前

処理法の最適化を行ったことから、総合的に期待される水準を達成しているとしてB評価となった。

(イ) DNA分析による原産地判別法及び品種判別法等の検査への適用検討〔農研機構食品研究部門との共同研究〕〔水産研究・教育機構中央水産研究所及び水産大学校との共同研究〕

[概要]

スルメイカ判別については、平成30年度の研究成果を受け、簡易抽出法の導入を検討した。FAMIC内の4試験室で適用試験を実施し、判別マニュアルを制定した。

米飯加工品の原料米の原産地判別法については、収集データを基に分析手順を取りまとめ、判別マニュアルを制定した。(令和元年度終了)

[評価]

行政ニーズの高いスルメイカ判別について幅広い加工品を対象に新規に検査への導入を可能にしたこと、米飯加工品の原料米の産地判別について元素分析では判別ができないブレンドや調味された米飯等についてもDNA分析により産地判別を可能としたことから、期待される水準を達成しているとしてB評価となった。